

都市住民を地域に迎え入れるための拠点づくり



# 農を活かした 町おこし・村おこし

財団法人 都市農地活用支援センター



この冊子は、宝くじの普及宣伝事業として助成を受け作成されたものです

# はじめに

---

国はこの数年来、いわゆる「2007年問題」により大量に発生した団塊世代のリタイア層に対して「田舎暮らし」による充実した新たなライフスタイルを提案し、地方への移住、二地域居住、観光、体験交流等を勧めることにより、地方の深刻な課題である人口減少、高齢化、地域コミュニティの低下の対策につなげることを提唱してきました。

平成20年1月に国土交通省が実施した「二地域居住等に関する調査」によれば、現時点で二地域居住等の普及率は全国で4.4%、推定実践数は197万世帯で、10年後の普及率は13%、545万世帯が見込まれるとの数字が示されており、各省庁の横断的な取り組みが徐々に成果をみせていることがうかがわれます。

各種調査結果によれば、移住や二地域居住を希望するきっかけや目的はさまざまですが、「農ある暮らし」を挙げる人が多く見られます。

移住先で営まれている「農ある暮らし」の実態を詳しく調べてみると、最近の傾向として、家庭菜園等での個人の趣味的な生活の範囲を超え、「農を介して」地域の人々と積極的にかかわりを持ち、地域社会に溶け込むことにより、さらに心豊かな充実した生活を楽しんでいる事例が増えてきていることがわかります。

なかにはそれまでの企業人として蓄積した専門知識、経験やコミュニケーション能力を活かして、地域の人々との協働作業により地域経済や地域コミュニティの活性化に積極的に貢献しているケースも見られます。

一方、受け入れ側の地方でも、国の「地方再生戦略」等の施策に呼応し、地域の基幹産業である「農」を活かして、観光農園、市民農園、直売場、農家レストラン等を開設し、都市住民との交流を深めることにより、地域活性化を図ろうとする取り組みが広がっており、食の安心安全、食育、自給率の向上等の最近話題となっている社会的な現象が、さらに後押しとなって一層の盛り上がりを見せています。

本書では、このような「農を介した」全国のさまざまな活動状況に着目し、そこでの背景・意義、創意工夫などを取材し、分かりやすくまとめました。

昨年、財団法人都市農地活用支援センターは、日本宝くじ協会の助成を受けて、都市農地の多面的な機能を紹介した冊子『農を生かした都市づくり』を作成して、大変多くの方から好評を得ることができました。

本書はその第2弾として、地方都市や中山間地域での「農を介した」取り組みをまとめたもので、農業者はもちろんのこと、専門家・行政担当者をはじめとして学校、NPO団体、一般の市民などに広く提供したいと考えております。

本書の発行に当たり、財団法人日本宝くじ協会にあらためて感謝を申し上げるとともに、取材協力者の方々や本書編集委員をはじめご協力をいただきました関係者の方々に感謝を申し上げます。

特に、ご多忙中のなか、寄稿していただきました佐藤滋先生（早稲田大学大学院）、インタビューを受けていただきました森民夫・長岡市長には厚くお礼申し上げます。

本書が多くの方に渡り、農を介した地方の活性化、地域コミュニティの向上を考えるうえでの一助になれば幸いです。

平成21年10月

財団法人 都市農地活用支援センター  
理事長 角地徳久

## 【目次】

### 04 農を活用した地方都市や中山間地の再生

——本書編纂のねらい——

佐藤啓二（財団法人都市農地活用支援センター理事）

### 08 「農ある暮らし」と担い手の連携が拓く世界

佐藤 滋（早稲田大学教授）

### 12 [長岡市長インタビュー]

#### 旧山古志村復興や長倉農住を支えた 「市民との協働」精神

話し手……森 民夫（新潟県長岡市長）

聞き手……佐藤啓二（財団法人都市農地活用支援センター理事）

### 80 参考資料

## 16 紹介事例の分布と類型一覧

- 18 おおむら夢ファーム・シュシュ (長崎県大村市)
- 24 おくたま海沢ふれあい農園 (東京都西多摩郡)
- 30 カズサ愛彩ガーデンファーム (千葉県君津市)
- 36 秋津野ガルテン (和歌山県田辺市)
- 40 農ライフ創生センター (愛知県豊田市)
- 44 木曽駒高原自然村 (長野県木曽町)
- 48 大山千枚田棚田 (千葉県鴨川市)
- 52 あぐりん村 (愛知県愛知郡)
- 54 兵庫楽農生活センター (兵庫県神戸市)
- 56 楯岡グリーンタウン、ふれあい農園・農村公園 (山形県村山市)
- 58 弘前里山ツーリズム (青森県弘前市)
- 60 あったか、ほっこり農園 舞鶴ふるるファーム (京都府舞鶴市)
- 62 不動尊クラインガルテン、筆甫クラインガルテン (宮城県伊具郡)
- 64 奥貝塚・彩の谷「たわわ」(大阪府貝塚市)
- 66 伊賀の里モクモク手づくりファーム (三重県伊賀市)
- 68 当別町田園住宅プロジェクト (北海道石狩郡)
- 70 ポチポチ村 (北海道山越郡)
- 72 栗石町・コテージむら (岩手県岩手郡)
- 74 農の駅 あぐらって長岡 (新潟県長岡市)
- 76 竹林まちづくり (三重県松阪市)
- 78 で・くらす遠野 (岩手県遠野市)

# 農を活用した地方都市

## ——本書編纂のねらい——

文／佐藤啓二（財団法人都市農地活用支援センター理事）

## 1 市民と農（農地・農業）の新しい結合

人口の減少、高齢化の進展をはじめとした近年の社会変化は都市や農村部の地域・社会においてその維持・存続にかかわる深刻な問題を発生させており、その活路を見出すために地域主導のさまざまな町おこし、村おこしが進められるようになってきている。

その際、多くの人たちにある種の新鮮さと予測できない飛躍の可能性を感じさせ、さまざまな取り組みにベースとなるコンセプトを提供しているのが「市民と農（農地・農業）の新しい結合」である。

農業は、製造業等と並んで国の基幹となる産業であり、政府の産業政策である農政のなかで農地の利用や生産計画等がコントロールされてきた。これまで農家や農業団体は基本的にその指導の下で農業生産・流通に携わり、直接消費者や生活者である市民と関わりをもつことはほとんど無かった。

もちろん、こうした農政分野においても、農業従事者の減少、耕作放棄地の増大等の問題に対処するため、さまざまな試行や制度改革が進められようとしている。新しい動きとしての「市民と農（農地・農業）の新しい結合」は、農業者が地方公共団体やNPO等の地域組織の協力を得つつ、消費者や生活者としての都市住民等を直接にその顧客として各種事業をボトムアップ型で計画・実施しようとしている点で、こうした動きとは基本的に異なっており、次のような共通の特徴を有している。

- ① 直接、非農家である都市住民と結びつくことにより、従来の農業生産・流通の範囲を超え、さまざまな付加価値を付けた販売、レクリエーション等多岐にわたるサービス提供を行っていること
- ② 農業関係者だけで完結せず、地域におけるさまざまな経済主体、コミュニティ組織等の協力・連携の下に運営・実施されていること
- ③ 農地・農業を活用した取り組みの社会的公共的意義

が、都市や農村部の地域・社会が有する問題解決という、地域づくり、町づくりに根ざしたものとなっていること（図1）。

## 2 地方都市や中山間地域での展開

都市が拡大から縮小に変化し、政策の重点が開発からマネジメントに移行するにつれ、都市内の農地に求められる社会的役割が大きく変化している。従来の宅地化予定地や公共施設リザーブ用地等という枠組みを乗り越え、食の安全や市民農園などに対する市民のニーズの増大を踏まえた利活用が行われるようになってきている。

（財）都市農地活用支援センターでは、昨年度、（財）日本宝くじ協会の助成を得て、都市部での「市民と農（農地・農業）の新しい結合」により展開されている農と住の調和した新しいまちづくりの先進事例を『農を生かした都市づくり』という冊子に取りまとめ全国に広く配布し、関係者から多大な反響をいただいた。

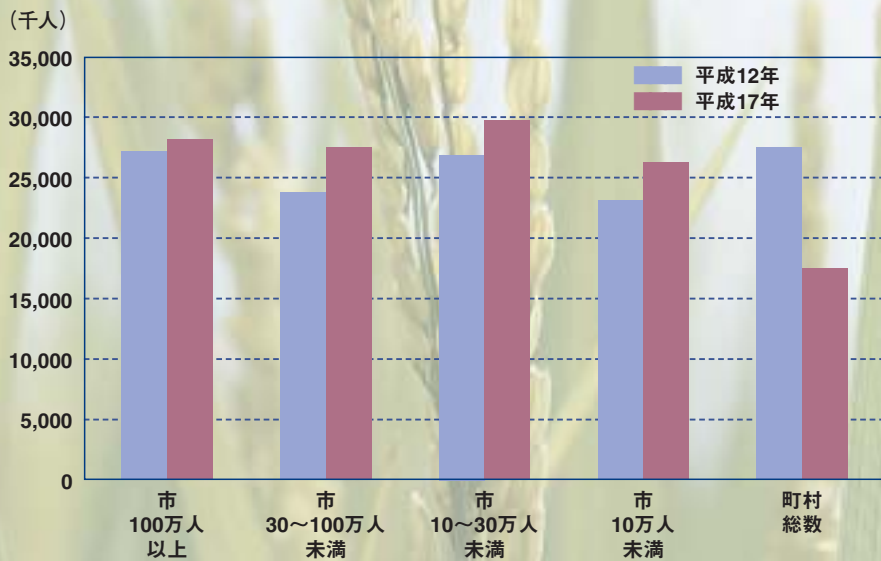
しかし、農地・農業は、本来、地方都市や中山間地域でその根底をかたちづくり、産業やコミュニティの重要な役割を担っており、まさにその新しい活用の方向はこうした地域でより切実な形で模索されていると考えられる。したがって、今年度は、視野を地方都市や中山間地域に転じ、こうした地域で深刻化する過疎化や高齢化等を背景に、広がっているさまざまな町おこし、村おこしの取り組みのなかでキーワードとなりつつある「市民と農（農地・農業）の新しい結合」の様相を明らかにすることとした。

昨年の『農を生かした都市づくり』と合わせることで、「市民と農（農地・農業）の新しい結合」への理解がさらに深まることを期待している（図2）。

地方都市や中山間地域の活性化に関しては、現在、内閣府を中心に各省庁がさまざまな施策を展開している。「暮らしの複線化」「二地域居住」「UJIターン」等の施策は、団塊世代など大都市を中心に大量に発生し

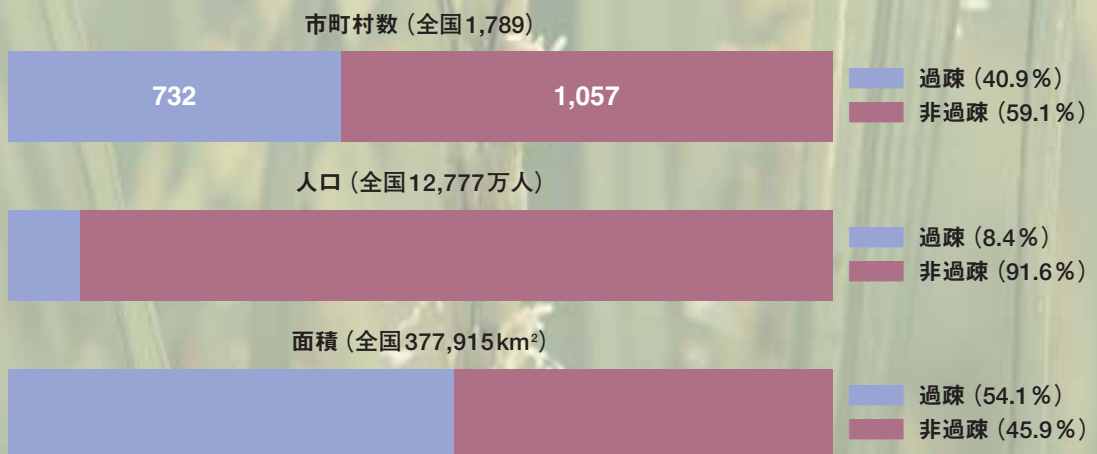
# や中山間地の再生

■ 図1 — 人口階級別市町村数



資料：平成17年国勢調査結果による（東京都特別区部は1市として計算）

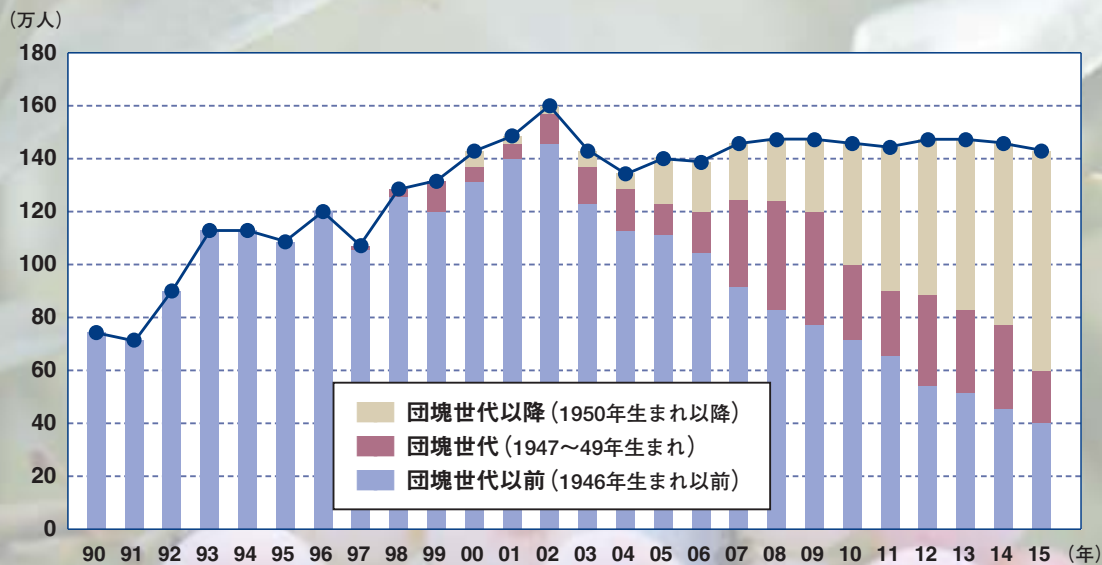
■ 図2 — 過疎地域が全国に占める割合



市町村数は平成20年4月1日現在数値。人口及び面積は平成17年国勢調査結果による

出典：平成19年度過疎対策の現況（総務省）

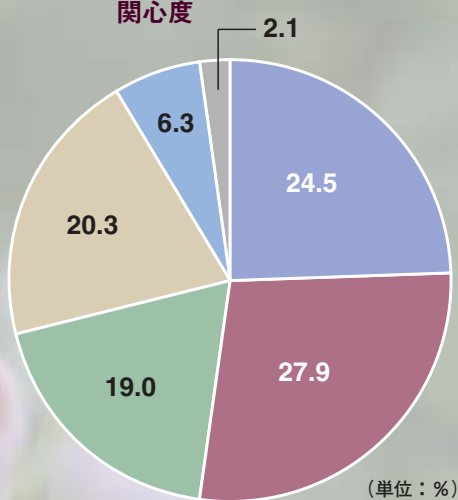
■ 図3——高齢層の退職者数（世代別）



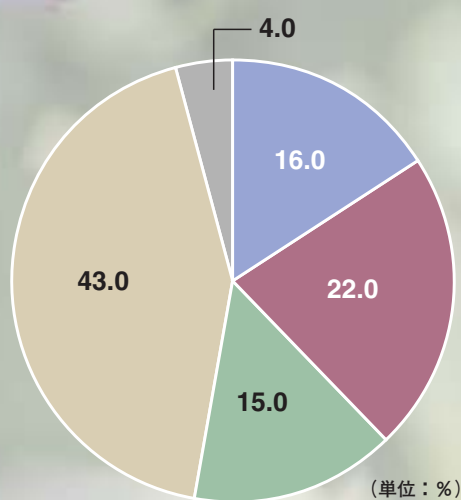
注——高齢層の退職者数は、50歳以上で労働市場からの退出し非労働力化した人の数  
04年までは実績値に基づく推計値、05年以降は予測値

出典：我が国における「団塊の世代」退職及び少子高齢化が、経済・金融に与える影響について  
(平成17年(株)ニッセイ基礎研究所調査)

■ 図4——都市と地方の共生・対流に対する  
関心度



■ 図5——二地域居住の願望の有無



- 関心がある
- どちらかというに関心がある
- どちらかというに関心がない
- 関心がない
- どちらともいえない
- わからない

- ある
- どちらかというにある
- どちらかというもない
- ない
- その他

出典：都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査（H17年11月内閣府）全国20歳以上の者 3,000人 対象のアンケート

つつあるリタイア層の地方への移住・交流を促進することにより、地方の過疎、都市の過密という人口分布のゆがみを解消しようとするものである。また、「地方の元気再生事業」「新たな公」等の施策は、地域社会の新たな担い手を育成することにより地域の活性化を進めようとするものである。

農を活用した町おこし、村おこしの多くはこうした施策と協調し、都市住民を地域に迎え入れる拠点づくりという性格も併せもって進められており、都市部とは一味異なった「市民と農(農地・農業)の新しい結合」が展開されている(図3、4、5)。

### 3 都市住民を地域に受け入れる 拠点づくりと類型化の視点

地方都市や中山間地域における「市民と農(農地・農業)の新しい結合」は、都市住民を地域に受け入れる拠点となる一定の広がりをもった空間整備を伴って実施されていることが多い。それは、耕作、加工、販売等のそれぞれ少なからぬ土地を必要とする農的施設等が複合して計画されることが多く、またこうした拠点施設が地域を限定し農地法等の特例として計画されることが多いことによると思われる。

こうした拠点を明らかにした重点的な取り組みは、取り組みによる成果(地域社会の質的变化)を早期に目に見えるものとすることができ、そのことで人々は、変化を起こすことができると自信をもつことにもつながる。

本事例集においては、各地で計画・実施されている都市住民を地域に受け入れる拠点施設を、以下に示すように、期待されている機能・役割、「市民と農(農地・農業)の新しい結合」のための施設・サービス等、施設の経営管理を担っている主体により類型化することとした。

#### (1) 期待される機能、果たしている役割による 拠点の類型化

##### ① 移住者生活拠点

農地を転用して造成された菜園付の優良田園住宅や周辺の農園と連携が図られ菜園ライフを楽しめる住宅地等で二地域居住やUJIターンの受け皿となる施設

##### ② 就農者養成拠点

リタイア層や若年新規就農者等を対象として農業技術の教育を行い、就農者を養成する施設、また、希望者

に対し農地の取得等を斡旋するセンター

##### ③ 都市・農村交流拠点

簡易宿泊施設を備えた滞在型クライנגルテンや、グリーンツーリズムを受け入れる宿泊施設、体験施設、観光農園等

##### ④ 農村・コミュニティ維持拠点

高齢化の進む農村部での営農や地域コミュニティ維持のために運営される市民農園、直売場、棚田オーナーシステム等

##### ⑤ 地域活性化拠点

産直レストラン、加工体験施設、大規模な直売場、宿泊施設等の複合された集客型ビジネスを展開し経済波及や雇用効果等で地域活性化に寄与している拠点施設

#### (2) 「市民と農(農地・農業)の新しい結合」 のための施設・サービス等の類型化

##### ① 菜園付住宅

##### ② 農業研修施設(研修農場含む)

##### ③ 農地分譲・斡旋

##### ④ クライנגルテン(簡易宿泊施設付)

##### ⑤ 市民農園等(体験農園、観光農園、棚田オーナーシステム、学校農場を含む)

##### ⑥ ふるさとレクリエーション活動(虫取り、魚釣り、タケノコ採り、茸採り)

##### ⑦ 農産物直売場

##### ⑧ 一般宿泊施設

##### ⑨ 産直レストラン

##### ⑩ 農産物加工施設・流通施設

##### ⑪ 加工体験等施設

##### ⑫ ふるさと情報サービス

##### ⑬ その他

#### (3) 担っている社会的企業等と連携の類型化

##### ① 市町村

##### ② 農協

##### ③ 農業法人

##### ④ 社団・財団

##### ⑤ NPO法人

##### ⑥ 第3セクター

##### ⑦ 株式会社等(③以外)

##### ⑧ 地域住民等

##### ⑨ その他



## 「農ある暮らし」を希求する時代

グローバル経済に席卷された20世紀末、その担い手であった世代で急速にその見直しの気運が高まっている。「農ある暮らし」や「ふるさと回帰」あるいは「二地域居住」など、経済メカニズムに従属させられていたライフスタイルを見直し、人間的な生活の価値観にもとづいた、第2のそして、それなりに長い熟年の人生の規範を求める流れである。

私たちの世代、団塊およびその前後の世代が徐々に社会の第一線から退きつつあり、その人生を見直したときに、子供の時代に過ごした「農ある暮らし」や「農に近い、農と一緒にあった暮らし」を懐かしく思い出し、土に近づく思考が生まれているのである。経済的には貧しくても、それなりに豊かな、自動車や電子機器とは無縁な子供時代、そしてそれを支えていた身近な環境と比べ、現在の子供や孫の世代の暮らし育つ環境は、人間の生育環境として危機感を感じざるをえない。

こうしたなか、この世代でも、最もセンシティブな感覚をもつ人たちが「農ある暮らし」、「農的生活」に近づき、自ら切り開こうとしている。私の周りにもそのような感性をもって「農ある生活」を実践し、周りを徐々に感化している人たちが少なからずいる。「農ある暮らし」への指向は時代のフロンティアであり、さまざまな現代社会の問題や矛盾を解くブレークスルーの鍵である可能性がある。

単純な地域活性化や農業問題など、問題解決のための施策としてではなく、一時的なブームでもなく、団塊前後世代の特異な趣味的な世界でもなく、政治的な立場や思想を超えた身体感覚での欲求であり、だから

こそ時代の潮目を創りだす世界共通の時代のレジームのようなものになりつつあるように思う。

近代社会において、このような個人の身体感覚が時代を切り開いている動きは、日本においては「反公害」運動以来であろう。そしてさまざまな環境問題に行き着き、反対や異議申し立てではなく、それぞれが小さな一歩でも積極的な行動に出たのが「農ある暮らし」への指向である。この先にあるビジョンや受け皿、あるいは展開のイメージは、まだまだ明確な像を結んでいない。対応する社会的な仕組みも試行錯誤の段階である。

しかし、豊かな実践例と可能性を信じて行動している先端を切り開いている人たちが居る。本書に盛られている事例はそのほんの一部であるが、生き生きとした息吹を感じ取ることができる。このような数々の実践に学びながらこれらを検証し、対応する制度や社会的仕組みを構想しデザインする段階にきているといえよう。

そして、「農ある暮らし」は成熟時代や持続可能な地域づくりなど、時代を切り開くビジョンの中核に位置していて、多様な問題の施策統合を可能にし、包含する可能性をもっている。この農への指向を、もう少し客観的な状況のなかで見てみよう。

## 「農ある暮らし」への5つの誘因

「農ある暮らし」への指向は、以下の5つの観点から見えてきている。

第1は、団塊およびその周辺世代が指向するライフスタイルとしての、個人のライフスタイルの見直しと

# 「農ある暮らし」と担い手

文／佐藤 滋（早稲田大学理工学部・建築学科・教授、早稲田大学都市・地域研究所所長、日本建築学会会長）

して、この世代の純粋な気持ちからできてきている自然・ふるさと回帰への具体的表現としての「農ある暮らし」である。

第2は、広く環境問題、食や地球環境に関わる危機感などに触発され、人間としての根源的な価値観の見直しのなかから生まれてきている「農ある暮らし」への指向である。さまざまな形の運動体として活動し、社会的なアピールを発信する役割を担うことが多い。

第3は、産業構造、就業構造の変化にともなう農業の、産業としての再評価である。新たな農業の担い手育成の社会的な需要が生まれ、受け入れ体制も整備され、ビジネスとしての農業の可能性が生まれてきている。新たな農業事業体のスキームも含め、食品、外食産業、あるいは建設業の新たな展開として、多様な農業経営と従事の像が見えてきて、このことが「農ある暮らし」への指向の誘因になっている。

第4は、地方の都市地域の新たなビジョンとして、流域圏やシティリージョンを基盤としたグローバルな地域運営の必要性が現れてきていることだ。地域における都市と農村の関係の再構築のなかで新たな農業、「農ある暮らし」の可能性が見えてきている。スローフード運動や地産地消、農村レストラン、産直市場等によって、都市と農村の連携が目に見える形で現れ、都市—農村連携帯としての魅力が、地方圏においても「農ある暮らし」の再評価に繋がっている。

第5は、70年代以降のまちづくりの実績のなかで、多主体が連携し新たな価値を生み出す方法論と仕組みが育っていて、「農ある暮らし」という新たな生活像をイメージしたときに担い手の像もイメージでき、このことが「農ある暮らし」への動因にもなっている。

「新たな公」、中間セクター、社会的セクター、社会的企業等の文脈の中で、「農ある暮らし」の展開可能性が見えてきているといえよう。

以上のような個人レベルから地球環境問題、都市地域再生から雇用問題まで広範囲な問題の中核にあるのが「農ある暮らし」である。

## 安易な「農ある暮らし」のもつ危うさ

しかし一方で、「農ある暮らし」には上記のような本質的な意味をもつ反面、問題も引き起こしかねない。単純な農ある暮らしへの指向は、豊かな自然に囲まれた地域への住宅地開発需要を生み出しているし、農村側の農業経営の不振等で、この需要への対応する状況もある。また、郊外住宅地開発での新たな価値付けの必要性等から、農地付き分譲住宅や田園住宅制度等による住宅地開発、農地・菜園付き住宅地開発などが進んでいる。このように、個人のライフスタイルとして指向が単純な形で需給関係の市場を形成すると、長期的にはさまざまな課題を引き起こしかねない。

例えば、沖縄の各地で、特に石垣島等で進められている多くの住宅開発が、このような需要を当て込んだもので、最も貴重な自然を破壊する元凶になっている。あるいは、現在の退職世代が大量に地方で団地形成をすれば、将来の福祉・介護などで地域に大きな負担をもたらしかねない。「農ある暮らし」に対応した単独の需給関係のなかでの事業は、持続可能性という観点からさまざまな課題が想起される。

こうしたなかで、都市と地域の連携、食の安全性、地域の生態学的な環境保全、あるいは高齢者の福祉・



# の連携が拓く世界

介護等の課題も取り込みながら「農ある暮らし」を構築するようなプログラムが、事例に盛り込まれているように多様に現れてきている。「農ある暮らし」はそのような多様な施策の統合という使命を担うのが本質である。以下、「農ある暮らし」が拓く可能性、課題について検討しよう。

## 「農ある暮らし」の担い手

農業を取り巻く状況や「農ある暮らし」への指向のなかで、新たな担い手が現れている。株式会社や営農組合等も含め多様な農業経営スキームが可能になり、伝統的閉鎖社会での農業というイメージが解き放され、若者や転職者、新たなビジネスチャンスとして加工や観光等も含めた広い意味での「農業」の可能性がでてきている。この展開は、政策的な位置づけも含めまだ緒に就いたばかりであるが、さまざまな実験的な試みが現れる基盤は整いつつあるといえる。そして、前記のような安易で短期的な市場対応の「農ある暮らし」がもたらしかねない問題を回避するためにも、社会的使命を持ったNPOや協同組合、広い意味での「社会的企業」が担い手として重要な意味をもつ。

事例に取り上げられているものは、このような担い手に関するスキームと運営がその成否を分けている。

「農ある暮らし」が先に述べたような大きな社会状況に対応してブレイクスルーの役割を担えるか否かは、それを支える「新たな公」としての主体形成が本格的に展開できるかどうかにかかっている。

現在のわが国の社会状況は、伝統的な地域コミュニティに加え、NPO法以降のさまざまな制度設計も含

めて、市民の自発性・創造性を基盤として、新たな社会的な仕組みが見えつつある。広い意味での「まちづくり」の成果であり、そのまちづくりの次のターゲットに農業や「農ある暮らし」が含まれて、さまざまな施策との統合のなかで、担い手の波及的展開が見えつつある。

私はこのような、市民が自らの意思と資源を用いて、地域協働の体制で社会的使命を担う事業を「市民事業」と呼び、その担い手としての「社会的企業」の再定義と新たな制度設計が必要と考えている。「農ある暮らし」の本格展開はそのような文脈のなかで実現するであろうし、さまざまな萌芽が事例に見るようにすでに見えている。

民間セクターと公的セクターの独自の活動領域や、単純な公民パートナーシップでは対処できない問題が、新たな「農のある暮らし」の展開には存在するのである。

## 農業分野における社会的企業の可能性

わが国では伝統的な「社会的経済」主体である農業協同組合、共済組合や公益法人はしっかりとした基盤を築いていて、農業や医療や福祉分野で、社会的企業として重要な役割を果たしている。そしてさらに今日、市民事業の「市民」、社会的企業における「社会」という用語が示すように、主体としての「市民」と使命としての「社会貢献」が、先進国・発展途上国の壁を越え、あるいは政治的立場の違いを超えて世界的な趨勢のなかで極めて重要な使命となっている。

そして民間と公共の間にあるような事業が重要に



なってきた趨勢のなかで、「担い手」に関わる仕組み・制度をそれに適したものに改革する流れが生まれている。これまでのところ、「担い手」は、NPO、まちづくり会社、ワーカーズ・コレクティブ、生協、財団法人、社会福祉法人や商店街振興組合などの民法組合、そして最も新しいものとしては有限責任事業組合（LLPと通称されるが、米国、イギリスなどとは微妙に内容は異なる）や合同会社、あるいは行政と民間の共同出資のいわゆる第三セクター、さらには純粋な株式会社などもある。農業分野では農業協同組合はもとより、農事組合法人等の多様な農業法人が想定されている。このような担い手としての広い意味での「社会的企業」を核として、行政と民間営利セクターを補完して地域社会運営を担う多主体連携の仕組みに関して、さらに地域社会運営イメージが見えてきており、多様な市民活動と連携する「農ある暮らし」を支える担い手の連携が見えてくる。

遠野市の「で・くらす遠野」などはこのような多様なセクターの連携により構築されており、今後の発展も含めモデルとなりうる。鶴岡市の山王商店街は、「地方の元気再生事業」の一環として商店街の市民事業を担うLLPが産直カーを受け入れ、さまざまな交流事業に乗り出している。市民事業のネットワークのなかに「農ある暮らし」事業が連携すれば大きな可能性を生むであろう。

さらに「伊賀の里モクモク手作りファーム」の例に見られるように、さまざまな形態の社会的企業が事業展開をしており、永続的な社会的企業群として大きな使命を担っているし、事例に盛り込まれるような、さまざまな実践が活発に行なわれている。

## 地域再生の担い手としての「農ある暮らし」

都市圏域・流域圏等における「農ある暮らし」の可能性は、地方都市圏における中心市街地と農山村という地域を支えてきた両極の著しい衰退に対して、都市圏域全体としての潜在力の再構築という課題に新しい可能性を与えている。平成の大合併の評価はさまざまであるが、広域合併により都市と農山村を含めた市民意識が「都市圏・流域圏」での連携と経済循環の試みを強め、圏域内における「農のある暮らし」の魅力を高めている

イタリア北部で始まったスローフード運動は、都市のNPO・協同組合等の社会的企業と農村との連携による地元の安全な食の提供により消費者にも支持され、地域内の経済循環と、都市と農村の連携を生み出している先進事例である。

本書に盛られた事例以外にも、昨年からはまった「地方の元気再生事業」は農業分野とまちづくり分野の連携により新しい地域の可能性を顕在化させているし、「新たな公」支援事業等でもさまざまな連携の実験的取り組みが取り上げられている。このような意味では「農ある暮らし」に関わる行政・民間そして社会的企業の連携による実験的モデルは、わが国の地域を主体としたまちづくり・地域づくりの文化のなかから自生的に生み出されているものがほとんどで、時代を切り開く重要な意味をもっている。

「農ある暮らし」や「新・アグリライフ」あるいは「農的生活」など農に関わるさまざまな市民事業と担い手の連携は、地方の都市圏に新たな時代のビジョンを生み出す萌芽であるといえよう。

### ●さとうしげる●

工学博士・都市計画家。東京圏の高密市街地におけるまちづくりを出発点に、現在は地方の城下町都市などの、都市づくり、まちづくりの研究と実践、計画作成や指導にあたっている。また、早稲田大学都市・地域研究所・所長として、多くの自治体、市民組織と実践的な共同研究を行い、大学と社会、在野の専門家が連携する新たなまちづくりの体制の確立に取り組んでいる。現在、日本都市計画学会・副会長、川口市・都市計画審議会会長、福島市・景観審議会会長、東京都・震災復興検討委員会副座長、など。

## 都市との交流にこそ 地域の元気の素がある

**佐藤** 昨年、私たちは、都市農地の利活用をめぐる人々の欲求が大きく変わろうとしている時代の流れをとらえ、「市民と農（農地・農業）の新しい結合」をキーワードとした農と住が調和した新しいまちづくりの取り組みについて、先進事例を集めた一冊の本をつくりました。今年は、地方都市や中間山地域に視点を移し、深刻化する過疎化や高齢化等を背景に、広がっているさまざまな町おこし、村おこしの取り組み事例をまとめています。

長岡市では、今まさに震災復興からの新しいまちづくりに取り組んでいらっしゃいますね。ここ数年、平成の大合併で多くの地方都市が、農村・山間部の深刻な過疎化や農林業の担い手不足、遊休地化などの問題を同じように抱えることになりました。2009年に全国市長会会長に就任された森市長は、こうした全国の市長が抱える問題にも復興を進めるなかで、取り組まれてきたと思います。まずはこれからの地方のまちづくりで大切なことは何か、お話いただけますか。

**森** 中越地震で一番教訓になったことは、交流が最も大切だということです。現在、合併して長岡市になった旧山古志村を例にすると、震災前は外部との交流が希薄で、まとまりがあった反面、閉鎖的な社会でした。ところが震災をきっかけに、いろいろな人が外から村に入ってきました。これで住民が元気になった気がします。違った価値観をもつ人と付き合う、交流することはすごく大事なことです。「都市と農村の交流」で、何か新しい活力が生まれると感じています。

**佐藤** 現在、山古志では、地元の住民が中心となって、訪れる人をもてなす食堂を営業するなど、地域の

# 旧山古志村復興や

## 『市民との』



聞き手

佐藤啓二

(財)都市農地活用支援  
センター理事

新潟県の中心的都市として発展する長岡市。しかし平成16年、中越地震で大きな被害を受けた。とりわけ、過疎化などの問題を抱える旧山古志村などの中山間地の被害は甚大だったが、現在創造的復興に取り組んでいる。また、長倉農住組合が「農と住の調和したまちづくり」を実践するなど、本冊子のテーマ「農を活かした町おこし、村おこし」のトップランナーとして先進的な取り組みにも挑戦している。平成21年に全国市長会会長に就任し、806地方都市のリーダーとなった森民夫長岡市長に、地方のまちづくりについてお話をうかがった。

活動が盛んみたいですね。野菜などの直売所も14か所に増えたと聞いています。また、今年、箱根駅伝で初優勝した「東洋大学陸上部」の夏合宿や、同大学の地域計画ワールドワークチームによる研究合宿が行われています。間断なくこれまでの山古志とは全く異質なさまざまなグループが入り、まさに市長の言われる「互いの多様性を認め合う地域の個性や文化の交流」がダイナミックに進んでいるという

印象を受けました。

**森** そうですね。これまで山古志では、そういう人たちを受け入れたことはなかったので、若い学生と地域住民が付き合うということは画期的なことです。外からさまざまな人が情報をもってくるので、中山間地の人たちがものすごく刺激を受けて元気になっています。どうして元気になるかということ、自分たちが当たり前だと思っていたことに価値を感じてくれる。たとえば手

# 長倉農住を支えた 協働』精神

話し手

森 民夫

新潟県長岡市長



作りの山菜料理や漬物をおいしいと喜んでくれたり、棚田を美しいとほめてもらったり。実際、震災をきっかけに、地元食材を使った地元料理を提供する食堂を主婦グループがオープンさせるほか、「トイレを自由に使ってください」と貼り紙をして自宅のトイレを提供する方も出てきました。けっして行政が指導したわけではありません。行政がやるべきは、彼らの自発的な活動をサポートすることだと思っています。

コミュニティがしっかりしているということは束縛も大きい。それが震災を契機に、外からいろいろな人が入ってきて、開かれた地域になった。行政は外から人を呼びこむ機会や交流の場をつくるだけで、あとは自由にやってもらったほうが良いと思っています。

## 長倉農住組合の 取り組み

**佐藤** 都市部でもそうですが、まちづくりは住民からの自発的なものでないと長続きしませんね。昨日取材した長倉農住組合のまちづくりも、住民主体の動きを感じます。市街化区域に、営農地区や市民農園を計画的に残すとともに、宅地を造成し、さらに11人の地権者による統一した賃貸住宅団地を建設するなど、住民が主体となった「農と住の調和したまちづくり」が全国の注目を集めています。このまちづくりは、同地区に隣接する広大な圃場整備との調和も考えて計画されており、地域全体のマスタープランとしても農と住の全体を見越したまちづくりになっています。

**森** 長倉農住組合の取り組みは全国的に評価され、平成20年には国土交通省農住組合功績者大臣表彰を受賞しました。農住組合法は住民が主体ですから、長倉が成功した一番の理由は、地域のみなさんが理事長を中心にまとまっていることだと思います。土地区画整理はまとめ役やコーディネーターが必要ですが、最後は利害のある地主のみなさんが本気を出さないとだめですね。行政はその側面を支えることしかできません。なかには反対者がいたり、事業を妨げる障害が発生しますから、時には市役所が進むべき方向に向け、助言することも必要です。しかし、繰り返しになりますが、最後は地域の方々のやる気だと思います。

また、農業を続けたい人は、今までと同様に続けられる点も、評価できるところです。

長倉地区には、なびか しげすけ並河成資が「水稲農林1号」という稲を開発したことで有名な県の農業総合研究所があります。農家にとって長倉は農業のメッカのようなところですから、営農希望者の声を反映し農業を継続できる環境を残すことはとても大切なことです。

**佐藤** そういふところでしたか。いま全国で宅地型の区画整理は、保留地処分で大変苦戦していると聞いていますが、長倉では100%成約しているということに驚きました。

また、大手の住宅メーカーが手がけた賃貸住宅は、社内の優秀プロジェクトとして表彰されたそうで、私が取材したときも県外から同社の視察団が来ていました。

**森** 農住組合内での協議に、多くの時間を積み重ね、適切な価格を設定したことが100%成約に結び付いたのだと思います。土地区画整理はみんなそうですけれども、最終的には自分たちで売る、責任は自分たちで負う、という覚悟がな

いといけません。

**佐藤** 農住組合が、土地区画整理事業の手法を活用し、これだけ大規模な土地区画整理を行うことは全国的にも珍しい事例ですよ。また、敷地内には、地域住民が集えるをコミュニティーセンターがありますが、そのような施設を備えている農住組合はあまり例をみませんね。

農住組合法は平成23年で時限となるため、国では、これをどう変えていくか、特にまちのマネジメントや農地保全の方法等を考えているようです。そういう意味でも長倉農住組合はモデルになると思います。

**森** 農と住が共存するまちづくりは、なかなか難しい面もあり、旧集落との調和も必要ですよ。その点、長倉では理事長を中心にこの問題をよく考え、話し合いを重ね丁寧に取り組んできました。

山古志の復興の場合もそうですが、自分たちでやらなければいけないという局面になると、すごい底力が出てきます。行政が何かやってくれると思っているうちは絶対ダメですね。また、開発したい動機が役所側であって、住民を説得するという開発はうまくいきません。まず、やりたいという地主側の動機があって、そこに行政が入って上手に地権者の気持ちをはぐしながら輪を保つ。そして、励ましながらコーディネートしていくことが肝要だと思います。決してやりすぎないことです。

## これからの行政は「市民との協働」が大切

**佐藤** 農を活かした町おこし、村おこしを進めるうえで最も大切なことは地域からのボトムアップ型の取り組みです。

その点、長岡市では山古志や長倉農住組合をはじめ、各地域でNP



震災をきっかけに、山古志の主婦グループが地元食材を使った料理を提供する食堂をオープン。人気を博している

Oや各種市民団体の活動が大変盛んな印象を受けます。

森市長が日ごろ強調されている「市民との協働」ということと大いに関係があるような気がするのですが、長岡でうまく進んでいる秘訣はどのようなところにあるのでしょうか。

**森** 地方自治は、「住民自治」と「団体自治」により支えられ、二つの自治が相互作用することで、初めて豊かな地域社会が形成されます。住民自治は市民、コミュニティ、NPOの自発的な活動で、団体自治は議会、首長、各委員会で成り立っています。「市民との協働」を推進するためには、行政が住民自治を歓迎していることを市民に伝えないといけませんね。地方は特に、NPOなどが行政に遠慮する傾向がありますから。おおげさに言うと役所に逆らったら生きていけないという束縛感がある。市長が先頭に立って、「市民力」「地域力」が大切だ！と、言い続けないと、なかなか定着しません。今後、生活に密着したダイナミックな政策を実践するためには、どうしても住民自治が不可欠であり、そのため行政はしっかり下支えを行うことが大事です。

また、長岡には長岡技術科学大学があり、都市計画では日本のなかでも先進地だと思っています。事業の優先順位でも、地主があまり苦勞しない全面買収方式などの開発は優遇せず、土地区画整理のように自分たちでリスクを負い、汗を流すような事業を優先することで、20年間続けています。そのような面で、「市民との協働」の下地が以前からあったかもしれない。

**佐藤** ご当地で人づくりを大切にしている精神が、古くから風土に受け継がれているとかがっています。

**森** 長岡の偉人・小林虎三郎は、戊辰戦争で焦土と化した長岡藩の復興には人材育成が何よりも重要と考え、明治2年に国漢学校を開校。さらに翌年、長岡の窮状を見かねた三根山藩から送られた百俵の救援米を新校舎開校の資金に充て、人づくりの大切さを説きました。その「米百俵の精神」は今も長岡に受け継がれています。長岡藩は戊辰戦争後、「賊軍」の汚名を着せられ、辛い歴史を歩きました。それゆえ、自分たちでがんばるしかない、という強い思いが、「米百俵」の故事を生み、数多くの優秀な人材を輩出することにつながったと思います。



長倉農住土地区画整理組合のコミュニティセンター「あおしの里」

長倉地区の近くに、市民の憩いの場である悠久山公園という大きな公園があります。この公園は大正8年、当時の財界人を中心とした「令終会」の手によって完成しました。面積は約35.77ha、約25000本の桜が植えられ、市民がつくった公園では日本で一番大きいと思います。

また明治から大正時代に、実業家として活躍した野本恭八郎は、自分の尊さに気づき、他人も尊重して幸福な世界を築こうという「互尊独尊思想」を提唱するほか、私財を投じて「互尊文庫（図書館）」を建設して市に寄付し、また財団法人日本互尊社を設立しました。

このように長岡は、もともとボランティア精神が強いまちだと思います。中越地震のときも、被災者たちは全国から応援に駆けつけてくれたボランティアに対して、自分たちの辛い境遇について何ひとつ文句を言わず、ただ「ありがとう」という言葉を返したそうです。そのことに神戸市のボランティアのみなさんが感心していた、と聞きました。自分たちで頑張るのが当たり前だから、何かしてもらったら「ありがとう」なんですよ。

**佐藤** 全国の市町村で「市民との

協働」が進むためには何が必要でしょうか。

**森** 長岡市に限らず、時代は確実に「市民との協働」に向かっていると思いますよ。その場合、行政は行政のプロフェッショナルとしての誇りをもたないといけません。市民中心といっても市民のいうとおりにするのではなく、役割分担だと思います。行政は、公平・安全・安心の原則に立つため、住民ニーズがあるとしても思い切った政策には足踏みしてしまう。しかし住民は、自由・自助・冒険で動くため何の問題もなく、自分の好きに実行できます。持ち味の違うものがかみ合うのが協働ですから、行政は、市民が大切にしている部分をうまく引き出し、実現する手段を提供する。それが本当の意味で市民を尊重することだと思います。行政の下請けに市民を使っはいけない、市民のいいなりにしてもいけない。対等であることが大切です。

**佐藤** なるほど。ところで、平成23年度に新しくできるシティホール（仮称）は、まさに「市民との協働」を体現する空間になるとうかがっていますが。合併に伴う都市と農村

の交流機能も含まれるのですか。  
**森** シティホール（仮称）は「市民との協働」の象徴として、平成23年度、中心市街地に誕生します。「ナカドマ（屋根付き広場）」と「アリーナ」、「市役所」が一体になった施設で、市民と行政の垣根を取り払い、市民が自由な発想で、自在に活用できる『にぎわいの拠点』です。市民が身近に感じることができ施設にしたいと思っています。具体的には、議場や総合窓口を1階に設置し、議員が議会で議論している姿や、職員が仕事をしているところを見えるようにする。見えることで相互理解が深まると思っています。

また、合併により9市町村が新たに加わったので、それぞれの地域のお祭りを、「ナカドマ」で披露するというイメージも持っています。山古志の闘牛もぜひやりたいですね。合併する市町村が個性を捨てて一緒になる必要はないと思っています。やはりここでも、「互いの多様性を認め合う地域の個性や文化の交流」がテーマとなっています。

現代社会は徹底的にコミュニケーションが不足していると感じています。自分がいる社会と異質な社会との交流がなくなっていますね。そういう意味では、都会の人が田舎に移り住んだり、訪ねてくるだけでも、お互いに刺激になると思います。

これからも長岡市が「都市と農村の交流拠点」として先鞭つけていくので、将来を楽しみにしてください。

**佐藤** いろいろ参考になるお話をうかがうことができました。

今日はお忙しいところありがとうございました。これからもますますお元気にご活躍されることを期待しています。



# 紹介事例の分布と類型一覧

## ■ 事例分布

■ …… 滞在型市民農園  
(専有宿泊施設+菜園付き)

当別町田園住宅プロジェクト  
当別町(北海道)

ボチボチ村  
長万部町(北海道)

弘前里山ツーリズム  
弘前市(青森県)

楯岡グリーンタウン、ふれあい農園・農村公園  
村山市(山形県)

農の駅 あぐらって長岡  
長岡市(新潟県)

農ライフ創生センター  
豊田市(愛知県)

あぐりん村  
長久手町(愛知県)

あったか、ほっこり農園  
舞鶴ふるるファーム  
舞鶴市(京都府) ■

兵庫楽農生活センター  
神戸市(兵庫県)

木曽駒高原自然村  
木曽町(長野県) ■

雫石町・コテージむら  
雫石町(岩手県)

で・くらす遠野  
遠野市(岩手県)

不動尊クラインガルテン・  
筆雨クラインガルテン  
丸森町(宮城県) ■

おくたま海沢ふれあい農園  
奥多摩町(東京都) ■

カズサ愛彩ガーデンファーム  
君津市(千葉県)

大山千枚田棚田  
鴨川市(千葉県)

伊賀の里モクモク手づくりファーム  
伊賀市(三重県)

竹林まちづくり  
松阪市(三重県)

奥貝塚・彩の谷「たわわ」  
貝塚市(大阪府)

秋津野ガルテン  
田辺市(和歌山県)

おおむら夢ファーム・シュシュ  
大村市(長崎県)

■ 事例類型一覧

事例名	期待される機能、果たしている役割による拠点の類型化										用いられている農的施設・サービス等の類型化										担っている社会的企業等と連携(企業類型)	掲載頁
	移住者生活拠点	就農者養成拠点	都市・農村交流拠点	維持拠点	農村・コミュニティ	地域活性化拠点	菜園付住宅	農業研修施設	農地分譲・斡旋	クラインガルテン	市民農園等	ふるさとレクリエーション活動	農産物直売場	一般宿泊施設	産直レストラン	農産物加工施設・流通施設	加工体験等施設	ふるさと情報サービス	その他			
当別町田園住宅プロジェクト 当別町(北海道)	●					●												●		町、株式会社等	68	
ボチボチ村 長万部町(北海道)	●									●								●	●	町、NPO法人	70	
弘前里山ツーリズム 弘前市(青森県)			●								●							●	●	地域住民等	58	
雫石町・コテージむら 雫石町(岩手県)		●				●		●		●					●				●	町、NPO法人、 第3セクター	72	
で・くらす遠野 遠野市(岩手県)			●								●								●	市、NPO法人	78	
楯岡グリーンタウン、 ふれあい農園・農村公園 村山市(山形県)	●					●				●										市、地域住民等	56	
不動尊クラインガルテン・ 筆甫クラインガルテン 丸森町(宮城県)			●				●		●			●					●		●	町、農業法人	62	
農の駅 あぐらって長岡 長岡市(新潟県)			●				●			●	●						●		●	市、NPO法人	74	
おくたま海沢ふれあい農園 奥多摩町(東京都)			●						●											町、地域住民等	24	
カズサ愛彩ガーデンファーム 君津市(千葉県)					●					●	●								●	市、農業法人、 株式会社等	30	
大山千枚田棚田 鴨川市(千葉県)				●						●	●									市、NPO法人、 その他	48	
木曾駒高原自然村 木曾町(長野県)			●						●											町、地域住民等	44	
農ライフ創生センター 豊田市(愛知県)		●					●													市、農協	40	
あぐりん村 長久手町(愛知県)			●									●	●	●						町、第3セクター、 その他	52	
伊賀の里 モクモク手づくりファーム 伊賀市(三重県)					●		●					●	●	●	●	●		●		農業法人、株式会社等	66	
竹林まちづくり 松阪市(三重県)				●		●				●										農協、地域住民等	76	
あったか、ほっこり農園 舞鶴ふるるファーム 舞鶴市(京都府)					●				●	●		●	●	●		●	●			市、農業法人	60	
奥貝塚・彩の谷「たわわ」 貝塚市(大阪府)				●						●	●	●								府、農業法人	64	
兵庫楽農生活センター 神戸市(兵庫県)		●					●					●	●	●	●					農協、NPO法人、 株式会社等	54	
秋津野ガルテン 田辺市(和歌山県)					●		●					●	●							農業法人、地域住民等	36	
おおむら夢ファーム・シュシュ 大村市(長崎県)					●		●			●		●	●	●						農業法人	18	

# 100%民間で実現した観光ファーム

おおむら夢ファーム・シュシュ（長崎県大村市）



## ■ プロジェクト実現のプロセス

長崎空港から車で北へ15分、長崎自動車道から6分、佐世保市に隣接する福重地区に、年間48万人が訪れる「おおむら夢ファーム・シュシュ」がある。

「シュシュ」というのはフランス語で「お気に入り」という意味。地元の農家8戸が集まって始めた、農産物直売所、アイスクリーム・洋菓子・パンの工房、レストラン、収穫体験施設、加工工場を備えた「食と農」の交流拠点だ。総敷地面積1万5000m<sup>2</sup>、大村湾が一望できる景色のよい高台にある。

福重地区一帯はもともと果樹・花

卉栽培が盛んな地区で、40年前より観光用のナシ狩りやブドウ狩りで有名。収穫時期の8～9月で約4万人を集めていた。しかし収穫期以外はまったく来訪者がなかったことから、福重地区の農家40人が集まり農業農村活性化協議会を結成。1年中お客さんに来てもらえる取り組みに着手した。

まずは全国先進事例を見て回った。こうした施設のほとんどは行政がつくり農家が賃料を払いながら運営をする「指定管理者」のスタイルが多い。協議会では当初、第3セクターでやろうとしたが、うまくいっているところは少なく、民間でやっているところのほうが成功していることが

わかった。第3セクター方式が無理なら多くのメンバーが抜け、借金してでもやろうと残った有志はわずか8人だった。

「いまでこそ“地域の農業活性化に情熱を傾けた8人”となっていますが、“盃を傾けて逃げ遅れた8人”とも言われています」と笑うのは山口成美社長（49歳）。自らも養豚業を営んでいる。8戸の有志農家の内訳は、ナシ農家、ブドウ農家、カーネーション農家、養豚農家、ミカン、モモ農家など。8人のうち3人の土地が集約していた場所を中心に事業が始まった。立ち上げに農水省の農業構造改善事業や県・市の補助金を受け、残額は1億円



左／標高100mの高台にある「ぶどう畑れすとらん」のテラスから大村湾が一望できる  
上／拠点施設の全景 下左／シュシュ入口の看板 下右／山口成美社長



を超える借入金で事業に取り組んだ。

### ■ 具体的な取り組み

平成8年にビニールハウスで農産物直売所「新鮮組」を開始。平成9年に付加価値の高まる農業を目指し、その取り組みとしてアイスクリーム工房「手作りジェラートシュシュ」をオープン。初日から1000人以上が押し寄せる人気となり、事業に勢いがついた。平成10年に会社設立。1次産業（農業生産）を基本とし、2次産業（加工）、3次産業（販売、サービス）の一貫性を確立した6次産業を目指すとともに、農業後継者の育成を図ることを目的とした。

平成12年4月、総額4億円を投資した拠点施設「おおむら夢ファーム・シュシュ」がオープン。人気のジェラートやシャーベットをはじめ、パン工房で作ったできたてのパンも販売。地元だけでなく県外から訪れる人も増える。平成17年には農産物直売所「新鮮組」を増築オープン。そこに洋菓子工房を増設。地元産の牛乳と卵で作られた「ケッコイケてるシュシュプリン」は、平成20年日本農業新聞主催の「2007一村逸品大賞」で金賞受賞、第38回長崎県特産品新作展では「最優秀賞」を受賞している。

そして平成20年に農産物の加工センターができ、ジュースやジャムな

ど、通年の農作物の需要と雇用を生みだした。

「シュシュ」で重視していることは、加工品はすべて地場産の材料を使う、ということ。平成12年にオープンした「ぶどう畑のれすとらん」も例外ではない。つまり地元の旬の農産物を無駄なく使うために加工品工房やレストランがあるという考えだ。

「これまで農家は、いい品物を作って高く売りたいと努力してきました。しかし、いい品物がたくさんできると豊作貧乏になる。豊作のときは味もおいしいのですが、豊作で価格が暴落し、贈答にも使ってもらえない。それが市場原理です。そこで、豊作の



1



2



3



4



5



6



7



8



1—直売所「新鮮組」ではとれたての農産物が売られている  
 2—壁には生産者の顔写真と農産物の紹介が貼られている  
 3、5—洋菓子工房では人気商品「ケッコイケてるシュシュプリン」のほか、地場産の材料で作った洋菓子が豊富にとり揃えられている  
 4—農業塾の塾生の発案でつくったジャンボニンニク  
 6—新設した加工工場で作ったジュースはすぐに人気商品に  
 7—農業塾の畑で採れたブルーベリー  
 8—若い販売員たちの笑顔で明るい店内



9

9—お客さんからのリクエストで始まった「ぶどう畑のれすとらん」でのレストランウエディング。この日も大分県在住のカップルが挙式した

10—レストランの看板

11—レストランを手伝っているのはフランスからの研修生アリアヌさん(左)とロリアンさん(右)



10 11



12 13



14

12—拠点施設にはジェラート売り場、パン工房、体験教室がある  
13—その場で作って食べる体験教室は子どもたちに大人気  
14—できたてのパンが販売される  
15—果汁たっぷりの夏ミカンとトマトのジェラートは一番人気

15





上／契約農家のブドウ畑で講習を受ける農業塾の塾生たち 右上／ブルーベリー畑に立てられた農業塾の看板  
右下／塾生と地元農家でつくったオリジナル焼酎

作物を無駄にしないためにもジュースやジャムに加工して長期で売るシステムが必要でした」

もともと農協で営農指導員として働いていた山口社長は、農家の生産物を少しでも高く売ってやりたいと日々努力していたが、農畜産物は市場価格に左右されるため農家の労働に見合った収入が得られないと言う理由で農家は大幅に減少した。このままでは、地域の農業はさらに衰退してしまう。そこで従来の農業（一次産業）に加え二次産業の加工、三次産業の流通・販売（掛け算）の六次産業へのチャレンジが始まった。

「シュシュ」では、風傷などで売物にならない果物や規格外品をなるべく高く買い取り、加工品にする。そこに雇用が生まれ、特産品が生まれる。地域活性化のスパイラルが生まれる。

現在、従業員75名。昨年できた加工工場が順調にいけば、さらなる雇用が見込まれる。こうしたシュシュの活動が評価され、平成19年全国地産地消活動優良表彰（交流促進部門）

において最高賞である『農林水産大臣賞』を受賞した。

### ■さまざまな工夫

#### 直売所「新鮮組」

新鮮組ではPOSシステム採用している。1時間ごとに売り上げ内容を生産者にメール配信し、在庫が少なくなったら追加してもらう。よくある、午後に行くと何も無い直売所、にはしたくないという思いからだ。陳列された作物の近くには、生産農家の紹介が掲げられ、農産物の旬や調理法まで情報提供している。

また、商品に貼った表示にも工夫が見られる。生産者情報と価格はミシン目で切り離せるようになっていて、購入時に価格のみはずせば贈答用としても使える。実際、食の安全に関心が高まっている昨今は、野菜の詰め合わせや果物セットなどの地方発送の需要も多いという。直売所の売り上げは約3億7000万円/年となっている。

#### 体験教室（食育体験）

施設内にある体験教室には、年間約1

万人が参加している。参加費1人1000～1200円で、手作りウインナー教室、地産地消のミルクパン教室、いちご大福とシュークリーム教室などさまざま。その場で作ってその場で食べる体験教室は子どもたちに人気だ。

食育体験では、学童クラブの子どもたちと一緒に、芋の植え付けから収穫、洗って商品にして売るところまで一連で取り組む。子どもたちに「農」の楽しみを伝える場になっている。

#### 農業塾

平成19年に開校した農業塾は、団塊世代に向けた帰農推進の一環。長崎県内だけでなく近県から来る人も多く、これまで210人が参加。活動内容は栽培指導にとどまらず、農機具の使い方、ジャム作りやそば打ちなど、塾生の要望を取り入れたカリキュラムにしている。

長崎県は荒廃農地面積が全国一多い。荒地にイノシシなどが出没し、農作物を喰い荒らすことが問題となっていた。そこで「荒れた農地を宝の



左上／収穫体験ができるハウス 右上／福岡や大分からも通ってくる塾生たち 下左／メロンの文字入れ講習会。指導するのはシュシュの農業指導員の岩崎義秀さん 下中／細い釘で文字をいれると数週間後には文字入りメロンの完成。メロンは1個1000円で購入できる 下右／北海道から農業研修にきている2人



山にしよう！」と農業塾の塾生たちが荒廃農地に芋を植えた。この芋を100%使い、地元の農業後継者と力を合わせて焼酎を作った。『よっこいしょどっこらしょ』と『団塊の華』は塾生オリジナル焼酎で、平成20年から直売所で売られている。また昨年からは塾生の発案で珍しいジャンボニンニクを生産、それにナシを加えて焼肉のタレを作る構想を進めている。塾生たちは、生産だけでなく加工販売まで勉強できると、意欲満々だ。

#### 地元農家との連携

大村市グリーンツーリズム推進協議会は35戸の果樹栽培農家などで構成されている。大村市北部地区から大村市全域に及ぶツーリズム基地局をネットワークし、都市住民との交流を地域振興の中心に位置づけ、地域の活性化を目指して、さまざまなイベントや農業体験を実施している。地区内に点在する観光農園のほとんどが、「シュシュ」の半径2km圏内に集中していることもあり、協議会の事務局は「シュシュ」内に置かれ、情報発信の中心的役割を果たしている。

「シュシュ」の敷地内にもビニールハウスがあり、春にイチゴ狩り、夏はメロン狩りと収穫体験ができる。ハウス内は回転ベンチ栽培なので小さな子どもから車いすの方まで楽しむことができる。

#### ■今後の課題と夢

最後に、山口社長に今後の課題と抱負を尋ねた。

「いま全国の農業従事者は324万人で、日本の人口のわずか3%です。そのうちの40%以上が70歳以上の高齢者、60歳以上を数えると70%に達し、次代を担うはずの40歳以下はわずか13%です。農業立県と言われ

る長崎県でも6万人いた農業従事者は5年間で13%減少しています。日本の農業自給率を高めるには、なんとも心もとない数字です。

これまでの農業の3Kは“きつい、汚い、危険”でしたが、今の3Kは“高齢化、後継者不足、荒廃農地”です。シュシュが目指すのは“観光農業でお客様に感動を与え、後継者に希望を与える”という明るい3K産業です。夢のある農業をしていかなないと後継者は育たけません。生活が安定して成り立つような農業を提案し、どんどん実践していきます。消費者も巻き込んで、農業のファンを増やすのが夢です」と語ってくれた。

#### プロジェクト概要

所在地：長崎県大村市弥勒寺町486  
総敷地面積：15000m<sup>2</sup>

- ・直売所「新鮮組」……208.4m<sup>2</sup>  
(売上約3億700万円/年)
- ・ぶどう畑れすとらん……630m<sup>2</sup>  
(売上約1億4000万円/年)
- ・洋菓子工房……78.4m<sup>2</sup>  
(売上約3300万円/年)
- ・収穫体験施設……1000m<sup>2</sup>  
(売上約740万円/年)
- ・拠点施設他……500m<sup>2</sup>

(売上約1億8500万円/年)  
・加工工場……278m<sup>2</sup>

補助金：農業構造改善事業(1億9700万円)  
運営主体：農業生産法人 有限会社シュシュ  
開業：平成8年に直売所を開始。平成10年に有限会社かりんとう設立。平成15年に有限会社シュシュに社名変更。社員数75名(平成21年)  
連絡先：農業生産法人 有限会社シュシュ  
TEL.0957-55-5288





都市・農村交流拠点

## 都市住民との交流で蘇よみがえった地域コ

おくたま海沢うなざわふれあい農園 (東京都西多摩郡奥多摩町)

### ■ プロジェクト実現のプロセス

おくたま海沢ふれあい農園は、奥多摩駅から昭和橋を渡り、多摩川沿いに右岸を海沢方向にしばらく下ってから海沢神社への右の別れ道を上がった台地にある。歩くと30分程度であろうか。町有地を中心に、周辺の不耕作

農地を借地することにより、総面積11730㎡のこの施設を整備し、平成19年4月にオープンした。

施設は、管理棟(191㎡)と各区画にラウベ棟を有する「滞在型農園」(10区画、各区画270㎡、ラウベ26.5㎡)、「日帰り農園」(25区画、各区画50㎡)、「摘み取り農園」(4200㎡)

から構成されている。

### ■ 主体の取り組み方

管理棟では奥多摩町観光産業課の天沼係長と農園の管理運営責任者(コーディネーター)の堀隆雄さんが対応、説明してくれた。堀さんは以前、飯山市で自然体験のインストラクターを



左上(2点)／農園で野菜を収穫してよろこぶ子どもたち 上・下／滞在型農園で講習を受ける利用者

## コミュニティ

していたが、全国公募の中から選ばれて現在の仕事に就いているとのこと。

奥多摩町がこの施設整備を考えたのは、「奥多摩町グリーンツーリズム事業報告書」を取りまとめた平成12年度にさかのぼる。

人口の減少と高齢化の進行により地域の衰退が懸念されたことから、





1

1—大根の収穫を楽しむ地域の親子グループ 2—都会人による耕作放棄地現状回復作業「気分は開拓団」  
3—子どものための竹細工教室。農体験以外にもさまざまな体験教室を開催 4—企業ボランティアによる耕作放棄地回復作業



2



3



4



5

5—地元の主婦による「ミツ釜工房」ではランチの提供もしている 6—施設利用者や地元の人が集う夏のイベント風景  
7—「ミツ釜工房」によるおまんじゅう作り体験 8—収穫した大根やハクサイ。奥は干し柿 9—野沢菜を漬け物にする施設利用者たち



6



7



8



9



上／雪景色が風情ある冬の滞在型農園 下左／夏祭り「海沢獅子舞」のようす  
 下中／町役場の天沼係長(左)とコーディネーターの堀さん(右) 下右／木の香りが気持ちよい管理棟は来園者と地域住民の交流拠点になっている



都会の人々を呼び込み、「東京のいなか」にふさわしい都市農村交流を進め、来村者に元気を授けると共に海沢地域および地域住民自らも元気になることを目指すものであった。施設運営はこの目的に沿って地域住民が中心になって行うことになり、現在、おくたま海沢ふれあい農園運営委員会に3つの部会が組織され、さまざまなイベント・活動を行っている。

- 楽農倶楽部……施設利用者の菜園指導、温室ハウスでの栽培・苗の提供
- 三ツ釜工房……地元の主婦を中心に、料理教室、食育等を行う
- 笹の会<sup>たんが</sup>……各種イベント企画、福祉施設との連携

地元の人々が中心になって、農園とほかの施設と協力し「気分は開拓団」というイベントを行っている。これは、

都会の人を募って耕作放棄地を現状回復(開拓)する作業で、1年間だけ耕作させてもらい(今年は野沢菜を作った)その後土地所有者に返すという活動である。年寄り夫婦だけだと開拓作業が大変で、いざ息子がリタイアして帰って来るとなったときに、畑が荒れてははまずかろうということで始めた。今回は7人が参加している。町としては、いずれは農園運営組織を施設の指定管理者にし、自立的な運営を目指す考えだ。

### ■ ネック克服の仕組みと工夫

施設整備費は、基盤整備、浄化槽、ビニールハウス等を含めて2億1600万円、うち1/2が農水省補助(新山村振興等農林漁業特別対策事業。都市と農村の交流が目的)、1/4が都の補

助であり、町費は約5500万円。経営的には、イニシャルコストを除いたランニングコストのみで見てもコーディネーター人件費を含めて、年間約850万円、収入はラウベ60万円×10区画=600万円、一般区画1万円×25区画=25万円、合せて625万円で若干の赤字となっているが、町としては、費用以上の成果が得られていると考えている。(ラウベの建設費は1棟当たり700万円)

当初、申し込みが殺到するのを恐れ、あまり宣伝をしなかったら10棟埋まらず、二次募集まで行った。しかし、現在は大勢の人が見学に訪れるようになっている。利用者は多摩地域の市の人が多いが、中には墨田区や豊島区の人もいる。都会の人が、ここまでやって来て熱心に畑仕事をしてい



奥多摩の山々に囲まれた静かなたづまい

るのを見ていると、自分たちの仕事を見直すきっかけにもなるようだ。この滞在型農園の特色は、ラウベをコンパクトにし（面積も26.5㎡）、垣根も低くしオープンな雰囲気に行っていること。その理由は、それぞれの区画にこもり切りにならず、できるだけ周囲の人々、地域の人々と交流を推進するためだ。

ここでは、市民農園法、特定貸付法に基づいているので最長5年、ラウベは継続者優先、毎年更新願いを出してもらい審査会で決定している。大変良い人たちのため5年後どうするか頭を悩ませているのが現状。

また、別荘代わりに使われると困るということで「使用規定」を厳しくしている。実際には多く利用している人で年間百数十日泊まっている人が



いる。

最後に、こうした取り組みをさらに広げるうえでの方策を尋ねると、次のような課題があげられた。

- 新築ではなく（1棟当たり700万円は高価である）空き家活用の方策（空き家については地域整備課が別途調査中）
- 共同住宅方式での検討（いくつかのクリアする問題あり）など

#### プロジェクト概要

所在地：奥多摩町海沢497-21  
 土地面積：11730㎡  
 使用開始：平成19年4月オープン  
 施設内容：管理棟（191㎡）、滞在型農園（10区画／各270㎡、ラウベ26.5㎡）、日帰り農園（25区画／各50㎡）、摘み取り農園（4200㎡）  
 事業主体：奥多摩町  
 事業費：2億1626万9000円  
 管理運営形態：町条例により設置・管理（直営）  
 連絡先：TEL.0428-85-8685  
 （コーディネーター堀隆雄さん）

# 農業法人が支える体験型リゾート農園

カズサ愛彩ガーデンファーム（千葉県君津市久留里地区）



## ■ プロセス

車で東京からアクアラインを經由し1時間程、周辺に山並みや田園風景が織りなす緑豊かな地に「カズサ愛彩ガーデンファーム」がある。千葉県君津市にある2ha程の広大な体験型農園は、地元農家と旅行業のプロによるマッチングから生まれた、日帰り体験型農園の取り組みである。

立ち上げのきっかけは、事業主であるアグリライフ株式会社の河井良幸理事と船曳寛真理事長（元日本エアシステム社長）が、旅行業界で長年にわたりツアー企画に携わった経験

から、グリーンツーリズムや田舎暮らしが注目される中、都心より1時間以内で農体験が気軽にできる菜園にたどりついたこと。河井さんは「今のニーズとして海外旅行にも飽きてきた感があり、次に求めるのは“楽しみながら気軽に田舎を体験できる場所”だと感じた。自分も世代的によく分かる」と語る。

構想が固まると船曳さんと共に、当時中国雲南省の農業研修生を受け入れていた、須藤久雄さんの農園（千葉県君津市向郷）を訪問する。須藤さんは、地元農家で以前から遊休地等を借りて首都圏向けに出荷する農業

生産法人を経営。農家の次男、三男ら100人以上を雇用しており、地元の信頼を得ていた。当時を振り返り、須藤さんは「（計画を聞いて）不安は全くなかった。都市住民を迎えた農園が流行っているが、農家はむしろ集客が苦手。河井さんや船曳さんはプロだからこれを任せておける安心感があった」と語る。一方、河井さんは「君津市ののどかな地域性に共感したが、決め手は地元農家としての誇りにあふれた須藤さんとの出会いがあったから」と応える。

平成18年12月、アグリライフ株式会社（アグリライフ倶楽部）を設立。



左／里山の景観が美しいファーム全景  
 上／ファーム内にあるクラブハウス。シャワールームも設けている  
 下左／夏場にはブルーベリーの実が豊作  
 下右／クラブハウス前のガーデンではハーブや季節の花が楽しめる



船曳さん、須藤さん、河井さんらが出資金3000万円を出し合った。翌、平成19年7月には須藤さんの所有する農地を転用し、駐車場(60台収容)とクラブハウス(150m<sup>2</sup>、約45坪)を整備した。カズサ愛彩ガーデンファームのツアー企画と参加者募集を河井さんと船曳さんが、農業指導等の利用者のサポートを須藤さんが担当。組織としては、アグリライフ倶楽部に須藤さんが資本参加し、須藤さんが経営する農業生産法人等がアグリライフ倶楽部のグループ企業となることで企画・運営・指導の役割分担が整っている。

### ■ 取り組み(プロジェクトの内容)

農園は市内の農振白地地域にある。周囲には民間企業のオートキャンプ場が数カ所あるほか、のどかな田園風景が広がる農村地域である。この景観や環境と首都圏から車で50分程度の立地条件を活かし、河井さん、船曳さん、須藤さんがそれぞれ得意分野のノウハウを出し合って、日帰りで農を楽しむ体験型リゾート農園を手掛けた。農地は、特定農地貸付法スキームを利用して君津市から約3000坪を借り受けた。もともと「体験農園方式」に類似した運営だった

ため、その後借り増しした3000坪の農地は、グループの農業生産法人が一般農地を借り受け、それを利用する形で実施している。

開園当時のファーム総面積は、1万m<sup>2</sup>(約3000坪)、総区画数は150区画。スタート時の30区画から随時希望者が増え続け、2年目の現在はほぼ埋まっている。予想以上に区画を持たないオプションエリア(自由栽培、花・ハーブエリア、スイカやエダマメの株オーナー制など)の人气が高く、現在の総面積は2万m<sup>2</sup>(約6000坪)となっている。

利用料は区画面積により異なる。





夏野菜の収穫風景



大人気のスイカ割りイベント



きれいに整備された竹林でタケノコ掘り



種まき・苗植えの作付け風景





豊かな自然に囲まれたカズサ愛彩ガーデンファーム



野菜料理教室にはプロの料理人も参加



ファームガーデンでのランチタイム風景



久留里の名水で育てた米(くるり太郎)は、美味しいと会員に評判



手入れをしてくれるので、田畑が荒れる心配はない



農園を切り盛りする河井夫人



ハーブや季節の花が咲くガーデンの奥には農園が広がる



甘みのあるプチトマト



オクラの花と実

区画は、野菜栽培エリア(大きさにより5坪タイプ、10坪タイプ、15坪タイプに区分)とオプションエリアに分かれ、それぞれ月額6300円、1万2600円、1万6800円(料金には農地使用料、種・苗・肥料代、メンテナンス費、耕作指導料、収穫物、クラブハウス使用料など一切の費用が含まれる)となっている。

農業生産法人は、市民農園を営むための環境整備、作付け指導、イベント等のマンパワーを業務委託により担当。また、竹林、イチゴ園、スイカ畑、稲作、サツマイモ畑などは、農業生産法人の耕作地を利用している。その結果、地元農業者にとっても農業生産法人を通じて、直接顧客と接し、付加価値を付けて販売するなど、農作業意欲が高まることにより、営農者の確保・定着に役立っている。

会員数は、開園当初団塊世代のり

タイア層をターゲットに会員募集を始めたが、その後予想に反して、食育・農体験に関心の高い子育てファミリー層が増え始め、現在2年目で120人を超えた。このように、反響も多く、雑誌、新聞、テレビ等のマスコミに数多く取り上げられている。

農園の設備には、農地整備費も含め総額3000万円程度を投じた。その際、クラブハウス、園内の駐車場は農地転用にて整備している。

### ■ 地域活性化に向けて

君津市はこのプロジェクトに大きな関心を持っており、市長をはじめ、市の職員もたびたび訪問している。また、農園のオープン時には君津市役所で記者発表を行った経緯がある。運営側として、君津市には、インフラ整備(道路、植林、景観保持)および広報宣伝の面で支援してほしいと要

望している。

### ■ 成功のポイント

河井さん、須藤さんに成功のポイントを伺ったところ、以下の点が挙げられた。

#### ① 二地域居住を成功させるキーワード「大都市に近い」

全部を捨てて田舎暮らしは出来ない。移動にあまり時間がかからない。田園を感じさせる美しい景観。仕事(農体験)、生き甲斐、コミュニティ(東京から近い久留里周辺は都会との交流に馴れているため)

#### ② 付加価値としてのエンタテインメント性

感動させるソフトやノウハウ。自分は旅行業・観光業を通じて人を楽しませるプログラムの作り方を習得した。その経験が毎月イベント(作付勉強会、トンボとり、タケノコ掘り、山菜



写真左から須藤久雄さん（ファーム長）と河井良幸さん（アグリライフ理事）。上手く役割分担することで、質の高い体験型農園が実現した

狩り、苗植え祭り、収穫祭、バーベキュー大会、野菜料理教室、芋煮会、餅つき大会、イチゴつかみ取り等）に活かされている。

### ③ その他

野菜作りのプロ（ファームインストラクター）のもとで、土作りから、種まき、苗植え収穫まで季節を通して体験。カズサ愛彩ガーデンファームは、「楽しく学ぶ」「楽しく育てる」「楽しく食べる」「楽しく集う」をコンセプトに、会員同士の交流やファームスタッフとのコミュニケーションを通じて、アグリライフの理想的な環境を整備している。

## ■ 今後の展開と課題

アグリライフ株式会社の設立から4年目、農園の運営開始から3年目を迎えた。まずは都市住民の農を楽しむニーズの高さが立証されたと河井さ

んは振り返る。

次のステップは、滞在型施設の整備。日帰り滞在ではなく、滞在拠点を整備し、もっと気軽に時間をかけて農体験を楽しんでもらいたいとの意向がある。

また、最終的には地域活性化のための定住可能な住まいの提供がある。会員からの要望が徐々に増えていることもあり、構想段階ではあるが「久

留里フォレストビレッジ」の計画がある。具体的には、200年住宅、定期借地権といった事業手法を用い、建物価格を2000万円程度に抑えた欧米型の住宅地の整備をめざす。宅地内に菜園を備える方式ではなく、コモンのに備える方法を想定しており、宅地内と菜園を分離し、菜園の景観と管理運営を重視したまちづくりを考えている。

### プロジェクト概要

#### ● カズサ愛彩ガーデンファーム

所在地：千葉県君津市向郷1781-1  
 総面積：約20000m<sup>2</sup>（約6000坪）150区画  
 利用料：入会金無料、会費は5坪月額6300円、10坪月額12600円、15坪月額16800円。  
 なお、料金には農地使用料、種・苗・肥料代、メンテナンス費、耕作指導料、収穫物、クラブハウス使用料など一切の費用が含まれている。

#### ● アグリライフ倶楽部（事業主体）

所在地：東京都中央区日本橋室町1-8-2  
 末廣ビル3F

設立：平成18年12月13日

資本金：2000万円

代表者：代表取締役 船曳寛真

主な事業：体験農園および農業生活クラブの企画、経営。食と農業に関する調査、教育、支援。地域活性化に関する調査、教育、支援。地域産業に関する商品の企画と販売業務。その他各項目に関連する附帯事業。

グループ企業：株式会社アグリアドバンス、ウォーターファーム須藤、有限会社レイクファーム亀山、有限会社カズサベジテック、有限会社カズサベジテック八ヶ岳、有限会社にしばら葉彩、株式会社にしばら葉彩、有限会社ベジコス、農業生産法人愛郷園



地域活性化拠点

## 地域住民が創出した農を活かした

秋津野ガルテン（和歌山県田辺市）

### ■ プロジェクト実現のプロセス

全国的に農山村地域の過疎化や高齢化が進むなかで、これに危機を感じた上秋津地区の住民は「秋津野ガルデン」を建設し、地域が育んできた伝統や風土を大切にしながら「農との暮らし」を基軸に地域の活性化に結びつく事業を行っている。住民が地域の活性化のために、自ら出資し活

動している成功事例は全国的にも珍しく、テレビや新聞の取材も多い。

秋津野ガルデンがある田辺市上秋津地区は大阪から特急電車で約2時間、和歌山県のほぼ中央部に位置し、温州ミカンをはじめとする多種多様な柑橘類が栽培されている温暖な土地である。

もともと、上秋津地区は旧村合併時に「村有財産は将来、地域を支える

子どもたちに有効的に使うべき」との提案がなされ、これを基金（社団法人「愛郷会」が管理）として地区の自主性を尊重し、住民が一つになってまちづくりに取り組んできた土地柄で、平成8年には、農林水産省より「豊かなむらづくり表彰事業」の天皇杯を受賞している。平成20年11月に、地域活動の拠点施設として、農家レストラン、市民農園、宿泊施設、体験



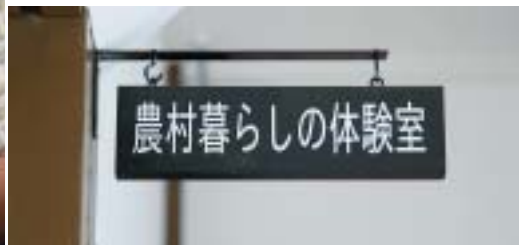
左手は宿舎施設



農業法人株式会社秋津野副社長の玉井常貴さん



校舎はきれいに改修し体験教室などに利用されている



学校らしさを残しているのが魅力のひとつ

廃校になった小学校を利用した秋津野ガルテン

## コミュニティビジネス拠点施設

室、交流室等の多機能な施設を備えた「秋津野ガルテン」を開設した。

### ■主体の取り組み方

秋津野ガルテンは廃校となった小学校の木造校舎を改修して、再利用している。当初、田辺市は更地処分する計画であったが、これを「愛郷会」の支援を受けて買い取った（底地は「愛郷会」が所有し、これを借地。建

物は地元民が出資する農業法人株式会社秋津野が所有）。事業費は1億1000万円で、農林水産省の補助50%、県・市で25%、残り25%の約3000万円を地元が負担した。敷地内には以下の施設があり、地域交流の拠点施設としてプラットフォーム的な役割を果たしている。

#### 農家レストラン「みかん畑」

地域で採れた食材で、農村のお母さ

んが作るバイキング料理。週末は周辺の観光を兼ねて、900円のスローフードバイキングを楽しむ県外からの来場者も多い。

#### 「農」のある宿泊施設

近くにオープンした市民農園と併用した長期滞在や各種研修の宿泊に利用（和室8畳×6室、16畳×1室）

#### 暮らしの体験室

わら草履づくり、竹細工、葛工作など



農家レストラン「みかん畑」内観。地元の新鮮な食材でつくった料理が楽しめる

の体験教室に利用

### 都市と田舎の交流室

地域づくりの研修のほか、さまざまな研修や地域の集会場としても利用  
**農産物加工体験室**

地域にある農産物を利用し、加工体験ができる。梅ジュース、みかんジュースなど、地域の食材の加工体験場

### 市民農園

64区画、一区画約30m<sup>2</sup>、利用料金3万円(年間)。オプションで管理サービスや野菜作り教室(有料)も計画している。

秋津野ガルテンを管理運営する農業法人株式会社秋津野の副社長の玉井常貴さんはNTTを早期退職して、地域コーディネーターとして20年以上、地域貢献をしてきたベテラン。「施設内の農家レストランは開設して8カ月で約2万人が来場。延べ35人のパート雇用を生み出し、食材は地場から供給するなど、秋津野ガルテンの売り上げは確実に地域に還元されている」と経済効果による地域活

性の可能性を示唆した。

### ■ ネック克服の仕組みと工夫

社団法人「愛郷会」から支援を受けるには住民の合意形成が必要であった。もともと地域意識が高い土地柄とは言え、「事業リスク」や「行政がすべき論」などの反対意見があり、その調整のために地区懇談会を何度も開催することになった。これを可能にしたのは平成14年に地元住民、市、和歌山大学が協働で作成した地域マスタープランである。住民自ら作成したことで、地域づくりの理念と方向性が明確になっていた。また、資金的には地域内外に呼びかけて1株2万円以上最大50万円以内で出資を募り、約300人から3330万円を集め、これで地元負担の費用を捻出した(1年後は株主約500人、4180万円に増資)。

施設の管理運営も「農とグリーンツーリズムを活かした、地域づくりを行う」ことを目的とし、農業法人株式会社秋津野が行っている。地元の多

くの人からの出資を受けて、地域のリーダーたちが運営に参加し研修やイベントなどに工夫を凝らしている。

### ■ 新しい役割と魅力

#### 秋津野地域づくり学校

秋津野ガルテンでは経済産業省の支援を受けて地域リーダーの育成を目的とした「秋津野地域づくり学校」を開設。学校では一方通行の講座でなく、研修生と講師が議論し、地域づくりの課題と展望を見出す創造型研修を行っている。

平成20年度の第1回目は、北海道から岡山まで県外から集まった7人に、行政と経済団体、地元メンバーを加えて研修生17人で開催された。

#### みかんの樹オーナー制度

みかんの木のオーナー契約者になり、自分の名前がついた木から収穫ができる(年間料金3万円、100名募集)。

#### 農業体験学習

上秋津は年間を通して柑橘類の収穫ができ、収穫体験やジュース作り体



「みかん畑」外観。テラス席もある



市民農園



秋津野ガルテンと連携している直売所「きてら」。ミカンの産地とあって、品揃えが豊富



「きてら」の敷地内にあるカフェ。東京からのUターン者が開いた

験が可能。地元の上秋津小学校には農業体験を10年間実施した実績があり、そのノウハウが蓄積されている。玉井さんは「農業体験学習は学童の心の教育や食育に効果的。周辺の農家民宿と連携して修学旅行生の受け入れを計画している」と新規事業にも意欲的。

### 直売所「きてら」との連携

「きてら」は秋津野ガルテンとは別会社であるが、地域活性化による最初の試み。平成11年に地元の農家をはじめ、商業関係者、サラリーマンから

なる31人が310万円出資して開設した直売所。1年目は倒産の心配もあったが、今では売上げが年間1億円までに成長した。これにジュース工場と秋津野ガルテンの売り上げを入れると年間2億円が見込まれる。玉井さんは「この3施設を巧く連携させ、来外者を増すことにより、さらなる地域の活性化を図りたい」と話している。

### ■今後の課題

秋津野ガルテンは順調に滑り出したばかりであるが、すでに次なる目標

を掲げている。

### Uターン者の推進

地域の活性化が進めばUターン者の受入れ環境も良くなり、その増加も見込まれる。秋津野地区で特にUターン者を希望するのは、定着率が高いこと、および高齢者介護の担い手としても期待しているため。

### 高齢者の交流

高齢者に優しいまちづくりを目指しており、家に引きこもりがちの高齢者が自由に交流できる環境や交流施設をつくりたい。

### プロジェクト概要

所在地：和歌山県田辺市上秋津4558-8  
 敷地面積：3300m<sup>2</sup> (社団法人「愛郷会」から借地)  
 施設面積：木造2階建て  
 体験交流施設/延べ床面積 707m<sup>2</sup>  
 農家レストラン/延べ床面積 80m<sup>2</sup>  
 宿泊施設/290m<sup>2</sup>  
 交付金：農山漁村活性化プロジェクト支援交付金/事業費1億1000万円 (国50%、県12.5%、市12.5%、地元25%)  
 事業名：田辺市都市農村交流促進施設整備事業費補助金(上秋津地区)  
 事業期間：平成19・20年度、2008年11月オープン  
 施行者(事業者)：農業法人株式会社秋津野

連絡先：農業法人株式会社秋津野  
 〒646-0001  
 和歌山県田辺市上秋津4558-8  
 TEL.0739-35-1199  
 FAX.0739-35-1192  
 行政連絡先：田辺市役所農業振興課  
 TEL.0739-22-5300  
 施設内容：●農家レストラン 83.36m<sup>2</sup>、昼食は900円のスローフードバイキング  
 ●宿舍施設 和室8畳(大人4名定員×6部屋)、和室16畳(大人8名定員×1部屋)  
 ●くらしの体験教室 わら草履づくり、

竹細工、葛工作などの体験教室など。  
 利用料金 1500円/時間  
 ●都市と田舎の交流室 地域づくり研修、その他の研修に利用、いす40脚。  
 利用料金 1500円/時間  
 ●農産加工体験教室 梅ジュース、みかんジュースなど、地域の食材の加工体験場。利用料金 1500円/時間  
 ●市民農園 場所：上秋津中学校付近、面積：一区画約30m<sup>2</sup> (64区画)。  
 利用料金 3万円(年間)





四郷町にある農ライフ創生センター本部



自律支援に向けて草刈り機などの農業機械の操作をマスターする



初心者対象の旬の野菜づくり実習

## 就農者養成拠点

# 全国が注目する農業者への転職を

農ライフ創生センター（愛知県豊田市）

### ■ プロジェクト実現のプロセス

豊田市は自動車産業のまちとしての歴史があるが、近年、合併により県下1位の行政面積となり、森林の保全、遊休・耕作放棄地の活用、自動車産業における団塊世代の定年退職者急増、都市部と山村の格差是正等の課題を抱えていた。こうした課題を包括的

に解決するために、平成16年4月「農業者を養成し、農地を斡旋して豊田市の農業の新しい担い手とすること」を目的に、構造改革特区（営農支援特区）を活用して「農ライフ創生センター」を設立した。農地という「土地資源」と定年退職者（年間3000人）という「人的資源」の融合による市民と「農」の新たな関係を構築するという

取り組みである。

### ■ 主体の取り組み

本部研修所、高岡研修所、下山研修所の3カ所の研修所施設をJAが整備し、管理・運営は豊田市・JAの共同（豊田市7人、JA2人の計9人）による。特色は市とJAの役割分担を明確にし、市が積極的に農政施策として



農ライフ創生センター周辺に広がる研修農場



旬の野菜づくりコースのエダマメとトマトの収穫



初級コースの苗床づくりの実習

## 支援する研修施設

展開していることにある。

事業内容は、①農作物栽培技術研修（2年間の担い手づくりコースと、4～8カ月の市民向け野菜づくりコースがある）、②農地斡旋仲介事業（担い手づくりコース修了生を対象にして10a以上の農地を紹介・斡旋する）、③農家仲介（担い手づくり受講生で、農家でのヘルパーを希望する者を対

象に受け入れ希望農家との橋渡しを行う）、④開発研究（加工品の新規開発、新規導入作物の施策栽培をして地域農業への提案を行う）である。

設立から5年目の実績は、①農作物栽培技術研修は、担い手コース修了生171人、現在受講生114人、市民向け野菜づくりコース春～夏で延べ171人、秋～冬で延べ175人、体験コース

で延べ24人、②担い手コース受講生の就農状況は、修了者171人中146人（新規就農93人＋定年帰農40人＋援農13人）で就農率88%、③農地仲介事業実績は、修了者171人中、仲介者95人、面積20万2999m<sup>2</sup>で仲介率55%、④就農者のJAへの加入は138人中29人（専業農家）である。

当初の予想とは異なり、受講生の年齢構成は団塊リタイア層の60歳代（～65歳）は49%で、50歳代28%、40歳代11%、30歳代10%、20歳代2%と幅広く分布し、雇用拡大に繋がっている。

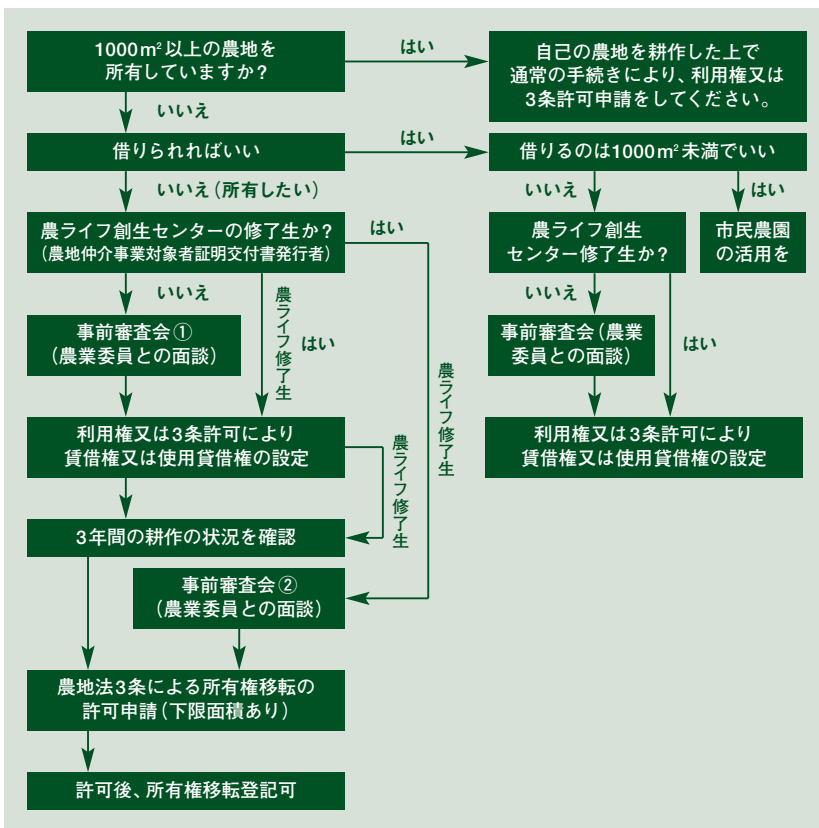


農機具庫で草刈り機を点検する



苗床にカリフラワーやブロッコリーの種をまいて土をかぶせる

### ■ 新規就農者等が農地を借りる・買うには



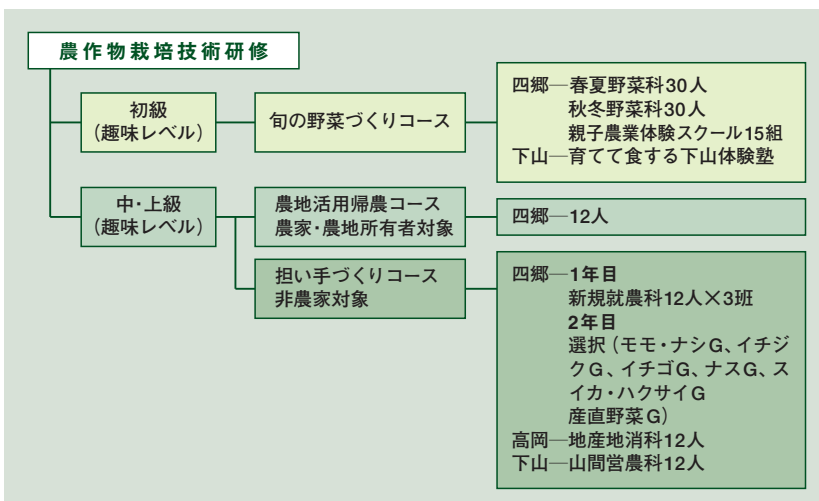
農ライフ創生センターの安藤所長

### ■ ネック克服の仕組みと工夫

設立後5年間の実績から課題として、①趣味の農業と収益を求める農業の違いへの理解、②農地を持つ責任、③地域や隣接者との融和、④共同施設の維持や共同作業への参画などが明らかになった。

これらを踏まえ平成21年度から機構改革を行い、より実践的実習を実施するため、専業農家への講師依頼、農家研修の実施、地域との融和として共同施設の管理や行事への積極的参加、農業機械の操作の完全マスターを基本方針とし、大型農機具のトラクターやコンバイン、小型の田植え機・耕うん機・草刈り機・噴霧器な

### ■ 農作物栽培技術研修の新しい体系(H21年以降)





ビニールで覆われたトマトやナスの畑



研修農場の野菜の生育状況を点検



農ライフ創生センター入口にある営農センター



多様な野菜が育つ研修農場

どの低利用料金による貸し出しも開始した。

### ■新しい役割と魅力

農ライフ創生センターの特色は、多様なステップアップ型技術研修と農地あっせんにある。

技術研修は、市民の多様なニーズに応えるきめ細かなコース・科目設定

であり、受講者は市内在住・在勤が不問であるため、市外からの人もいる。

農ライフ修了生は、農地仲買事業対象者証明交付書の発行により、事前審査会の一部の省略も可能で、農地を希望に応じて所有・利用して農業を営むことができるといった、就農希望者にとって魅力的な仕組みになっており、遠方からの問い合わせもある。

また、農地法3条の下限面積は10a(旧豊田市)から40a(旧下山町)まで多様であり標準小作料は水田10a以上1万2000円、10a未満5000円、畑10a以上7500円である。こうした研修・農地斡旋・農機具貸し付けなどの包括的支援により、耕作放棄地の解消・雇用促進のみならず、農業振興や定住促進の効果が期待できる。

#### プロジェクト概要

事業名：豊田市農ライフ創生センター  
 事業主体：豊田市  
 所在地：豊田市四郷町松本105番地1(センター)  
 事業概要  
 ・施設用地：センターはJA所有の敷地890m<sup>2</sup>・未利用倉庫164.94m<sup>2</sup>を賃借。高岡研修所は旧Aコープ店283.16m<sup>2</sup>を賃借。

下山研修所は廃校の小学校137m<sup>2</sup>、倉庫116m<sup>2</sup>を活用。  
 ・研修農場：センター3万2616m<sup>2</sup>、果樹園2815m<sup>2</sup>、高岡9726m<sup>2</sup>、下山1万4745m<sup>2</sup>  
 ・事業開始年度：センターは平成16年4月、高岡・下山は平成18年4月開所  
 ・総事業費：4062万1000円(市全額負担)  
 ・施設構成：センター施設面積324.45m<sup>2</sup>(事務

室、講習室、更衣室、駐車場、倉庫) 高岡研修所施設面積283.16m<sup>2</sup> 下山研修所施設面積192.14m<sup>2</sup>(事務室、講習室、倉庫)  
 ・運営管理：豊田市・あいち豊田農業共同組合による共同管理  
 ・年間運営費：2765万円(内2641万7000円を市が負担)



御嶽山などの眺めが素晴らしい自然村

都市・農村交流拠点

## 地元農家が親身にサポート—農山村生

木曽駒高原自然村（長野県木曽町）

### ■ 取り組みの内容

都市から脱出して農山村で生活しようという動きが始まっているものの、農山村の生活がどんなものか、生活を丸ごと体験ができるシステムは多くない。「木曽駒高原自然村」は、こうした農山村生活入門のシステムとして、ハード面でもソフト面でも、ほぼ完璧な事例といえる。長野県木曽町は、塩尻から南に約40km、人口1万4000人弱の町であり、高齢化が進み（平成20年、33%）、多くの過疎集落を抱え

ている。木曽川沿いの古来からの主要な動線である中山道の宿場町木曽福島町を核に東の木曽駒ヶ岳と西の御嶽山<sup>おんたけさん</sup>を町境とする広大な町域を持っている。

JR中央西線木曽福島駅からほぼ東へ車で20分ほど木曽駒ヶ岳の山麓の緩い傾斜を登ると、既存の村落に抱かれるようにして16棟の畑付き木造2階建ての住宅が立地している。この住宅と管理棟1棟で「木曽駒高原自然村」（以下、自然村）がある。夏場は涼しく快適であるが、冬は雪も深く

氷点下になる厳しいところである。自然村は、農地付きの別荘を1年単位で賃貸契約（1区画、月額4万円）し、庭先の畑で野菜づくりを行うとともに、さまざまなイベントを通じ、入居者、地域住民との交流が図られている。農作業は、地域の農業従事者から指導を受けることができ、草刈り機等の簡単な農機具は共用となっている。契約期間は最長5年で、その間に木曽町での新しい生活の展望が開けた場合には、改めて別途住宅を購入するか借りるかして新たな生活を始



自然村



開田高原就農トレーニングハウス



豊富な観光資源

## 活入門の場

めることになる。施設は現在満杯で、毎年11月になると翌年度の賃貸意向の聞き取りがあり、契約更新か打切りを決めなければならない（打切りの場合は3月には明け渡す）。空きがでると公募して抽選（12月）を行うことになるが、倍率は極めて高いとのことである。この事業は、平成9年に10棟、12年に6棟が建設されてスタートし、管理は、地元住民（57戸）によって「大原自然管理組合」が組織され、自然村の指定管理者となっている。



移住された小林さん（左）と管理人の奥原さん（右）



## ■ 地域とのかかわり (利用者、管理人)

自然村を卒業してすぐ、近くに家を建ててご夫妻で新しい生活を始めた小林さんとお試し期間中の村田さんにお話を聞くことができました。

小林さんは元名古屋市職員。4年前にこの自然村を卒業し、民生委員の紹介で660m<sup>2</sup>の土地(うち250m<sup>2</sup>は畑)を賃借し、家を建て、ご夫妻で生活。農地は借り増し、現在は1500m<sup>2</sup>(1.5反)を借りて耕作している。年間の賃料は10万円。そのうち400m<sup>2</sup>は蕎麦畑としている。出身が長野県ということと、名古屋市役所勤務のころから貸し農園で日曜農業をやっていたので、退職後、自然にこの生活を選んだということである。

村田さんはお試し期間といっても、木曾町の御岳山麓にあるもう一カ所の施設(サンファーム大洞)に7年

(この地区は5年という制限が無い)居て、自然村に移って来たというつわもの。生活拠点は浜松市だが4月から10月くらいまでご夫妻で生活するという2地域居住の実践者である。

地元側の意見を話してくれた管理人の奥原さんは、減反による地域の衰退を何とかしなければということがかきかけとなって、町(当時木曾福島町)からの呼びかけに積極的に応じた経緯がある。自然村の整備で地域がにぎやかで明るくなった感じを持っており、管理人という仕事にもやりがいを感じていた。

## ■ 事業収支

平成20年度の決算書で管理組合の事業収支を見ると、年間の総収入は818万8000円、そのうち768万円(約94%)が賃料収入、他に交流会参加費23万1000円と前年度からの繰越金23万4000円等。支出では、管理人の給

与152万2000円、木曾町への納付金150万円、土地借上料121万7000円等が大所である。20年度は、新たに整備したあずま屋と側溝・暗渠あんきよの整備費のため約90万6000円の支出があったが、総支出は792万4000円に収まり、翌年度へ26万5000円を繰り越し、前年度からの繰越金に3万1000円を積み増している。

## ■ 成功のポイント

この自然村の特長の一つは、既存の村落の多くの農家と接して立地していること、この事業が村落の人々の理解を得て進められた経緯もあり、体験入居者を共同の生活者として受け入れていることである。さまざまな交流事業が年間を通じて行なわれているだけでなく、夕方になるとあずま屋に一品程度を持ち寄り、宴会が始まるというハブニングもあるそう。その恩恵で16棟の体験住宅は空



ソバ刈入れのようす



畑にできた芋を収穫



農業講習会

きがなく、町にも毎年150万円の賃料が入る健全経営がなされている。

成功のポイントを挙げると、第1のカギは地区の戸数57戸に対し体験住宅16戸というバランス、つまり適正な設置規模にある。第2のカギは地域の人々が都市からの参入者に対して歓迎するという気持ちであり、第3のカギは、地域の人々と参入者をつなげるハード、ソフトのシステムづくりである。ハードでいえば、既存集落に溶け込むような住棟配置と住宅デザイン、ソフトは、交流イベントや

景観や環境を守るための「規則」だと思ふ。

### ■ 今後の取り組みと課題

田中町長は、広大な地域に活力を持続させるには、都市からの移住者が不可欠という。木曾町の一部地域では、人口減をほぼ補うだけの人口流入が認められ、それなりの政策効果があったと考えられるが、小さな自治体ではやれることに限度があるとも。今後、こうした都市からの移住を助ける国の支援策（制度と資金）の拡

充が必要であること、また、そうしないと国土が立ち行かなくなるのではないかと強く言われていた。

課題としては、ここの生活から木曾町に住んでみようという意志を固めた後のフォローシステムの構築が挙げられる。先に紹介した小林さんは、親しくなった民生委員の紹介で土地を見つけたが、こうした偶然性だけでは定住者を増やすのは難しい。木曾駒高原自然村が大学であるとする、その大学院のようなシステムの構築が望まれる。

#### プロジェクト概要

所在地：長野県木曾町新開355-1  
木曾駒高原自然村  
規模：総面積1万7354m<sup>2</sup>（田6430m<sup>2</sup>、畑4597m<sup>2</sup>、原野6327m<sup>2</sup>）、全16区画、平均的1区画400m<sup>2</sup>（農地70m<sup>2</sup>、建べい地・庭330m<sup>2</sup>）、建物（木造2階建 延床面積70m<sup>2</sup> 10棟、木造平屋延床面積54m<sup>2</sup> 6棟）  
地権者数：6名  
土地賃借契約：5年、契約期間終了1月前に双方解

約を申し出ることができる。申し出ない場合、自動的に契約継続。契約解除後の現状復帰等については双方の協議で決定。  
賃借料 年間平均70円/m<sup>2</sup>  
事業手法：平成9年度の10棟/山村振興等農林漁業特別対策事業  
平成12年度の6棟/やすらぎの交流空間整備事業  
事業費：平成9年度 2億28万8000円

国県補助1億14万4000円、起債1億10万円  
平成12年度（ふるさと体験館事業と併せて）4億131万3000円  
国県補助2億80万円、起債2億円  
事業主体：木曾福島町（合併前）  
管理運営主体：木曾駒高原自然村管理組合（地元農家で構成）  
付帯施設：管理棟1棟、あずま屋2棟  
土地利用規制：農振白地





農村・コミュニティ維持拠点

## 都市・農村交流による棚田の保存と

大山千枚田棚田（千葉県鴨川市）

### ■ プロジェクト実現のプロセス

全国に千以上あるといわれる棚田の多くで荒廃が進むなか、千葉県鴨川市では、大山地区住民の発意により、江戸時代以前から山間部の地形を巧みに利用して耕作されてきた「棚田」を舞台に、都市と農村の交流によっ

て、自然と人々の営みが育んできた貴重な文化的景観を保存しようという活動が始まった。

平成9年に所有者、鴨川市民、市外在住者などによって「大山千枚田保存会」が結成され、「棚田の保存と活用」への具体的な取り組みが開始した。

大小375枚の田んぼは、平成11年

に農林水産省の「日本の棚田百選」に認定され、同14年には千葉県指定名勝となり貴重な文化財としての価値付けもなされた。さらに、同15年には「鴨川市棚田農業特区」に、「大山千枚田保存会」はNPO法人にそれぞれ認定された。

現在は、地元農家協力により「棚



山間部の地形を巧みに利用して耕作されている大山千枚田の棚田



活動拠点の棚田倶楽部の建物



自然の地形と稲作が織りなす芸術的ともいえる美しい風景

## 地域コミュニティの維持

田オーナー制度」が導入され、景観保全や都市住民に農業体験の機会を提供し、地域活性化の核としてさまざまな活用がなされている。

### ■ 主体の取り組み

棚田オーナー制度をはじめ種々のメニューを取り揃え多角的に活動を展

開している。

#### 棚田オーナー制度

1区画（約100m<sup>2</sup>）の棚田を借り受け（会員制）、オーナー自らが、田づくり、田植え、稲刈り、脱穀まで7程度の作業を実施するもので、収穫した米はオーナーが取得する。作業参加・交流型で年会費3万円。

#### 棚田トラスト制度

近隣の棚田を借り受け、年2回程度共同作業で稲作を行い、収穫した米を配分するもの。農業体験・飯米確保型で1口（100m<sup>2</sup>）で年会費4万円。

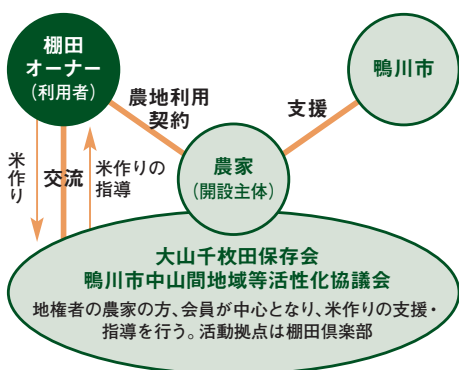
#### 大豆畑トラスト制度（綿藍オーナー制度）

会費を払い、種まきから収穫までの作業を行う。収穫した大豆は10aあたり30口で分配されるほか、この大豆をもとに味噌・納豆・豆腐づくりなども行われる。綿藍も同様で、綿を育てて紡いで織り、藍を育てて藍染めを行う。

## ■ 米作りの主な作業

3月	うね 畦ぬり	畦を整備し、田の水漏れを防ぐ
4月	代かき	田植え前に、田の水面下の土を耕す
5月上旬	田植え	苗を田に植える。苗は用意する。作る品種はコシヒカリ
6～7月	草取り	田に生えた苗以外の雑草を取り除く
6～9月	畦刈り	畦に生えた雑草を刈り取る
9月上旬	稲刈り	稲を刈って束ね、天日乾燥する
9月中旬	もみ 脱穀・籾すり	稲穂から籾を分離させ玄米にする
10月～	荒起こし	来年に備えて田を耕す
収穫祭	10月上旬の日曜に、収穫を祝うイベントを開催する。お米の引き渡しもこの時に行う	

## ■ 鴨川市の棚田オーナー制度



左／棚田の活動を通して八王子から移住してきた井上さん 右／NPO法人大山千枚田保存会理事長の石田三示さん

## 酒づくりオーナー制度

酒米を育て、とれた米で酒造会社に酒造りを依頼し、できあがった日本酒を会員に配布する。会員は田植え、草刈などの農作業に参加する。

## 自然体験活動

植物や小動物など、四季折々に多様な生物が見られる千枚田や周辺の里山で自然観察やウォーキングなどを実施する。

## 家づくり体験塾

建築を体験してみたい人を対象に、空家となった古民家を使って、家づくりの基礎と改修技術を学ぶもので、併せて、①日本の気候風土に合った建築技術を学ぶ、②地場産(国産)木材の良さを知る、③古民家の持つ本当の

豊かさを学ぶ、④地場産木材を利用することで森の再生を進め、地球環境を守る活動につなげることを目的としている。講習・実習は各回1泊2日の全10回で、受講料は18万円。

## 棚田倶楽部での活動

大山千枚田を見下ろす高台に、地域資源の総合管理施設として「棚田倶楽部」(市施設、保存会が管理受託)があり、来訪者の休息や会合・会議など多目的活動拠点となっている。

## ■ ネック克服の仕組みと工夫

「棚田オーナー制度」が地区の耕作放棄地再生の基礎となっている。

「棚田」は大型機械の導入ができません、作業の多くは人力に頼らざるをえな

いので非効率であり、そのため農村の過疎化や減反政策により、まず一番に耕作が放棄される。地元にとっては負の遺産であるが、都市住民にとっては、美しい農景観の中で農業体験や低農薬の安全な米を収穫することができ、また、それにより農家の農業収益も3倍ほどになり、価値ある資産に変わる。

大山千枚田の他に小金、南小金、山入、川代の4集落においても、中山間地域等活性化協議会の指導により活動が広がっている。

## ■ 新しい役割と魅力

東京から一番近い「棚田」を媒体とした都市住民と地元の交流は、初期段階



家づくり体験塾による井上さん宅の工事現場



地場木材を利用



家づくり体験塾で技術や風土環境を学ぶ実習生

の参加・体験・交流から、さまざまなメニューの拡充・活動の深まりやステップアップにより、農業振興や地域の活性化、農文化の学習や継承活動への展開、ふるさと回帰としての移住や定住促進などの契機となっている。

地元農家の農業継続・所得拡大、酒などの加工食品産業振興等はもちろん、実際、都市住民である棚田オーナー

が日帰り体験・交流の短期滞在を通じて移住するケースも20～30人と増えてきている。

鴨川市ふるさと回帰支援センターでは、こうした都市住民への地域情報はもとより空き家・空き地情報、就農情報、相互連携に向けた人材情報などの提供、帰農者セミナーや農的暮らしセミナー・相談会・体験談イベント

などの開催を行い、都市住民と地元住民の融合による新たなコミュニティ形成を支援している。

また、体験メニューの「家づくり体験塾」を経て、実際に家を作り、都市から移住するケースもあり、田園ライフ・農あるライフスタイル実現に向けた首都圏近郊地区として今後の展開が期待される。

#### プロジェクト概要

事業名：鴨川市棚田オーナー制度  
 制度発足：平成12年3月  
 補助事業等：平成15年「鴨川市棚田農業特区」認定  
 実施地区：大山千枚田、山入・南小町・川代柿木代・星ヶ畑・嶺岡の棚田  
 実施主体：市・NPO法人大山千枚田保存会・鴨川市中山間地域等活性化協議会

運営管理：NPO法人大山千枚田保存会・鴨川市中山間地域等活性化協議会  
 施設等：棚田倶楽部（鴨川市地域資源総合管理施設、市談話室、研修室、休憩施設、トイレ・更衣室、シャワー室、販売コーナーなど、NPO法人大山千枚田保存会へ管理依託）

●千葉県指定名勝「大山千枚田」概要  
 所在地：鴨川市釜沼  
 指定面積：4万6077m<sup>2</sup>（公募面積）  
 指定年：平成14年3月29日



連日大勢の市民でにぎわう直売所

## 都市・農村交流拠点

# 都市と農村の共生を目指した新しい農業振興策

「田園バレー構想」と「あぐりん村（長久手町田園バレー交流施設）」（愛知県愛知郡長久手町）

## ■ プロジェクト実現のプロセス

あぐりん村の所在する愛知県長久手町は人口約4万8000人、名古屋駅まで電車で約30分の自然に恵まれた郊外ベッドタウンであり、平成17年3月～9月期に開催された万博（愛・地球博）のメイン会場が置かれた町である。近年は毎年1000人を越える人口増により急速な都市化が進むなかで、西部の市街化区域と東部の市街化調整区域との交流の促進をはじめ、町内農家の大半を占める自給的農家の営農意欲の減退、さらには相当規模で存在する遊休農地の解消が課題となっている。

こうした課題に応えるため、長久手町では平成11年度に策定した第4次総合計画において「農のあるくら

し、農のあるまち」づくりをテーマに、「農都共生社会」の実現を目指す「長久手町田園バレー構想」を策定して、さまざまなハード、ソフト事業を実施してきた。

その際には、万博の影響で地域に根付いたボランティア活動組織やノウハウ等が大きな力となっており、農産物直売所を中心とした都市農村交流施設として平成19年4月にグランドオープンした「あぐりん村」も、万博サテライト会場跡地を活用して建設されたものである。

外見だけからすると、類似した施設は全国に多く存在しているが、本プロジェクトはその計画の軸となる考え方に特色がある。すなわち、通常類似施設は総じて農業の盛んなところに設置され、そこでの農産物の

販売促進と施設の経営の安定が重視されるのに対し、本プロジェクトは、JAの販売ルートに乗りにくい自給的な農家に農産物販売の場を用意することにより、こうした農家の営農意欲を高め、さらには遊休農地への農業参入者を呼び込み、農業の活性化を図ることを明確に目標として掲げた施設運営を行っている。

## ■ 取り組みの内容

約5300m<sup>2</sup>の敷地に、農産物直売所を中心に、ふるさと葉膳レストラン、パン工房、農産物加工体験施設、花卉市場が付設された木造平屋建ての施設が長久手町田園バレー交流施設「ながくて食と農の広場「あぐりん村」」であり、敷地内には500台の駐車場と来場者の憩いの場となる芝生広場



敷地内にはビオトープも

左から町役場の駒瀬課長、岡藤係長、あぐりん村野々山支配人

が設けられ、主婦や家族連れなど連日多数の市民で賑わっている。

ちなみに年間来場者および施設の売上高は、平成19年度が約30万人・約3億6300万円、平成20年度が約40万人・約5億3500万円となっており、食の安全への関心の高まりを追い風に順調な滑り出しを見せている。

施設は町出資（60%）の第3セクター、株式会社長久手温泉に新設されたアグリ事業部が指定管理者としてあぐりん村を運営し、正社員が3人、契約社員4人、パート従業員30人を雇用している（レストランは地元女性による「企業組合長久手・食と農を考える会」がテナントとして運営する形となっている）。支配人の野々山雄士さんはリクルート社を通じて全国公募した中から選ばれた人で、施設運営の経営責任を負っている。

中心施設の農産物直売所は出荷者組織「市・ござらっせの会」に加入している町内外の農家約280人（町外は約60%）が毎朝新鮮な採れたて野菜を出荷している。また、会場の一角のスペースを活用し「あぐりん村の台所」と名づけ、地元の農産物の調理法などを紹介し、地産地消・食育の推進を図っている。

### ■ 経営採算等

敷地はもともと万博施設用地として使われた町有地であるが、建物本体建設費約1億8500万円の内7500万円を農水省補助金で充当している。

指定管理者制度を用いていることから、毎年の建物の償却費等は町の負担となっている。また、本プロジェ

クトの場合、隣接立地している町営の日帰り温泉施設（長久手温泉）が全国屈指の利用客（年間50万人）を集めており、温泉施設との相乗効果により集客力、売上げを高めている。

ランニングコストに関しては、収入は農産物直売所販売手数料（販売額の15%、町外16%）、レストラン施設賃料収入、その他収入であり、支出は施設光熱水費（施設の保守・点検等は町が実施）、人件費等であるが、年間販売額が好調であることからすでに単年では黒字となっている。

### ■ 地域活性化への寄与

長久手町の大半を占める自給的な農家は、これまで野菜を作っても家族で食べるだけだったが、販売する場所ができ、買ってくれる客の姿が見えるようになったことで既存農家や新規農業参入者の耕作意欲が高まっている。また、ラベルや包装のPR方法を工夫するなど経営的な視点を持つ農家が増えている。

一方、町内には約25haの遊休農地が存しており、その利用促進が課題となっている。町はこうした農業活性化の機運に乗じて、農業経営基盤強化促進法の改正による特定法人

貸付事業（利用権設定）を用いて農業参画を図ろうとする民間企業への農地集約を進めており、食品会社、エコ関連会社、レストラン、農業コンサルタント等さまざまな企業が参入している。さらに特定農地貸付法によりNPO法人に農地を貸し付けることによる市民農園開設を進め一定の成果が挙げられている。

### ■ 今後の展開と課題

長久手田園バレー構想で想定していたハード事業は概ね整備が済み、基本的なシステムづくりも終えたので、これからはこれらを活かした以下のようなソフト施策が中心となる。

- ① あぐりん村については、市・ござらっせの会の会員を拡大するとともに、現在30%程度の町内出荷割合を高め、さらには参入した特定法人等からの入荷を進める必要がある。
- ② 有機農法の推進など、出荷される農産物の品質向上を図る。
- ③ 市街化区域住民と市街化調整区域の農家との交流をさらに進めるため、農業体験、収穫体験、食育プログラム等の実施を推進する。
- ④ 町内における遊休農地の農業利用の一層の促進を図る。

プロジェクト概要	
●「あぐりん村（田園バレー交流施設）」	事業費：主要施設建設費/1億8516万5000円
所在地：愛知県愛知郡長久手町大字前熊字下田134番地	補助金：農水省/7500万円
規模：敷地面積/5266㎡、建築面積/1312㎡（木造平屋建て等）	事業主体：長久手町
施設内容：農産物直売所、農産物加工施設、加工体験施設、レストラン、ふれあい農園（福祉施設）、芝生広場、他	指定管理者：(株)長久手温泉 アグリ事業部
事業手法：農水省補助「元気な地域づくり交付金やすぎ空間整備事業」	開業年月日：平成19年4月25日
	連絡先：株式会社長久手温泉アグリ事業部
	TEL.0561-64-2831
	長久手町役場田園都市バレー事業課
	TEL.0561-63-1111



兵庫楽農生活センター

都市・農村交流拠点

## 県が主導する多彩な農を楽しむ複合施設

兵庫楽農生活センター（兵庫県神戸市西区）

### ■ プロジェクト実現のプロセス

兵庫楽農生活センターは、神戸市の中心市街地から北西へ約20km、酒米「山田錦」の産地として知られる三木市に隣接して位置する。昭和38年、県立農業試験分場等が開設され、その後農業大学校とともに加西市に移転した。その跡地を利用して平成18年11月にセンターが開設された。

センターは、気軽に「農」の大切さを学び、農作業などの体験や実践ができる施設として兵庫県が整備、県が進める「楽農」の推進拠点として「楽農生活センター」と命名された。団塊の世代や、新たに就農を目指す人の農業実践研修の場であり、人々が気軽に農作業体験や農産物加工体験、食体験などを通じて、「農」と食について考える場でもある。

### ■ 取り組み

センターが行っている事業は事業実

施者によって大きく二つに分けられる。一つは、センターの指定管理者である社団法人兵庫みどり公社が行う楽農学校・楽農交流事業等である。

もう一つは、事業参加者によるレストラン事業、農産物直売、食材加工事業、栽培体験、農機具の展示事業、障害者のための稲作栽培体験事業などである。場の提供や人材育成は公社が、営業ノウハウ等を必要とするレストランや直売事業は企業やJAが行うという役割分担が明確になっている。

#### 楽農学校・楽農交流事業等

学校事業には、就農コース、生きがい農業コース、アグリビジネスコース、新規就農駅前講座がある。就農コースは、総合的な農業知識・技術を習得する実践的内容。研修期間は1年または2年。今までに30人の卒業生のうち23人が就農。基礎的知識と技術の研修を行う生きがい農業コースは、研修期間6カ月で土日の実施。半期38人の募集に対し毎年多くの応募が

ある人気コース。アグリビジネスコースは、希望する農業者に対し加工・直売などの経営基礎知識等の研修を実施。また、新規就農駅前講座は、サラリーマン等を対象に農業の基礎講座を夜間や休日に実施して、中高年層の新規就農を支援。神戸や明石市で4期26回、定員各25人を大幅に上回る参加者で行っている。親子農業体験教室は、家族で田植えから稲刈りまで一連の農作業を実施する体験教室で、毎年100組を募集している。

そのほか、都市と農村の交流を促進するため、イベント情報をホームページ「緑の休暇」で提供するとともに、農林漁業体験や都市と農村の交流を促進する活動にバスを利用する場合、その借上げ料の一部を助成している。

農村ボランティアとその活動の受け入れを希望する「ふるさとむら」とのマッチングを行っており、ボランティア登録者は2100人あまり、「ふるさとむら」は県下に40カ所となっている。



農産物直売所の楽農市場「きらめき神出」店内



就農コースによる研修風景

### 楽農レストラン育みの里「かんでかんで」

関西方面を拠点にする総合食品会社の株式会社トーホーがCSR事業（企業の社会的責任活動）の一環として事業参加し、運営する野菜料理中心のランチビュッフェだ。食材はセンター内のほ場やきのご館で収穫した新鮮野菜、地元産の旬の野菜等。90分間食べ放題のバイキング形式で営業しているが、大人一人1500円という低価格もあり、女性客を中心に人気がある。店内112席は平日でも予約客も含めほぼ満席だ。

### 農産物直売所 楽農市場「きらめき神出」

地元神出町で採れた野菜、センター内で生産した農産物、きのご館で生産したシイタケなどのキノコ類、加工施設棟で製造した加工食品等をJA兵庫六甲の地元実践グループ（直売部会）が直接販売している。直売所は楽農レストランの客でにぎわっている。

### 農産物加工所「くちーなかんで」

地元産の食材を加工して豆腐、惣菜、ジャム、パンなどをJA兵庫六甲の地元実践グループ（加工部会）が製造している。また、土、日曜日を中心に調理実習室で地元食材を使って加工体験講習を開催しており、昨年は2600人以上が参加している。

### 果樹園

老ノ口受託グループが1.3haの果樹園でブドウ、クリ、ウメの剪定、摘果、収穫などの栽培体験ができるように手入れをしている。果樹はセンター開園の平成18年に植え付けされたので、体験講習は今年から実施している。果樹園の一部は車椅子でも利用

できるようにインターロッキング舗装されたユニバーサルデザイン。

### どろんこ水田

古神里づくり協議会が障害者施設の入居者を対象に稲作栽培体験を実施している。

### 里山再生塾

株式会社トーホーが下草刈りや間伐作業、間伐材を利用した道具づくりなどを体験できる「里山再生塾」を雌岡山の裾野で開講している。また、同社は前述のレストラン運営のほか、空調設備を備えたきのご館でキノコの栽培見学や収穫体験も実施している。

### その他

センターの木造施設は兵庫県産の木材を使用し、ヒートアイランド対策として駐車場はグラスパーキング仕様にしてある。また、生ゴミ処理機、コンポスト製造施設、なたねの搾油、BDF製造施設等をセンター内に配置して、地産地消や環境対策に力を入れている。

## ■ 地域とのかかわり、今後の展望と課題

ランチビュッフェのにぎわいは、地元産の野菜中心の料理を提供しているということもあるが、なによりも安くおいしい、そのうえヘルシーである

ということにあるのだろう。それは、このレストランを運営する株式会社トーホーがCSR推進の一環として参画していることが大きく影響している。公と民がうまく協力し、「環境・健康・食」に関心が高い時代背景ともうまくマッチしている。このランチビュッフェが口コミで評判を呼び、マグネット効果で直売所を潤し、そのほかの事業や関連施設の周知に役立っていることは間違いないだろう。

日帰りで「農と食楽しむ」ことができるセンターで、農に触れ、心豊かな暮らしを実現する人々が増えていけば、この周辺地域だけでなく、過疎地を抱える兵庫県中部から北部地域、さらには兵庫県周辺の地方都市や農山村の活性化につながるものと思われる。

センター長の金川喜八郎さんは、「今は暗中模索の状況。いろいろな地域の団体やグループからさまざまな事業の提案があるが、できるだけ受け入れるようにしている。方向性を定めず、県民目線を大事にして、これからも兵庫楽農生活センターの発展に向け取り組んでいきたい」と語っている。これがまさに課題であり、展望でもあるのだろう。

### プロジェクト概要

名称：兵庫楽農生活センター  
所在地：兵庫県神戸市西区神出町小束野30-17  
開園：平成18年11月  
規模：約14ha（果樹園1.3ha、水田等5.5ha 農地合計6.8ha）  
事業費：13億1900万円  
連絡先：TEL.078-965-2651

施設概要：交流館（加工施設棟、レストラン棟、管理研修棟）、農産物直売所、学校管理棟（図書室、研修室等）、きのご館、農機具展示庫、研修用ほ場（新規就農者研修ほ場、生きがい農業研修ほ場、親子農業体験ほ場、どろんこ水田、野菜栽培体験ほ場）、果樹園、里山（雌岡山の裾野）





枝豆を収穫中の佐藤さんご夫婦（ふれあい農園）



## 移住者生活拠点

# 農ある暮らしの提供により 定住人口を呼び込む住宅団地

たておか  
楯岡グリーントウン、ふれあい農園・農村公園（山形県村山市楯岡北町）

### ■ プロジェクト実現のプロセス

村山市は、人口約2万7000人、山形県の内陸部に位置し、四季が明瞭で、冬は市街地でも積雪が1m以上に達する多雪地域である。基幹産業は農業で、米を中心としてスイカ、サクランボなどの農産物が生産されている。人口は昭和25年当時の4万3000人をピークに減少に転じ、雪の少ない東根、天童などの南部の隣接地域へ流出が続き、平成7年には3万人を割り、現在も微減状況である。

また、基幹産業である農業における農業従事者の高齢化、兼業化、後継者不足など、農村集落の活力の低下が進んでいた。

村山市は、年々加速する高齢化・少子化に対応するため、平成11年3月に「地域活力にあふれる農村」を維持・発展させていくため、「村山市農村高齢者ビジョン」を策定した。この施策の実現に向け「農」を通じた取り組みの一つとして、楯岡地区において、人口増と高齢化の進む地域

の活性化を目的に、農園付き住宅団地「楯岡グリーントウン」と地域内交流の核となる「楯岡グリーントウンふれあい農園」「農村公園」の整備を、相互の利点活用できるようセットで一体的に進めた。

### ■ 具体的な取り組み

**菜園付き住宅団地楯岡グリーントウン**  
この住宅団地整備事業は、緑豊かな農村地域に、村山市や近隣市町村の人たちはもちろんのこと、大都市から新しいふるさとを求めて住み替える人々を積極的に受け入れるために、農園を付帯したゆとりある住宅団地を整備した。さらに地元の高齢者を中心とした組織が、野菜などの栽培指導で交流を深め、定住人口の増加と地域の活性化を図ろうとするものである。

本団地の整備においては、「地域活性化居住基盤総合整備事業」が活用されている。

各家庭の菜園では、春・夏は、野菜を栽培、収穫し、新鮮な野菜を味わい、



ふれあい農園

土に親しみ農を身近に感じることができる。また、冬季間は、降り積もった雪の“雪捨場”として活用でき、雪の多い村山地域では“一石二鳥”とのこと。分譲PRの目玉の一つである。

分譲状況は、平成15年8月から分譲を開始し、全38区画中29区画についてエンドユーザーと契約済み（76%、平成21年度8月3日現在）。また、契約者の従前の居住地は以下の通りで、55%が市外居住者であり、県外は埼玉県、神奈川県、大阪府からとのこと。県外、市外から多くの人々が移住してきている。

#### 契約者の従前居住地

県外居住	3人
県内で市外居住	13人



宅地内の菜園



橋岡グリーントウン



市民農園「ふれあい農園」



橋岡グリーントウン周辺の田園風景



橋岡グリーントウンと市民農園・農村公園 (手前)

### ふれあい農園・農村公園

野菜の栽培・収穫を通じて、高齢者を中心とした地域の人々と、住宅団地入居者や農園利用者との交流を深め、地域の活性化を図るため、ふれあい農園・農村公園が整備された。整備に当たっては「農村振興総合整備統合事業」を活用している。

ふれあい農園は、市民農園整備促進法に基づき設置され、平成17年5月にオープン。利用対象者は、村山市民で農家以外の人であり、収穫された農作物の直売所等での販売は認められていない。

維持管理は、ふれあい農園の所在する地元の4つの町内会の人々で構成される「ふれあい農園管理組合」が担当。村山市と維持管理にかかわる契約を結び、共用部分（通路、法面）の除草、新契約開始時の耕運等を行っている。農作業初心の利用者に対しては、管理組合に所属する農業経

験豊かな高齢者が指導を行ってきたが、現在では、経験を積んだ利用者が手ほどきをすることが多いという。

### ■地域の活性化と今後について

農園では、どの区画でも、エダマメ、トマト、ナス……がみごとに実り、利用者の熱心さがうかがえる。

地域に新たな住人が増え、ふれあい農園で地域の人々と利用者との交流が進んだことにより、農村公園において今年度より夏祭りが行われる

ようになった。また管理組合と利用者との間で、今年の秋、収穫祭開催の企画が進んでいる。

団地に住む人が農園を利用している事例は、未だ無いとのことであるが、家庭菜園からふれあい農園へ、と農への興味が深まり、農を通じた地域内での交流が進むことを期待したい。また、自家消費量を超える収穫を直売所等で販売することが可能となれば、利用者の意欲も一層増すものと考えられる。

### プロジェクト概要

#### ●橋岡グリーントウン

開発主体：村山市土地開発公社  
 宅地造成：平成14年度～15年度  
 開発区域面積：2万8858.58m<sup>2</sup>  
 宅地面積：1万6882.73m<sup>2</sup>  
 全38区画  
 1区画平均444.28m<sup>2</sup> (134坪)  
 平均価格：1万5730円/m<sup>2</sup> (5万2000円/坪)  
 連絡先：担当/村山市土地開発公社  
 山形県村山市中央1-3-6  
 TEL.0237-55-2111

#### ●ふれあい農園

整備主体：村山市 (土地所有)  
 整備期間：平成13年度～16年度  
 貸付期間：4月～翌年3月  
 画数：26区画  
 貸付面積：30m<sup>2</sup>～74m<sup>2</sup>  
 貸付料：2000～4000円 (年間)  
 連絡先：担当/村山市農林課農業振興係  
 山形県村山市中央1-3-6  
 TEL.0237-55-2111



左／農家レストラン「ル・カルフル」と田村夫妻 右／農作業体験が行われるリンゴ畑が広がる風景

都市・農村交流拠点

## 地元農家グループによる ネットワーク型の農業体験交流拠点

弘前里山ツーリズム（青森県弘前市）

### ■ 経緯・実現のプロセス・ 整備の目的

弘前市は青森県の西南部、岩木山の麓に広がる人口約19万人の都市である。津軽藩の城下町として発展を遂げ、また今日では全国一のリンゴ産地としても知られる農業都市でもある。弘前里山ツーリズムによる取り組みは、こうした地域の農業資源を地元農家たちが創意工夫して活かし、修学旅行を中心とした農業体験者の受け入れで、都市農村交流を推進し地域全体を交流拠点としている事例だ。

この活動の中心となっているのが、田村義夫さん、えり子さん夫妻。夫妻は、弘前市百沢で「ペンション＆農家レストラン ル・カルフル」を21年

前から経営している。ル・カルフルとはフランス語で“交流”を意味する言葉。ここでは義夫さんが自ら栽培した農作物や地元の食材を主体とするフランス料理を提供。自然のゆったりとした空気のなかで味わえるレストラン兼ペンションとして広く知られている。義夫さんは東京生まれの埼玉県育ちで、コックを目指し、東京のホテルで修行を積んでいたが、結婚後、えり子さんのふるさとの旧岩木町（現弘前市）に帰郷。もともと、えり子さんの実家は、観光農業が一般的でない頃からリンゴ農園、ニジマス養殖などに取り組んでいた。実家の取り組みをさらに拡大すべく、宿泊もできるレストランを目指してル・カルフルを始めた。

農資源を活かしながら地域の活性化にかかわりたいという思いがあり、ル・カルフルで、農作業や調理などのさまざまな体験メニュー、津軽地方や近隣地域の観光情報などを、宿泊客たちに提供し始める。これが今日の弘前里山ツーリズムのスタートとなる。こうしたなか、グリーン・ツーリズムの展開を模索する国や青森県の支援等もあって、ル・カルフルは平成7年8月に農林漁業体験民宿として県下第一号の指定を受けた。また、えり子さんは県で最初のグリーン・ツーリズムコーディネーター認定者となるなど、ル・カルフルは地域の観光交流の情報拠点として、そして夫妻はその中心者として次第に広く知られていくようになる。



平成13年度からは、旧岩木町が2カ年度にわたってさまざまな住民活動を支援。えり子さんはこの制度を活用して、地域の農家たちと農業資源を活かし観光交流するための仲間づくりを試みた。そして先進事例の視察や基礎的な勉強会の開催などに2年間取り組み、付近の農家一軒ずつ訪ねて直接参加を呼びかけ13人の賛同者を得る。今の弘前里山ツーリズムの中心メンバーだ。

一方、平成15年頃からペンションでの体験活動が次第に評判になり、旅行会社などから修学旅行での農体験などの受け入れを依頼されるようになる。これに応えるよう、賛同した農家たちと共に、各農家で少人数ずつ受け入れを始めた。当初は、農家民泊にかかわる旅館業法等のさまざまな規制があったが、それを別の形で読み替えながら行うなどの苦労を経て、ひとつひとつの積み重ねで参加農家も自信をつけ、さらに積極的に受け入れるようになっていく。こうした活動は行政区域を越えて、旧弘前市の農家の取り組みを誘発。平成

17年の市町村合併による新弘前市の誕生に合わせて、同じ取り組みを進める農家たち、56戸の会員で「弘前里山ツーリズム研究会」を発足。そして、平成21年より「弘前里山ツーリズム」へと改称し、67戸の会員参加を得るまでに拡大した。さらに首都圏下から200人～300人規模の修学旅行等を受け入るために100戸の会員を目指している。そして昨年からは、弘前里山ツーリズムのメンバーが中心となって、東京の商店街まで直接販売しに行くなど、農資源を活かして地域を売り出す取り組みへと発展拡大を見せている。これらの活動は、弘前市や青森県からの助成を得ながら行っている。こうして、今では弘前市におけるグリーン・ツーリズム活動を展開する主要な住民組織として大きく期待されるまでになっている。

### ■ 取り組みの概要・特徴

本事例は、行政が大掛かりな施設整備を進めたわけではない。地域活性化を進めたいと考える個人が、自らは拠点となりうるレストラン＆ペンションを経営しつつ、もともと地域にあった「農家」という農資源を活かすべく農家たちの参加による人のつながりとその参加の仕組みを工夫して、ネットワーク型とでもいえる形で地域全体を交流拠点として育ててきた点が特徴的である。農家には受け入れ人数に応じて所定の費用が支払われ、一定の現金収入が実績に応じて得られるという形になっている。そのまとめ役が田村夫妻だ。特にえり子さんは弘前里山ツーリズムの事務局長として、修学旅行での農体験二一ズをきめ細かく受け止め、実際に

受け入れる農家側とのマッチングなどを行っている。こうした事務局としての活動に対しては、農家から受け入れ一人当たりの費用の10%を支払ってもらう（当初は5%だったが、会員農家より10%でもいいという声が大きくなり高くなったとのこと）。

受け入れ農家となるには、弘前里山ツーリズムの会員として参加してもらう必要があり、会員となる条件は各農家の得意なこと、提供できる農体験などのプロフィールを示してもらうことになっている。弘前市はリンゴ農家が多いため、収穫して現金が得られる秋までの間、こうした形で現金収入があることに参加農家も喜んでいとのこと。受け入れ農家の特徴を把握することは大切で、日頃から会員農家と家族同様の緊密な付き合いをするように努めている、とえり子さんは言う。

### ■ 評価と今後の展望

活動を続けていくなかで、次第に大人向けの体験受け入れも派生し始めていて、活動の発展的多様化に伴い、いくつかのグループの形成と役割分担を見せている。そして、これらの活動の中心には田村夫妻がいて、そのひとつの拠点的な施設として夫妻が経営するル・カルフルという民間施設がある。

このネットワーク型交流拠点を成立させている背景には、地域の発展を願い地域の農家たちと家族同様に付き合い、きめ細かく情報を把握している中心者の存在が大きい。また、自治体が自主的な住民活動を支援してきたことも大きな要因となると考えられる。

プロジェクト概要	
<p><b>名称:</b> 弘前里山ツーリズム</p> <p><b>システム:</b> 体験交流活動受け入れを希望する場合には「会員」として参加。事務局が受け入れのコーディネートを担う。受け入れ一人当たりの所定費用に基づいて、受け入れ人数に応じた金額が会員農家に支払われる。事務局には一人当たり受け入れ費用の10%を納める。参加会員数は67戸(通年受け入れ。期間限定受け入れ会員は別途5戸)。会員資格は特にないが、参加登録時にプロフィールや提供可能な受け入れ体</p>	<p>験メニューを申請する。</p> <p><b>事務局:</b> 青森県弘前市大字百沢字東岩木山1850-12 (ペンション&amp;農家レストラン・カルフル内 田村えり子)</p> <p>TEL.0172-83-2324 FAX.0172-83-2325</p> <p><b>Eメール:</b> le.carrefour@apple.email.ne.jp</p> <p><b>ホームページ:</b> <a href="http://hirosakist.exblog.jp">http://hirosakist.exblog.jp</a></p> <p><b>主な農業体験メニュー:</b> リンゴ花摘み作業、リンゴ収穫体験、リンゴ草木染め体験、リンゴジャム作り体験、岩木山登山、山菜収穫、ブルーベリー収穫、共同調理 など</p>



若狭湾を望む舞鶴ふるるファーム

## 地域活性化拠点

# 地域の農家が運営するプチ農業テーマパーク

あったか、ほっこり農園 舞鶴ふるるファーム（京都府舞鶴市）

### ■ 経緯・実現のプロセス・ 整備の目的

舞鶴市は、京都府の北端に位置する人口約9万人の都市である。「あったか、ほっこり農園 舞鶴ふるるファーム」（以下、ふるるファーム）は、JR東舞鶴駅から車で約20分。山に囲まれ、若狭湾の素晴らしい景色が望める農業公園である。ふるるファームが位置する瀬崎地区は中山間地で起伏が多く、平地が少ない。そのうえ、高齢化の進行などにより、地域の活性化が求められていた。

そのような折、地区内に石炭火力発電所が建設されることになり、これに伴って、集落内の農地が減少することとなった。このため、市は、地域の農業を活性化するため、農業と触れ合える施設を整備する方向で地

元住民との協議を進め、平成15年7月に農業公園基本計画を策定した。この計画づくりに際しては、観光型農業をテーマに取り組みを進めるモクモクファーム（三重県伊賀市。66、67ページ参照）の運営主体からアドバイスを得たとのことである。こうして平成18年7月に公設民営の農業公園「ふるるファーム」がオープンした。

施設整備の目的は、主に次の2点である。第一に、団塊世代のリタイア層の増加による「田舎生活ニーズ」への対応として、半定住、定住希望者を受け入れ、都市農村交流の活性化を図ること。第二に、近年の食の安心・安全への関心の高まりを受け、地元産の安全な食材を提供し、地元で消費してもらおうという「地産地消」の推進とこれによる農業の活性化である。



### ■ 施設の概要・特徴

ふるるファームは、全体面積が約3.8ha（うち平地部分は約2ha）で、農村レストラン、ファーマーズマーケット、加工体験工房、クラインガルテン、体験農園、宿泊施設が、良好な景観をつくりながら配置されており、訪れた人々がさまざまな形で農業と触れ合え、楽しめるようになっている。

施設のPRについては、観光パンフ



上/クラインガルテン 下/ファーマーズマーケット

レットおよびホームページによる情報提供を行っており、バイキング形式の農村レストランや多様な体験メニューが用意された加工体験工房をはじめ、各施設ともにぎわいを見せている。市によれば、京阪神エリアからの住民を中心に、年間に延べ約9万人の利用者が訪れている。

特に、海が望めるクラインガルテンは施設のグレードも高く、利用者が思い思いの形で菜園を耕すなど、ゆったりとした環境の下で「田舎暮らし」を享受しているのがうかがえる。今では、定員とほぼ同数の人たちが空きを待っている状況である。ちなみに、クラインガルテンのエリアでは利用者たちにより自治会が組織され、独自の運営がなされている。

この施設の特徴としては、整備は舞鶴市が行い、運営は市から指定管理者としての委託を受けて「株式会社

農業法人ふるる」が担っているという公設民営タイプであることである。この農業法人ふるるは、地域内の全農家と地元企業が出資して設立した法人であり、地元住民参画による運営という点でも興味深い。具体の運営費用は各施設からの営業収入を充てている。開設後の農村レストラン、

ファーマーズマーケット、加工体験工房での売上げ額は、年間約1億円を確保（これが運営主体の収益等となる）しているとのこと。また、本施設は地元を中心に働く場を提供しており、現在では正社員6人（社長は元JA職員）、パート従業員24人の計30人が働いている。

販売施設では施設内の農場で採れた作物のほか、地元農家が栽培した農作物や地元の海産物加工品の販売もされ、農家の人たちの収入源にもなっている。こうした運営方式にいたるまでには、火力発電所の立地をひとつの契機とし、地域活性化のあり方について、市と地元が幾度も話し合いを繰り返したとのこと。市と地元との協働の取り組みのなかで、ふるるファームは誕生し運営されている。

## ■ 評価と今後の展望

“ふるる”という名前には、「星が降る」、「しあわせが降る」、みかんなどの「フルーツいっぱい(full)」、「ふるさと」……というような意味合いが込められている。ふるるファームは地域の農家たちに支えられて開設4年目を迎え、地域の資源を活かした交流拠点として、新たな雇用の機会を創出するとともに、舞鶴市のPRにも大いに貢献している。

市によれば、ふるるファームへの来訪を手掛かりに定住者の増加と新規就農者の確保にもつなげていければと考えており、農村部の空き家の情報を都市住民に提供する「空き家情報バンク」の取り組みも行っている。

プロジェクト概要	
施設名：あったか、ほっこり農園 舞鶴ふるるファーム（入園料無料 火曜日定休）	販売用、クラインガルテン（全17区画約300m <sup>2</sup> /区画、宿泊施設1DK38m <sup>2</sup> 、農園70~100m <sup>2</sup> 、専用駐車場 敷金/400,000円、共益費/75,600円、年間利用料/海を見渡せるA区域462,000円、その他B区域420,000円）、コテージ（2棟）、日帰り農園（約800m <sup>2</sup> 全21区画、約30m <sup>2</sup> /区画、年間利用料10,500円）
事業名：舞鶴市農業公園整備事業	整備主体：舞鶴市農林課
所在地：京都府舞鶴市宇瀬崎60	TEL.0773-66-1023 FAX.0773-62-9891
面積：約3.8ha	運営主体：株式会社農業法人ふるる（指定管理者） TEL.0773-68-0233 FAX.0773-68-0700
用地：関西電力からの提供用地	ホームページ：http://www.fururufarm.com/
事業費：約7億円（内電源立地地域対策交付金約5.5億円、新山村振興等農林漁業特別対策事業補助金約0.71億円、市一般財源0.74億円（内辺地債0.72億円））	
施設内容：加工体験手作り工房（154m <sup>2</sup> ）、ファーマーズマーケット（190.5m <sup>2</sup> ）、農村レストラン（104席 252.33m <sup>2</sup> ）、いちごハウス（403.45m <sup>2</sup> 、摘み取り体験用、水耕栽培）、野菜畑（550m <sup>2</sup> 、摘み取り体験やレストラン利用、マーケットで	



不動産ラインガルテン

都市・農村交流拠点

# グリーン・ツーリズムにより移住促進を図る丸森町

不動産ラインガルテン、<sup>ひっぼ</sup>筆甫<sup>まるもりちよう</sup>ラインガルテン（宮城県伊具郡丸森町）

## ■ プロジェクト実現のプロセス

丸森町は宮城県の南端に位置し、阿武隈山地に囲まれた盆地状の町である。

人口は昭和29年の合併当時約3万人をピークに、高度成期を通じて人口流出が続き、過疎化が進行する中で平成17年現在、約1万6800人まで減少し、依然その傾向は続いている。その中でも、丸森町の豊かな自然で農業を目指す若者や団塊世代の人たちが現われて、都市部から移住する事例が見られるようになってきている。

丸森町では昭和63年の阿武隈線全線開通と県立自然公園指定を契機として、観光と交流を通じた地域の振興推進を図っている。

具体的な政策としては、第3次丸森町長期総合計画に基づく「丸森型グリーン・ツーリズム」の一環として平成12年度に不動産ラインガルテン（18棟）と、平成17年度に筆甫ラインガルテン（8棟）を開設した。

施設の内容		
	不動産ラインガルテン	筆甫ラインガルテン
開設年度	平成12年度	平成17年度
団地面積	45464m <sup>2</sup>	9997m <sup>2</sup>
農園の区画	18区画	8区画
1区画の面積	区画面積：約300m <sup>2</sup> 農地面積：約150m <sup>2</sup>	区画面積：約300m <sup>2</sup> 農地面積：約150m <sup>2</sup>
休息施設 (ラウベ)	延べ床面積：約43～46m <sup>2</sup> 全戸キッチン、バス、トイレ、ロフト	延べ床面積：約51m <sup>2</sup>
体験学習施設	クラブハウス：延べ床333m <sup>2</sup> 研修室、調理加工施設等	クラブハウス：延べ床147m <sup>2</sup> 管理室、談話室、調理室等
その他の 付帯施設	多目的広場、駐車場、直売場、展示見本農園、休息所、あずまや、散策路、炭窯き場	多目的農地、駐車場、直売場、堆肥置き場
下水、ゴミ 処理等	下 水：合併処理浄化槽 ゴ ミ：生ゴミ堆肥化 電 話：各戸に地中化配線 テレビ：個人対応	下 水：合併処理浄化槽 ゴ ミ：原則持ち帰り 電 話：各戸に配線あり テレビ：共同アンテナ、個人対応

施設利用の内容		
	不動産ラインガルテン	筆甫ラインガルテン
利用規約	使用料：年間36万円 期 間：1年単位契約、3年継続利用可能 その他：使用心得遵守	使用料：年間36万円 期 間：1年単位契約、3年継続利用可能 その他：使用心得遵守
利用者選定	アンケートによる有資格者を決定のうえ面接（抽選）	アンケートによる有資格者を決定のうえ面接（抽選）
応募条件	月2泊以上、4日以上通園して農園の手入れ可能なこと 有機栽培実践が可能なこと	月2泊以上、4日以上通園して農園の手入れ可能なこと 有機栽培実践を実践すること
作付け支援等	管理組合の講習会：年1回 管理組合の支援：随時 指導料：無料	管理組合の講習会：年1回 管理組合の支援：随時 指導料：無料



管理組合長の池田さん(右)と仙台から移住した佐藤さん



観光客で賑わう直売場

導入事業		
	不動尊ラインガルテン	筆甫ラインガルテン
事業名	「特定地域における若者定住等緊急プロジェクト」(自治省)	新山村振興等農林漁業特別対策事業(農林水産省)
内容	特定地域の活性化の担い手である若者層の定住促進を主たるテーマとして地方自治体に対して財政的な支援が行われるもの	既存の観光資源や農林業資源を活用し地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農業の展開を図るもの。対象地域は今後とも農林漁業が地域の主要産業であることが見込まれる地域であり、自然、社会、経済的諸条件に恵まれた地域
助成内容	過疎地対策事業及び地域総合整備事業債を充当、元利償還金の約55%~70%の相当する額について地方税措置	事業費 約1.8億円 国費(50%) 0.9億円 県費(10%) 0.2億円 町費(40%) 0.7億円
事業費	約5.5億円 (内訳)敷地造成費 約1.0億円 休憩小屋 約1.7億円 クラブハウス 約0.9億円 その他 約1.9億円	約1.8億円 (内訳)敷地造成費等 約0.6億円 休憩小屋 約0.8億円 電気設備 約0.4億円

利用者の実績			
不動尊ラインガルテン		筆甫ラインガルテン	
県内	仙台市 10組 多賀城市 1組 岩沼市 1組	県内	仙台市 5組 名取市 1組
県外	福島市 1組 白河市 1組 埼玉県 1組 東京都 3組	県外	福島市 1組 神奈川県 1組

両地区とも好評で、近隣居住者だけでなく首都圏居住者からの問い合わせも多い。また、東北初の取り組みであったためかマスコミに数多く取り上げられている。

## ■ 仕組みと工夫

### 地域農家による管理運営

不動尊ラインガルテンは丸森町不動尊市民農園管理組合が指定管理者となり管理・運営をしている。管理組合は近隣の農家が設立した組合で、ラインガルテンの管理・運営と隣接する直売場の運営、収穫祭等のイベントを実施している。

直売場は3月から12月までの土・日・祝日に開店し、旬の新鮮野菜を中心に豊富な品揃えが不動尊観光客に好評である。

イベントは管理組合の主催で年4回程実施しており、ラインガルテン入居者と地域住民のコミュニティの醸成や地域の活性化につながっている。

管理組合は4人体制で、管理事務所

内に常時一人が配置されている。ラインガルテン利用者に年1回の講習会と作付け指導を随時しており、ラインガルテン利用者も安心して農ある暮らしを楽しんでいる。

また、隣接直売場やイベント開催等を介して地域に密着した幅広い活動を行っている。

この管理体制がラインガルテン運営のモデルにもなっており、地方公共団体の見学者も多い。

### 宅地分譲地の提供

町では不動尊ラインガルテンの隣接地に20画地の分譲住宅を建設し、ラインガルテン卒業者(\*)に定住地を提供している。敷地は165~268坪で価格は550万~790万円。

## ■ 移住者の声

佐藤さんは仙台市内在住だが、定年退職を機に不動尊ラインガルテンの利用を始めた。釣りが趣味の佐藤さんはラインガルテンでの農的な暮らしとの両立が大変気に入って、

今では隣接の別荘を中古で取得し、田舎暮らしを満喫している。妻は、仙台市内に住んでおり従来の生活を送っているが、週末には丸森に来て一緒に過ごしている。

「不動尊ラインガルテンは管理組合の皆さんが中心になり、イベントなどを通して地域のコミュニティを形成していることが素晴らしい」と笑顔で話した。趣味が高じて、今では地元の漁業組合の理事になって活躍している。

「丸森は空気や星がきれいで、新緑や紅葉も素晴らしく、地元の方も親切で、満足している」と田舎暮らしを満喫している。

\*卒業者：ラインガルテン利用後、丸森に移住や定住した人

問い合わせ先	
●丸森町の窓口	担当課 丸森町産業観光課農村交流班 所在地 宮城県伊具郡丸森町宇鳥屋120番地 電話 0224-72-3026 URL <a href="http://www.town.marumori.miyagi.jp/">http://www.town.marumori.miyagi.jp/</a>
●不動尊市民農園管理組合	所在地 宮城県伊具郡丸森町宇上滝西35-5 電話 0224-73-1150
●筆甫体験農園管理組合	所在地 宮城県伊具郡丸森町筆甫字中下30-3 電話 0224-76-2230 URL <a href="http://plaza.rakuten.co.jp/taiken2230/">http://plaza.rakuten.co.jp/taiken2230/</a>





会員制市民農園「彩農園」と農産物直売所「いろどりの店」

## 農村・コミュニティ維持拠点

# 自然いっぱいの農業庭園で都市住民との交流を図る

奥貝塚・彩の谷「たわわ」(大阪府貝塚市)

## ■ プロジェクト実現のプロセス

貝塚市は大阪府の南西(泉州地域)の大阪湾沿いに位置し、関西空港の周辺都市として発展しつつある。市の人口は平成2年に7万9234人で、それまで減少傾向にあったが、平成6年に関西国際空港が開港したことで増加に転じ、平成17年には9万314人となった。この15年間で約1万1000人が増加した都市である。

そもそも当地区は、昭和20年に農用水ダム建設のために、用地買収を実施した場所であったが、戦後に買収を中断、昭和56年にダム建設を断念することになった。平成元年から地元の馬場町、梶谷町、大川町の要望で跡地整備の検討が始まり、地域の農業振興や活性化のための農業庭園として整備が決まる。平成11年度から土地を所有する大阪府が、農林水産省の田園空間整備事業を導入して整備が進められた。

一方で地元の3町会が中心となって、農業庭園「たわわ」の管理運営の受け皿となる農事組合法人を設立した。現在、「たわわ」の管理運営は、大阪府が貝塚市に委託し、貝塚市から農事組合法人「奥貝塚・彩の谷」が再委託されている。

## ■ 主体の取り組み

農事組合法人は、組合長理事が1人、理事が5人、組合員が3町会+45人の構成からなる。理事が組合事業の責任者としてそれぞれ役割を分担し、作業には人を動員して充っている。特に、イチゴ摘み取り園とブドウ栽培は、専業農家として組合にいる2人が、作業を行っている。

農事組合法人には、3人に1人が農家でなくても入ることができる。また、組合に入るために、1口1万円以上の出資をしてもらい、年間60日の組合作業にかかわることが決まりとしてある。組合の事務は、2人で担当し、

管理棟はあるが、専ら携帯電話でやり取りする。

## ■ ネック克服の仕組みと工夫

行政が所有する土地を活用した地域農業の活性化方法として、農事組合法人による営利を目的としない農業庭園の管理運営で、都市と農村の交流を行っている。

農家は、自分の農作物を直売所で売ることができる。直売所では年間2300万円の売上があり、トップの農家で約300万円を売るそうだ。

また、都市住民に来てもらうため、会員制市民農園を楽しんでもらう運営や指導を行い、さまざまなイベントをホームページや市の広報、口コミで知らせている。

来場者はカウントできる範囲で年間約3万5000人。年末のもちつきに約250人、5月に開催する「たわわまつり」に約2500人の来場者が恒例となっている。



整備概要	
事業名	府営農空間整備事業泉州地区貝塚工区
面積	12.1ha
総事業費	13億3000万円(内用地費5億4000万円)
事業主体	大阪府(泉州農と緑の総合事務所)
工期	平成11年度～平成16年度

整備内容	
●	たわわ館(管理棟) 208m <sup>2</sup>
●	いろいろの店(農産物直売所) 60m <sup>2</sup>
●	彩農園(会員制市民農園) 約2ha農園161区画
●	農園エリア(生産農地) 1ha
●	たわわの森(クリ園、シイタケ園を含む) 5ha
●	親水エリア(奥出池、せせらぎ水路)
●	駐車場100台収容
●	エントランス

## ■ 新しい役割と魅力

会員制市民農園「彩農園」は、ひとつの区画が60m<sup>2</sup>と広く、区画内に駐車スペース15m<sup>2</sup>を確保しているので気軽に車で横付けできる。府の職員(普及員)による年に数回の栽培教室や、秋の収穫祭でのもち・芋煮・新米のおにぎりなどのサービスが受けられることもあり、162区画が埋まるほどの人気である。ここで作った農作物を販売するという話も出ているが、農業管理などの問題があり、今のところ実現はしていない。

「たわわ」のような府有地だけではなく、遊休農地などの活用として、農業組合などによる気軽に土に触れられる、イベント活動が農の普及につながると思えば、地域の活性化に貢献するひとつの手がかりとなる。人件費が無料ならよいのだが、運営を効果的に行う専門的ノウハウの有無が成否の鍵である。

左/奥にイチゴ摘み取り園のパイプハウスとブドウ園 右/谷に広がる「たわわ」。「たわわ」の由来は、四季折々の彩を見せる自然環境の「環(わ)」、また、「ほの字の里」「府立少年自然の家」などの周辺施設との「輪(わ)」、さらに都市住民との交流ネットワークづくりの「和」を農作物の豊かな実りのイメージに重ねて「たわわ」と名付けられた。平成17年度には、全国土地改良区の中で活性化した事例として、表彰された2地区のひとつである

## 担い手の声

南川さんは、民間企業で働いていたが、半ばリタイヤということで週2日は働き、残りの5日を農事組合法人の事務局として仕事をしている。ここにかかわるまでは、地域に住んでいてもこのようなコミュニケーションはなかった。今では、多くの人々に来場してもらい、高齢化する地域の農家を活性できればと、この運営に当た

ることを生き生きと話す。現実的に、農業の厳しさを理解しなければならないし、運営には専門的知識が必要である。活動を進める事務局として、週5日の作業を行って夫婦で月8万円の収入を得るといってお小遣い稼ぎの状況だが、土日も忙しく活躍している様子は誇らしげだ。



事務局の南川さん



彩農園を耕す市民会員

プロジェクト概要	
所在地	大阪府貝塚市馬場3081番地
土地面積	12.1ha
手法	大阪府が貝塚市に委託し、貝塚市から農事組合法人「奥貝塚・彩の谷」が管理運営を再委託されている。
事業期間	平成14年3月17日に設立され、農業庭園の整備が終わる平成16年から管理運営している。
事業主体	大阪府→貝塚市→農事組合法人「奥貝塚・彩の谷」
事業内容	● イチゴ摘み取り園(1300m <sup>2</sup> のパイプハウス)平成15年度より開園 *品種はとちおとめ ● ブドウ栽培・摘み取り園(約3000m <sup>2</sup> の短梢せん定雨よけ栽培)平成16年度より開始 *品種はデラウエア、ハニーシードレス、サニールージュ、ピオーネ ● 花摘み園(約3000m <sup>2</sup> のほ場)平成13年度より試行実施、平成15年度より開園 *ポピー(4～5月)、ヒマワリ(7～8月)、コスモス(9～10月) ● 芋掘り園(約1600m <sup>2</sup> )平成15年度より開園 ● タケノコ掘り園(約1000m <sup>2</sup> の竹林)平成17年度より開園 ● クリ拾い園(約2000m <sup>2</sup> )平成19年度より開園 *クリ生産園(約4000m <sup>2</sup> )クリ拾い園のバックヤード ● シイタケ栽培(直売所で販売、ほだ木販売、摘み取り)平成16年度より生産開始 ● バーベキューコーナー(たわわの森で開設)平成16年度より開始 ● 体験水田(2000m <sup>2</sup> が2筆)平成16年度より利用開始 ● 農産物直売所「いろいろの店」平成15年度より営業開始(9:00～12:00で月曜日は休み) *年2300万円の売上げがあり、消費税込みの手数料13%(レジ運営など)が組合に入る ● 会員制市民農園「彩農園」平成16年度より162区画をオープン *農園の規模:菜園区画45m <sup>2</sup> +フリースペース(駐車可)15m <sup>2</sup> が1区画 農園の装備/農機具庫、トイレ、収穫残さ置き場、かん水施設、あずまや、電気柵、共同利用果樹園 農園の会費/5年間の期間で年3万円入会金1万円(大阪府民が入会条件)
連絡先	農事組合法人「奥貝塚・彩の谷」 〒597-0103 貝塚市馬場3081番地 TEL.072-446-8000/090-5252-6365 FAX.072-446-8070 <a href="http://irodorinotani.hp.infoseek.co.jp">http://irodorinotani.hp.infoseek.co.jp</a>



モクモク手づくりファーム「ふれあい広場」

## 地域活性化拠点

# 農業の新しい価値創りへの挑戦

伊賀の里モクモク手づくりファーム（三重県伊賀市）

### ■ プロジェクト実現のプロセス

伊賀市は、北で滋賀県、西で京都府と奈良県に接していて、近畿圏、中部圏の中間に位置し、それぞれから約1時間の距離にある。三重県は、東海地域に属しているものの、地理的条件や文化的背景から、「伊賀は関西」という考え方が古くから定着し、西との結び付きも強い都市である。

当地区は、もとは人口8000人の阿山町であったのが、合併によって伊賀市となった。伊賀豚がブランド豚となり、18件の養豚農家があった。当時農協で伊賀地域を担当していた2人の担当者が農協でできないことをやろうと昭和62年に養豚農家と農事組合法人を設立、そこで手づくりハムに取り組む。地元の主婦たちからウインナーの作り方を教えほしいと言われたことがきっかけで、昭和63年に会員組織「モクモククラブ」を設立。翌64年、手づくりウインナー教室を

始める。毎日40～50人が団体バスで来るようになり、周りの要望で体験型の観光として平成7年に工房公園をオープンした。平成14年に自らレストランをオープンし、さまざまな食の提供も展開している。

### ■ 主体の取り組み

昭和62年に農事組合法人伊賀銘柄豚振興組合を設立する。平成4年に有限会社農業法人モクモクを設立するが、行政指導により農事組合法人と農業法人の事業分担を確立し、平成6年に「農事組合法人伊賀の里モクモク手づくりファーム」に名称変更すると共



モクモク手づくりファームの園内マップ

に、事業内容を農業全体とした。

全国から農業をやりたいという若者が集まっているこの農事組合法人は、代表理事、専務理事、常務理事が各1人、理事が4人、職員が132人の構成からなる。理事の3人が30代と、やる気のある若者が多いことが分かる。現在、農事組合法人のほかに5つの組織があり、役割分担を行い取り組んでいる。

### モクモクの組織構造

農事組合法人(1、2号法人) 伊賀の里モクモク手づくりファーム	素材の自給自足、担い手づくり、専門工房化、楽しさと感農の場、食農学習の場(国有林の払下げ8haから現在14haへ)
有限会社農業法人モクモク	主体的流通体制(通信販売、直売、契約店舗)
株式会社伊賀の里	健康レストラン(平成21年3月現在、直営7店舗)
株式会社モクモクネイチャー エコシステムズ	環境保全の仕組みづくり、地域活性化応援
有限会社モクモク流 農村産業研究所	農村産業づくりコンサルタント (食の提供は2時間以内で、全国各地支援)



お土産を扱う「モクモクショップ」



本物のブドウの木に囲まれた「Pa Pa ビアレストラン」



地域の旬の野菜が並ぶ直営農場レストラン

## ■ ネック克服の仕組みと工夫

農事組合法人の設立から21年間、常に新しい目標に向けて挑戦し続けている。第1段階（昭和62～64）で商品イメージをつくり、第2段階（昭和64～平成5）で楽しさを含めたモクモクのメッセージを伝えることで人気を集めた。第3段階（平成6～10）では地ビールの解禁を含め、地域農業を巻き込んだ地域づくりにかかわる。第4段階（平成10～）になると生産者と消費者が共に学び、農業価値を認識できるライフスタイルを提案した。

そして農教育等を通じて農村の新しい価値感「スローライフ」を定着させる第5段階（平成17～）に至る。現在、年間50万人がファームを訪れる。

## ■ 新しい役割と魅力

ファームは、食育をテーマに泊まりがけでさまざまな体験ができるテーマパークとなっている。例えば、ジャージー牛乳を作るのに、牛の世話から始まって、乳搾り→温かい牛乳→加工するという流れを体験してもらうのが分かりやすい。宿泊施設は39棟あり、1棟2万円で8人まで泊まることができる。土・日・夏・春休みは90%稼働する。また、田・畑100件ずつ、地域の農家と提携することで、無農薬・低農薬による60種類以上の野菜

をレストランなどに提供する。農家にとっても平均125万円/年の収入となり、さらに先生として若い担い手の育成に加わる中で、隠居する人の耕作を引き受けることも出てくるという。このように加工して、販売を行い、食育として教えることを取り入れながら、日々売れる商品の企画を考え続けることで、地域の活性化に貢献している。

おいしいから、楽しいから、リピーターが来る。平成20年度の決算で44億円を得るモクモクの挑戦は、まだまだ続きそうである。

## 担い手の声

浜辺さんは現在、役員総合企画室でキャプテンを務めている。モクモクの職員132人は、スタッフ、リーダー、チーフ、キャプテン、マネージャーに分けられ、スタッフのままの人もいれば、4年でマネージャーになる人もいて、やる気次第だと話す。半分は地元の人で、ほかは外からの移住者。平成21年は350人の就職希望者があり、10人を採用するという。また、研修生も受け入れている。

職員は一口5万円からで、出したい金額を会社に投資して3800万円の資本が集った。初任給は、大卒で年俸250万円、キャプテンで450万円以上、マネージャーになると500万円以上になる。



主な担当は割り振られるが、職員はみんなが農業にかかわりたいと思っている。組織で運営しているので、一人が3役くらいを受け持ち、ローテーションで畑や田に出る。また、職種の希望を年1回出すことができる。

## プロジェクト概要

**所在地：**三重県伊賀市西湯舟3609番地  
**土地面積：**14ha  
**手法：**国有林の払下げ8haを補助金で整備し、新施設を作る時は整備費の1/2補助金を受け、それ以外を銀行に借りて進める。温泉整備には補助金が出ないので、商品券5万円を一口として1億5千万円を集めた。  
**事業期間：**昭和62年4月に設立、平成6年10月に名称変更し、ファクトリーパーク（工房公園）をオープンする。  
**事業主体：**農事組合法人「伊賀の里モクモク手づくりファーム」

**事業内容：**●直営農場の運営 \*伊賀地域の20分エリアで10カ所の荒れている農地(25ha)を田畑にして作っている。  
 ●直営農畜加工場の運営 \*ハム・ウィンナー、焼豚、米、野菜、イチゴ・ブドウ、ジャージー牛乳、地ビール、プリン、ジェラート、パン、お菓子、とうふを地域の産物で作る。  
 ●食農学習施設（農業公園）の運営 \*入園料500円（団体400円）で3時間くらいは遊べる。レストランもあり客単価は約4000円。  
 ●通信販売、直営店（三重県2店舗）の

運営 \*お歳暮には7万件のパンフレットが送られている。  
 ●量販店向け卸販売  
 ●農場レストランの運営（県下4店舗、県外3店舗） \*平成20年11月に名古屋JRタワーズにオープン（月商4000万円）して7店舗となる。  
**連絡先：**農事組合法人「伊賀の里モクモク手づくりファーム」  
 〒518-1392 伊賀市西湯舟3609番地  
 TEL.0595-43-0909  
 FAX.0595-43-2100  
<http://www.moku-moku.com/>



左/Oさん夫妻(右)と当別町職員の館田さん(左)、プロジェクトを推進している辻野さん(左から2人目) 右/小学校跡地に建てられた田園住宅

## 移住者生活拠点

# 地元民間会社が田園住宅事業でふるさと再生に貢献

## 当別町田園住宅プロジェクト<sup>とうべつちょう</sup>(北海道石狩郡当別町)

### ■ プロジェクト実現のプロセス

当別町は北海道の道央、石狩平野に位置し、札幌市から自動車、鉄道でおよそ45分の近郊にある。人口約2万人の農業を基幹産業とする町である。

当別町での優良田園住宅制度を活用した取り組みは、「北海道らしい風景にあった暮らしを実現し、その営みの中から新しい生活価値観を生み出したい」との考えに立って、平成10年から始まった「当別町田園住宅プロジェクト」にさかのぼる。

その背景には町の人口減少があり、優良田園住宅が立地する金沢地区の小学校も廃校になるなどの状況があった。そのため新たな価値観に立った暮らしの実現を目指して、当別町の移住応援ツアーが平成10年に(北海道開拓使の会との共催)、翌年にはワークショップがそれぞれ開催された。そして平成12年には2棟の田園住宅が完成し7人が移住した。これ以降、活

動が継続され、ほぼ毎年新しい住宅が完成し、新しい移住者が入居している。

こうした取り組みが続けられる中、当別町は「優良田園住宅制度の建設に関する基本方針」を平成15年に策定し、3地区で指定を行い、この田園住宅プロジェクトの取り組みをさらに後押しした。

当別町は、札幌市への通勤圏ということもあり、札幌市内からの移住者のほか、首都圏や関西圏などの大都市圏からの移住者もいる。平成20年現在までに、17棟が完成し延べ48人の移住実績をみており、さらに新規の取り組みも進行中である。当別町田園住宅プロジェクトのPRは、ホームページ掲載を中心としている。

農業関連規制との関係についていえば、当別町の田園住宅プロジェクトには雑種地、農地がある。対象となった農地は幹線的な道路に面しているため、農地法の転用許可要件である第2種農地に該当しており、転用に際し

て優良田園住宅制度を活用することで円滑な対応が可能となった。

当別町は非線引き都市計画区域であり、市街地には用途地域のみが指定されている。それぞれの開発は小規模な開発であるため開発許可行為には該当しない。逆に、開発許可行為に該当する場合には、自然地形の改変や水準の高い道路、下水道の整備などにより、当別町らしい開発になりにくい。

### ■ その他の町の取り組み

町は分譲住宅地のほか、町有地を活用して菜園を整備し、分譲地を購入した場合にはこの菜園の利用を無償で提供する、といった取り組みを用意している。

そのほか、新規就農者向けの取り組みを進めている。市内には市民農園(特定農地貸付け)が整備されているが、周辺市町村にもあり、休憩小屋や滞在型などへの需要が高く、市内の農園に対する大きな反響はない。町は農

業が主産業であり、新たに設置可能な農地も少なく、また接道要件で滞在型の建物の建設が難しい条件にあるため、新規整備は考えていないとのこと。北海道の協力もあり、平成17年の春よりワンストップ窓口の受け入れ態勢を実施している。

## ■ 移住者の声

〇さん夫妻は、平成13年から大阪より当別町に移り住んでいる。若い頃から50歳を過ぎたら北海道に住もうと考えており、北海道開拓史の会などに参加して田園住宅プロジェクトにかかわる辻野氏と出会った。

その後、体を壊してセミリタイアしたのを契機に、当別町の田園住宅プロジェクトに参加して、移り住むことにした。現在は、自宅の庭先に150坪ほどの菜園を整備して、日々、農作業をしている。移住当初は、農作業をやるなどとは全く考えてはいなかったという。農業イコール本格的・生業的な農業をイメージしていたからだ。

きっかけは、夏に覆い茂る雑草を何とかしようと思ったこと。雑草が伸びるぐらいなら、菜園でも作ろうかと考え、辻野さんに付近の農家を紹介してもらい、その方に実際に畑にしていって作業を指導、手伝ってもらいながらなんとかやってきている。

「地元農家のように自分とはとてもできないが、今では、農作業なしの生活は考えられなくなっている。主な野菜はほとんどつくり、自分たちだけでは食べきれないので、大阪の知り合いなどにも送っている。

ほかの移住してきた人たちも、それぞれ農と触れ合っているようである。ただ外から来た者にとって、いきなり農と触れ合うのは難しい。耕作放棄地を見たとしても、農地の借り方も分からないし、農作業のやり方も分からない。地元になじみはないので、できるだけ地元と付き合いおうと考えてはいたが、実際には農を介して隣近所とも付き合いえるようになった。今では、米作りにも参加し、田植えの時にお手伝いさせてもらっている。これからも、農のある暮らしを楽しんでいければ



〇さん夫妻宅の敷地内菜園

と考えている」と〇さんは語った。

## ■ 事例総括・評価

評価の一つとして、民間事業者による取り組みを町が支援している点が高げられる。人口減少による小学校の廃止という地域の集落維持に問題が生じ始め、これに対して地元の民間事業者が、北海道という立地特性（地価が安い・暮らしのイメージ・景観等）と町の交通、自然条件（地形）などを活かして、小規模な単位での開発を推進し、農との触れ合いを実現させつつ移住定住者を受け入れている。農との触れ合いは、居住者がその敷地内であくまでも自由に行うというスタイルになっているが、民間事業者を介した地元農家による農作業指導や、支援も行われるようになってきている。

これらの取り組みが進められている地区は、山林との際を走る幹線道路との間という土地条件である。それぞれの開発は小規模であるため開発許可行為には該当していない。逆に、開発許可行為に該当する場合には、水準の高い道路、下水道の整備などにより、自然地形の改変がなされ、当別町らしい開発とはならない可能性もある。

建設された住宅を見ても、銀色の屋根をはじめ、意匠的な調和も感じられ、道から眺める風景は、当別町らしい田園風景となっている。また、地元

にゆかりのある事業者が取り組んでいるので、小学校跡地の開発では、校門を残すなどの工夫もあり、移住者が地元になじむための交流づくりにまで発展している。

また、今回のプロジェクトにおいては、移住希望者に対してセミナーを繰り返すなど、移住の準備も丁寧に行っていることは、単なる不動産開発と大きく異なる点である。町は、こうした民間事業者の取り組みに対して、農地転用時に国の制度を活用することで円滑に支援できた。こうした緊密な連携が可能となったのも、民間事業者と町とが日常的に連携を取り合っていたことなどがあげられる。

民間事業者の育成、連携・支援も公的セクターの重要な役割であり、本プロジェクトは、公共と民間とがうまく役割分担しながら農のある暮らしに取り組んでいる事例となっている。

### プロジェクト概要

所在地：北海道石狩郡当別町金沢地区  
事業主体：当別町農村都市交流研究会

● 当別町優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の概要（平成15年12月）

当別町優良田園住宅建設の基本的要件

1. 敷地面積の最低限度：500m<sup>2</sup>

2. 敷地面積の標準：1000m<sup>2</sup>

3. 建ぺい率の最高限度：3/10

4. 容積率：5/10

5. 階数の最高限度：3階以下（地階含む）、高さは10m以下



「おしゃまんべ夢倶楽部」理事の山内さん

## 移住者生活拠点

# 地元NPOが無農薬で移住者を呼び込む市民農園

ポチポチ村 (北海道山越郡長万部町)  
おしゃまんべちょう

## ■ プロジェクト実現のプロセス

長万部町の人口は、昭和15年の約1万5800人をピークに、昭和40年頃から減少して現在では約6700人に半減した。

長万部駅前の商店主や酪農家など多業種の集まりである町おこしグループ「おしゃまんべ夢倶楽部」が町の活性化を図ろうと、花火大会やコンサート・演劇などのイベントを続けてきたものの決定的な解決策は無かった。

当時、マーケットリサーチの会社に勤めていた白内守視さん(64歳)が中国に出張した際に「虹が見えるほど農薬をまいていた風景」を見て、これからは食の安全が大切だと考えて「街の活性化は無農薬農業で取り組もう」と提唱した。それを受けて、平成13年に7人で活動を開始し、平成15年に本格的な活動をするために認証を取り「N

POおしゃまんべ夢倶楽部」を設立した。「農業では食えない」ので、年金で生活にゆとりのある定年退職者の力を借りて「食える農業」になるまでの基盤づくりをするために、民間(NPOおしゃまんべ夢倶楽部)として「移住促進プロジェクト」の要である「ポチポチ村」を組織。ポチポチ村とは無農薬農業の実践者とそれを応援する応援団の全体を表す。平成21年現在、町内外の応援団員数は370人。NPOの組織は現在、理事が11人で参加会員は商業者や移住者を中心に55人が賛助会員となっている。

## ■ 主な取り組み

### 暮らしの相談

移住者の暮らし全般にわたって、相談を受けている。冬の生活に慣れていない移住者の細かな相談にのってあげたり、釣りのやり方を教えたりと、

民間のNPOならではの親身な対応をしている。

### 無農薬の市民農園

NPOおしゃまんべ夢倶楽部は市有地を2ha借りて、町民や移住者に貸している。この土地はもともと営林署が苗畑にしていた17haの土地で、30年間放置されていたもので、土壌調査したところ残留農薬は無く、無農薬栽培に最適であった。

45区画を60人が利用。1区画30坪、使用料は5000円/年で貸している。一年ごとに抽選していて、最大2画地まで利用できることにしている。

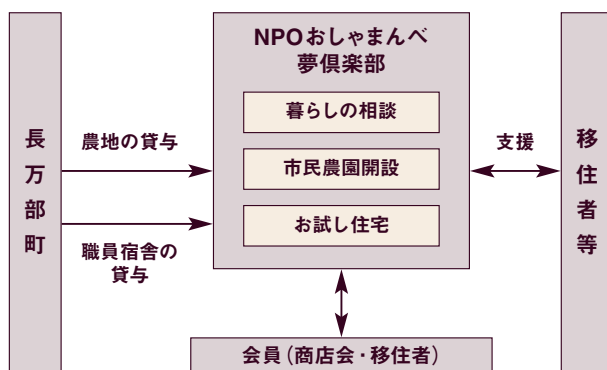
ホームページや口コミで噂が広がり、無農薬農業にひかれた人たちが相談に来ており、これまでに26人が移住している。

### 移住者用住宅

教員住宅の空き家を移住者用住宅として、おしゃまんべ夢倶楽部が借り上



無農薬農業を営むポチポチ村の人々(3点とも)



げて、移住者に貸している。戸数は12戸、毎年の更新で家賃は5000～1万5000円/月。

### ■ 今後の取り組みと工夫

おしゃまんべ夢倶楽部は都会の定年退職者らに無農薬野菜を作ってもらい取り組みを平成17年から開始して、26人の移住者の実績をあげたことで、北海道新聞の「北のみらい奨励賞」を受賞。「中国ギョーザをはじめとする昨今の食の安全問題がメディアで騒がれ、無農薬農業の取り組みをするわれわれの追い風となってきた」と夢倶楽部理事の山内恵二さんは話す。

### ■ 無農薬野菜のネット販売

「試験的に農園で採れた無農薬野菜をネット販売する予定だったが、結果的には天候不良のため不作だったので出荷できなかった。来年は再挑戦したい」と話す山内さん。

おしゃまんべ夢倶楽部では、移住者と町民(ポチポチ村・村民)が収穫した無農薬野菜をネット販売するために、市民農園の耕作面積を拡張することにしており、このシステムが確立すれば移住者や無農薬農業の実践者が増え、「若者が農業で暮らせる町になる」と期待している。

### ■ 化学物質過敏症(CS)発症者の住環境の創設

「将来的には、化学物質過敏症(CS)発症者を受け入れる住宅や環境を作

り、安全な食、安全な住環境の中で無農薬野菜を自ら作り、食べる生活をしてもらいたいと考えている」とメンバーの夢は膨らむ。

ポチポチ村農園に隣接する放牧地も長年、無農薬なので、この一帯は無農薬地域である。

「将来的には、長万部町をすべて無農薬地帯にして、丸ごと無農薬の町としてアピールしたい」と山内さんは、無農薬野菜の栽培を軸にして、さらなる活動計画を模索している。

#### プロジェクト概要

##### ● 市民農園

所在地：長万部町字都富野117-16の一部

土地面積：約20ha(196947m<sup>2</sup>)

地目：原野

経緯：十数年前に林野庁から取得。

当初は東京理科大学のキャンパス拡張用地等の利用を考えて取得したが、特定利用しないで放置された土地

貸付：長万部町は移住促進を図るためにおしゃまんべ夢倶楽部に無償で貸与

おしゃまんべ倶楽部が特定農地貸付法により市民農園として運営

##### ● 教職員宿舎

棟数：10棟15戸

運営：おしゃまんべ夢倶楽部が町から無償貸与を受け、一般に体験住宅として賃貸している。町では無償貸与の条件として補修管理を義務付けている





コテージ付き農地分譲の雫石町・コテージむら

## 就農者養成拠点

# 公有地活用による農地分譲事業で農のある暮らしの実現を支援

雫石町・コテージむら しずくいしちょう (岩手県岩手郡雫石町)

## ■ プロジェクト実現のプロセス

雫石町は、岩手県の西北部の高原地に位置する人口約1.9万人の農業を基幹産業とする町である。「雫石町・コテージむら」はブドウ畑であった場所に、岩手県農地管理公社（現・岩手県農業公社）が昭和58年から整備に着手した約63haの区域である。当初はダム整備に伴う移転受け皿地として予定されていたが、ダム移転の話が変更され、農地保有合理化事業を活用して「農業施設用地付き農地」の分譲地へと計画変更された。開発経緯については表を参考のこと。

当地区は、農地の分譲地として開発整備された地区であり、建っている住宅は、農業施設用地としての位置づけとのことである。

分譲地は、牧草管理を委託し、良好な農的風景が維持され、各戸には、温泉も引いてあるなど、非常に意欲的な

計画ではあったが、PR不足や分譲価格とニーズとががみ合っていなかったためか、売れ行きはあまり芳しくなく、平成8年に当初の分譲計画は中止された。

平成18年以降では10区画中4区画が売却済み。うち2区画では建築済みとなっている。現在も1区画建築中（平成20年現在）、販売開始後9件の区画が売却済みである。移住者像としては60歳前後の県外からの移住となっている。居住者の中には、首都圏からの移住で有機農業により加工品な

どをネット販売するなど、「本格的な農」のある暮らしを送っている人もいる（後にでてくるNPO法人を立ち上げた人）。

岩手県、雫石町、岩手県農業公社、NPO法人の4者による協議会では、現在（平成21年度から）、「第2期南畑地区活性化方策」を策定し、これに基づき新たな活用に向けた取り組みが始められている。

また4者協議に先立ち、雫石町では平成14～15年度にかけて農産物加工施設や体験農園（5133m<sup>2</sup>。町が岩

雫石町・コテージむらの開発経緯

昭和58年	ブドウ畑。ダム整備関連の移転受け皿地として整備着手
昭和63年	ダム移転の話が変更され、時代状況もありコテージ村農業構想を策定。農地保有合理化事業の活用で95区画の農業施設用地付き農地へと再造成
平成4年	売り出し開始、上物付きで5000万円～8000万円（宅地約500m <sup>2</sup> 。農地約2400～3800m <sup>2</sup> ）。5件の売買実績
平成8年	事業中止を決定（以降、関係者で協議）
平成18年	いわて銀河ファームプロジェクト連絡協議会による「第1期南畑地区活性化等」を策定
平成20年	「第2期南畑地区活性化方策—交流から定住に向けて—」をうたい文句に、今後の土地利用の方向性を再度整理。この中で二地域居住への対応等の取り組みが示される

手県農業公社より土地を購入して開設)を整備している。体験農園の運営は、指定管理者として地区内に首都圏から移住して来た人(前記)が中心となったNPO法人しずくしい・いきいき暮らしネットワークが行っている。

この体験農園は、主に33m<sup>2</sup>18区画(年間使用料5000円)、50m<sup>2</sup>22区画(年間使用料7000円)ある。さらに通年利用できない人のために1日体験向け130m<sup>2</sup>4区画も用意されている。

今後は、地域住民にとっての身近で気軽に農との触れ合いが可能な拠点となっていくことが期待されている。

現在、ほかの区画の販売情報としては、ホームページ掲載や、ふるさと回帰支援センター(東京)での年4回ほどのセミナーなどでPRをしている。

## ■ 町の他の取り組み

農業を取り巻く情勢が厳しいことを踏まえて、農業と観光、商業とを結び付けた地域活性化の取り組みが必要と認識。これを構造改革特区(平成16年・第4回採択)、地域再生計画の活用により対応を図っている。

この特区の取り組みは、地域の特性を活かし地域住民が自らの知恵と工夫のもとに、主体的に都市と農村との共生・対流を進めることに主眼がある。そして、特徴的なアグリビジネスの展開や起業化活動による地産地消を促進し、新規就農者など農業の新たな担い手確保を目指そうというものである。

町内にある小岩井農場などの資源を活用して、グリーン・ツーリズムの取り組みもされている。教育旅行として農作業の体験学習などさまざまな体験事業の受け入れを中心に実施。主体は、「雫石町グリーン・ツーリズム推進協議会」である。この中で、前記のコテージむら内体験農園や、構造改革特区で設置されたもう一カ所の体験農園の活用もうたわれている。

庁内体制・市民組織との連携として、町は雫石町農林課(総括窓口を兼ねる)、雫石町農業委員会、新岩手農業協同組合、盛岡農業改良普及センター、雫石町土地改良区、社団法人岩手

## ■ 構造改革特区の主な内容

「しずくしい・元気な農業・農村いきいき特区」(平成16年3月24日第4回認定)

- ① 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業  
【成果】(16~19年度)新たな実績はなし(これ以前に既設の農家民宿はあり)
- ② 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業  
【目的】多様な市民主体の市民農園開設による遊休農地の解消と農業・農村の多面的機能の再生  
【成果】(16~19年度)2件(民宿開設農家及び南畑コテージむら内での1件ずつ開設)。利用者には盛岡市内在住者も
- ③ 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業  
【目的】農業に参入しやすい環境を整備することによる担い手の確保と農業生産活動の活性化。下限面積を10アールに引き下げ  
【成果】(16~19年度)認定11件、新規就農者4件(おおむね50歳以下、町内居住者(住民登録)及び予定者、5年以上農業経営に従事すると認められる者および実地研修者)

県農業公社と「雫石町新規就農支援チーム」を設置し対応を図っている(設置・運営要綱 平成16年5月6日)。「支援チーム」の果たす役割として、就農意向の確認、受け入れの可能性の判断、就農目的の各種指導、情報提供、農地取得や就農支援資金取得等の情報提供および指導、住宅等生活関連情報の提供を行っている。

## ■ 事例総括・評価

雫石町の取り組みは「町内定住・新規就農者」の受け入れを前提としたものである。コテージむら整備という全国的にもまれな事業的対応がなされた。ただ、町のホームページからは新規就農募集やコテージ村などの情報は得にくく、PRや情報提供においてもう少し工夫があると広く注目される可能性がある。

雫石町付近には温泉やスキー場など一定のレクリエーション地としての土壌はあり、またグリーン・ツーリズムの動きも活発である。特区でも農家民宿の支援などに取り組んでいる。

この中で、農地保有合理化事業という事業制度によって整備された雫石町・コテージむらへの移住者が、有機農業をテーマとする本格的農業を実践し、さらには、新たにNPO法人を設立して、コテージむら内の農地を活用することで「体験農園」の運営にもかわるようになってきている点は興味深い。また、この体験農園は町が開設したものであり、地域で農と触れ合う環境用意のための拠点づくりに有効

活用されている。

こうした動きがさらに進み、基盤整備されている農地を体験農園として活用し、盛岡市をはじめ周辺住民にとっての「農を体験・楽しむ場や機会」を提供し、さらには雫石町を含む周辺地域での「農を楽しむ」環境が整うことで、首都圏等からのUJIターン者の移住可能性も高まることが期待される。

その際、地域の新たな担い手が農作業に参加しやすい農業生産法人のような受け入れ体制の準備が効果的と考えられる。もちろん、現在の体験農園を管理するNPO法人もその主要な受け入れ主体としての役割が期待される。そして、コテージむらも、こうした「農を楽しむ拠点」としての役割を担っている。

現在の受け入れ態勢は、ターゲットはあくまでも本格的担い手となるおおむね50歳以下の「新規就農者予備軍」であるが、より一層の「農のある暮らし」を推進するためには、観光、グリーン・ツーリズムとの連携をさらにとっていく仕組みや態勢も期待される。

## プロジェクト概要

所在地：岩手県岩手郡雫石町南畑女夫石地内  
事業主体：社団法人岩手県農業公社  
事業区域面積：約63ha  
区画数：68区画(当初)  
分譲の内容：農地約2400~3800m<sup>2</sup>、  
宅地約500m<sup>2</sup>(農地と宅地のセット)  
地目：畑及び雑種地(宅地見込地)  
土地利用規制：農業振興地域農用地区域内・  
都市計画区域内無指定  
(建ぺい率：70%、容積率：200%)  
事業手法：土地改良事業(併せて農地保有合理化事業)



都市・農村交流拠点

## NPOによる農ある暮らしの交流拠点

農の駅 あぐらって長岡（新潟県長岡市）

### ■ プロジェクト実現のプロセス

新潟県長岡市は市内の中央を日本最大級の大河である信濃川が流れており、平成17年度の市町村合併によって中山間部から海岸部までの個性豊かな地域で構成されるようになった。

平成16年度に起きた大規模な水害や、同年の中越大地震など度重なる被害に見舞われた長岡市では、市民と行政が力を合わせて地域復興に取り組んでおり、この経験が市民活動の活性化や協働のまちづくりに活かされつつある。

このプロジェクトは、災害からの地域復興と、合併した多様な地域間の交流を目指し、市内の都市部に住む住民が普段から農ある暮らしを楽しむことのできる環境づくりを行うと共に、農業の持つさまざまな魅力や可能性

を発信する拠点づくりを行うものである。平成17年度から市民参加のプロジェクトチームで検討や実験を重ね、この成果を活かして平成19年度より指定管理者による運営がはじまった。名称も「ふるさと体験農業センター」から、一般市民による公募で決めた「農の駅 あぐらって長岡」に変更された。

### ■ 主体の取り組み

指定管理者である「NPO法人ながおか生活情報交流ねっと」では、まず市民が農ある暮らしの楽しさを実感できることが大事と考え、市民のニーズや時代にマッチした体験メニューの開発を積極的に行っている。また現在、数組の首都圏住民が棚田オーナー制度や市民農園を利用しているが、徐々に都市部との交流を広げていく

予定である。

### ■ ネットワークの仕組みと工夫

市民参加プロジェクト「農の駅づくりワーキング」の全体イメージ

もともと指定管理者制度は、官から民へと運営を移行する中で、民が持つノウハウや自由な発想で市民サービスを向上させることを目指している。ところが在来からの規制や行き過ぎた評価システムが指定管理者を委縮させ、逆に市民サービスの質が低下したという施設も少なくない。しかし、当施設では、指定管理者に移行するタイミングで市民参加による施設の活用方法の検討や体験メニューなど実験的な運用を行い、指定管理者による運営以後もNPOの自主事業の中で市民が主体として活躍できるよう工夫した。平成19年度の長岡市指定管理



施設の全体マップ



農食まるごと体験。枝豆の収穫



ラベンダー栽培と工芸体験。挿し木の講習



市民農園(1区画10坪)

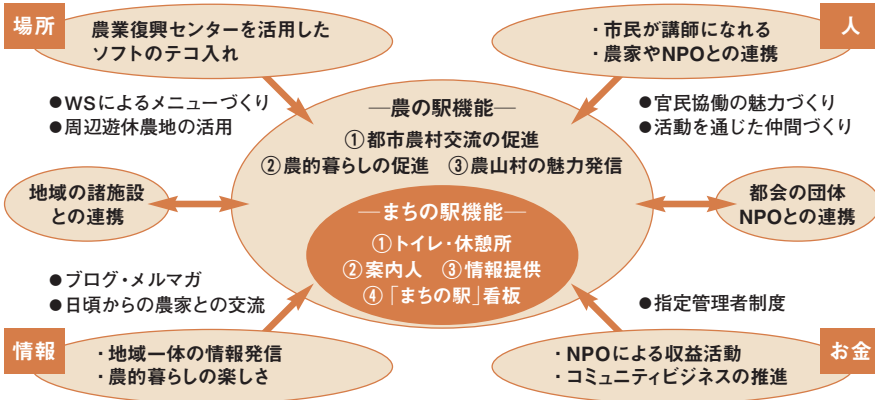


ふれあい農業まつりでの稲刈り体験



薬草を見つけながらの散歩と薬膳料理講座

### ■ 市民参加プロジェクト(農の駅づくりワーキング)の全体イメージ



者業務評価では最高ランクのAAを取得している。

また、市町村合併で大きくなった長岡市内には、地域交流の拠点「まちの駅」が38カ所登録されており、当施設も含めた官と民の交流ネットワークを形成している。このネットワークを活用して、人やモノの交流を図り、市町村合併で希薄になりがちな地域間の関係づくりにも役立っている。

### ■ 新しい役割と魅力

東京から移住した人が当施設の市民農園を借りており、地域住民との交

流を図る場になっている。また、郷土料理の講習会には定員25人を上回る90人の応募者があり、多くの若い主

婦が参加した。登り窯についても、興味のある市民がボランティアで窯づくりから体験の運営をサポートしている。主催者によると、意外なところにニーズが潜んでおり、いろいろな事業に取り組むことではじめて気づくもので、われわれが考えている以上に「交流」を求める人々が多いという。

当施設がある東山地区には市営のスキー場や牧場などがあり、今後はそれらの施設と連携しながら、農と健康をテーマに地区全体の活性化に貢献したいという意向を持っている。

プロジェクト概要	
所在地：新潟県長岡市栖吉町3670番地	事業期間：長岡市ふるさと体験農業センター(平成22年4月運用開始)
土地面積：9322m <sup>2</sup>	農の駅あぐらって長岡⇒指定管理者に移行(平成19年4月～)
計画地域：市有地	土地利用規制：市街地調整区域
手法：●農ある暮らしの体験・地域農業の情報発信・都市農村交流の受け皿づくり	施行者(事業者)：NPO法人ながおか生活情報交流ねっと(指定管理者)
●関連の事業<農の駅づくりワーキング(平成17年4月～19年3月)>	連絡先：TEL.0258-34-5360
市民参加プロジェクト(指定管理者運営以前)による施設の活用検討と試験的な体験メニューの運用⇒市民ボランティアによるサポート体制づくり・NPO自主事業における活用と発展	FAX.0258-34-5357
	営業：午前9時～午後5時(ただし、夜間の使用があるときは午後10時まで)
	休館日：毎週月曜日および年末年始の12月28日から1月4日まで



体験農園のイベント風景

農村・コミュニティ維持拠点

## 体験農園で移住者と農家の交流を図る 郊外住宅開発

竹林まちづくり（三重県松阪市）

### ■ 地区の状況

松阪市山室町竹林地区は、松阪駅から車で約10分、広域公園（中部台運動公園46ha）に接した（中小の）公園と、農地に囲まれた市街化区域内の農地で構成される。かつては、丘陵地の開墾畑であったが、土取り場として荒造成し、私道約6m付きでブロック分けをした。私道は簡易な砂利舗装がしてある。

周辺は県立みえこどもの城、古墳公園、総合体育館、小学校、中学校、天文台等の文教・公園区域があり、谷戸になっている市街化調整区域を隔てて、東側は昭和40年代の住宅団地で、南

側一帯は農地である。

地権者の高齢化が進むにつれ遊休農地が拡大し、一時的に廃材置き場として利用される土地も現れたため、地区全体でまちづくりへの取り組みの機運が高まった。

地権者は道路に接する農家と奥の農家で事業化への協力方法は異なるものの、36%の地権者が営農を希望しており、周辺景観と公園隣接地の特性を活かした農と住が調和したまちづくりを望んでいた。

このような状況の中で、平成17年にJA松阪の協力のもと、農家地権者自らがまちづくりを行うために団結した。竹林まちづくり推進協議会を結

成し、協議を続ける中で、事業を成立させるためにはユーザー確保が不可欠であるとの結論になり、そのために農家地権者が共同して体験農園を企画し、宅地販売の商品企画として宣伝することになった。平成19年に地区の一画に体験農園を開設し、会員募集を始めた。

### ■ 主体の取り組み

#### 体験農園と販促活動

体験農園は、イモ類中心の簡易型と一般作物の本格型の2種類を主体に実施している。また、もちつき体験などのイベントも開催し、農園会員と地元農家地権者との触れ合いを大切にし



体験農園のイベント



左からJA松阪の川端さん、林さん、竹林地区協議会会長



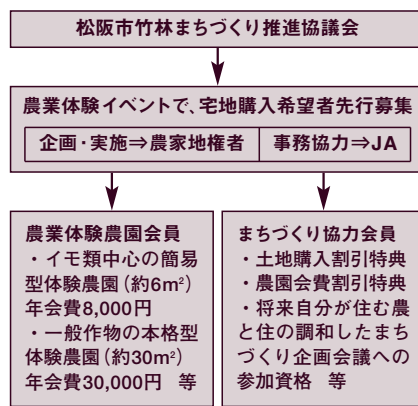
体験農園のイベント



体験農園のイベント

ている。イベントの企画、準備などもJA松阪の協力で、農家地権者自らが共同で行っている。竹林まちづくり推進協議会の事務局を担当するJA松阪職員の川端さんは「イベントでは、地権者の多くがテントの設営から耕作指導まで参加し、地権者自身もイベントを楽しんでいる。昨今少なくなりがちだった農家地権者間の交流も深まったのは収穫だった」と話す。

体験農園の会員として約100組（原則家族単位）を募集し、松阪市内を中心に県外からも参加している。また、まちづくり協力会員には、将来の土地購入の割引特典などを付けて募集している。計画段階にもかかわらず、当地区が気に入って住みたいと応募した例や、当地区の事業を待ちきれずに隣接地区に移住してしまった例もある。体験農園で地区を知ると同時に、入居前から農家地権者とのコミュニティも生まれ、地権者も移住者も気心が分かり、販売促進策として効果が見られる。



### 菜園付き住宅

基本コンセプトは100坪以上の敷地に菜園やガーデニングスペースを付けて、ゆったりと敷地で農的ライフスタイルを楽しむ。1区画＝100坪×15万/坪(約1500万円)。

また、地区内には換地を活用して体験農園を継続実施し、地元農家地権者の耕作指導などの農業を介して、地元との交流が図れる。

### ■新しい役割と魅力

単に菜園付き住宅だけでは、宅地販売

の商品企画にはならないが、計画段階から地区内に体験農園を設置することで、地権者との交流を図りながら地区のアピールをする販促企画は、コーポレート型の開発にも通じているところがあり、新しい募集のスタイルである。また、農家地権者との交流をコンセプトとした郊外型宅地開発のスタイルが提案されている。

今後さらに少子高齢化が進む中で、郊外型開発ではすべての区画を宅地開発せず、農地との共存を図るケースの増加が予想され、農家地権者との交流が新しい役割と魅力のポイントになると考えられる。

### プロジェクト概要

所在地：三重県松阪市山室町竹林地区  
 土地面積：約2.8ha  
 計画地域：第一種低層住居専用地区(50/100)  
 手法：土地区画整理組合  
 施行者(事業者)：松阪竹林土地区画整理組合(組合設立準備委員会)  
 連絡先：竹林まちづくり推進協議会事務局 JA松阪本店(資産管理)  
 TEL.0598-28-2111



山あい広がる農の風景

都市・農村交流拠点

## 民話の里でNPOが農を活かした グリーン・ツーリズムを推進

で・くらす遠野（岩手県遠野市）

### ■ 取り組みの背景・プロセス

遠野市は人口約3.1万人、岩手県内陸部に位置し、農業を基幹産業とする都市である。

遠野市では、農業資源を活かした観光交流、いわゆるグリーン・ツーリズム（どぶろく特区、民話、さまざまな企画による農業農村体験・都市農村交流といった遠野ツーリズムの展開）の取り組みによる観光受け入れが年間150万人に達し、県内で3番目（盛岡・平泉に次ぐ）の実績をあげている。こうした取り組みによって、大勢の人たちが農体験を中心に、農のある暮らしを実現している。

そもそも遠野市では「遠野物語」に代表される民俗学発祥の地という対外的イメージを活かした観光交流が活発で、これらをリードしたのは市民有志たちの活動であった。主な取り組

みとして、以下の5つがあげられる。

#### 1) 東北ツーリズム大学

東北各市での開催企画のうち、遠野市内が本校開催。企画等をNPOが担う。

#### 2) ワーキングホリデー

農業体験型農家宿泊の先駆的事例で、リピーターも多く、受け入れの取り組みをNPOが主催している。

#### 3) ツーリズム合宿型自動車免許

#### 4) 教育旅行の受け入れ

#### 5) 農家民宿

県の指針により、民泊協会の立ち上げと運営時のルールの徹底。市内に100軒程度で最大200人の収容能力。教育旅行の受け入れ先でもある。一泊につき6000～7000円/人。受け入れの手配等をNPOが担う。このNPOは、常時5人の職員。

市も、これらの取り組みを背景に平成16年にグリーン・ツーリズム交流室を設置し、後押しする体制を整えた。

こうした経験をもとにして、平成18年10月に、グリーン・ツーリズムによる来訪から、移住・定住を見据えた対応へとステップアップするため「で・くらす遠野」の体制を構築した。「で・くらす遠野」は、行政内体制と市民組織からなっている。そのうち、事務局機能を市の「ふるさと定住推進室」（専従体制職員3人＋ふるさと公社からの出向1人）が担っている。

こうした専従体制は、移住希望者への相談窓口のワンストップ化を意図している。移住希望者からの問い合わせに対して効率的な対応ができる体制が必要との認識による。

実績としては19年度に85件の問い合わせがあり、延べ200回の相談に対応した。うち、7世帯の移住が実現した。この2年間で、11世帯19人が移住（そのほか、過去10年間で約100人の移住があったと思われる）。

空き家情報は、岩手県立大学と共同で空き家調査を実施し、そのときの結果をネット上に掲載(平成18年時点)。最近は、地区長からも情報が寄せられている。

移住相談があった際には、一件ずつ要望を聞き、希望に合った物件を紹介する形で対応している。かつてはJAが不動産紹介の対応を担っていたが、現在は、JAの合併でその機能がなくなり、不動産紹介の体制としては少々弱い。また、市がそのような対応をきめ細かくすることは容易ではない。今後は、来訪を移住につなげていくために、体験居住施設の用意や空き家情報提供の充実を進めていく予定だ。

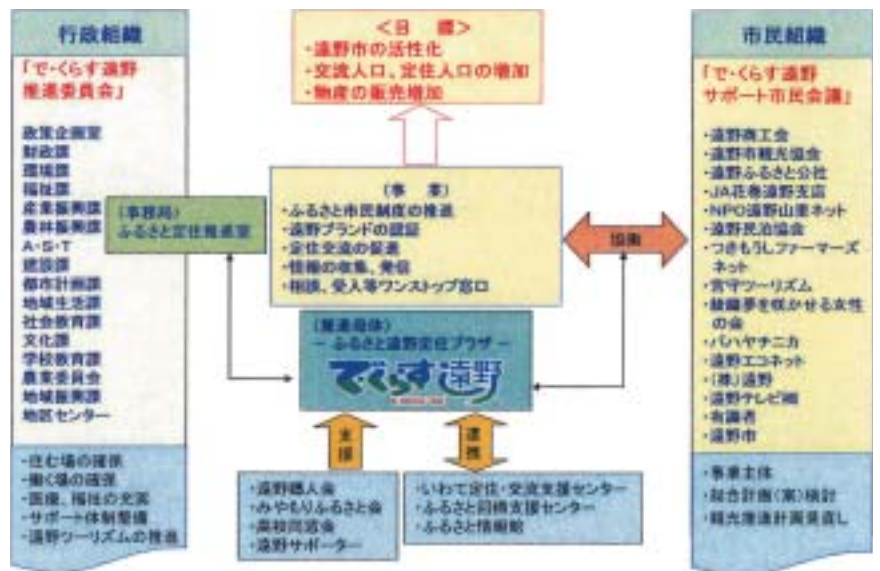
また、いずれ市民側による「暮らしアドバイザー」を市内の各地区に約一人配置し、移住予定者と地域とのつなぎ役をしてもらえるよう想定している。現在は、70歳の農業改良普及員が一人いるだけだ。また、「で・くらす遠野」市民制度という域外の居住者向けの会員市民制度を用意し、将来の定住を見据えた移住予定者の囲い込み制度の試行を開始している。

これまでの対応で移住者は、郊外部での居住を希望する傾向があること、農地とセットの住居物件に人気があること、などが分かった。移住した11世帯では、賃貸7世帯、持ち家4世帯となっている。

移住者の中には、半分遊びでトマトをネット販売したら好評となり、本格的農業の実践に目覚めた例もある。また、移住してきて2年目で、米作りをしたいという意向をもち、区長の紹介で米作りを実践し始めた例もある。もともとは2地域居住から始まって、本人は遠野に移住し、妻は首都圏に居住したまま、ときどきこちらに来るなど、「農」を介して地域とのつながりが可能となった例もある。移住では「結い」という地域生活の基本的な慣習になじめるかどうかも大切なことだ。

また、県立農業短期大学での農業技術習得や、遠野農業活性化本部を設置し、就農支援などの受け入れ体制を取っている。遠野市では住民票を置くことを前提に、特区による農地取得を最

## ■ 市民協働の定住促進体制図



低1000㎡としている。一方で、需要はあると思われるが市民農園、体験農園は現在整備されたものはない。

## ■ 事例総括・評価

遠野市での取り組みは現在のところ、グリーン・ツーリズムで農資源を活用しながらの交流を基本に、農体験を推進し定住者を受け入れていこうとするものである。農との触れ合いは、移住者の希望があった場合の就農支援などが用意されているが、実際に農作業ができるかどうかは地区内の居住者とのつながりがあるかどうかにかかっている。いずれは、暮らしアドバイザーのような形で、地域での受け入れ体制をよりきめ細かにし、対応可能なくもくろんでいる。

また、当初は農作業をする意思のない人が農村エリアへ移住した例もあるが、こうした場合は、地域へなじみにくくなりがちである。逆に、「米作り」をすることで地域とのなじみを発生させている例もある。「農との触れ合い」によって、移住者と地域との接点をもたらすことが期待されるため、居住者に対する農業体験の用意、市民農園の整備などの取り組みも効果的と考える。

「で・くらす遠野」の体制は、全国的にも珍しいものである。現時点では、市役所内に事務局が設置され、移住の相談全般をはじめ総合的な役割を担う形態となっており、こうしたワンス

トップ窓口対応の先駆的な事例となっている。特に、グリーン・ツーリズムの取り組みで育ったNPOなどの地域住民側の動きを、市側が束ねながら新たに連携を工夫したという点は、定住に向けた体制の充実として期待されている。

一方で、個別の相談への対応は現時点でも相当の業務量であり、移住者を増加させようとすれば将来的には、より市民側の担う役割が大きくなっていくと考えられる。

この場合、人材育成の取り組みや、地域の受け入れ側の意識啓発なども効果的と考えられる。

また、移住に伴う住宅取得等への対応は、空き家情報のきめ細かな把握、収集もさることながら、一時居住が可能な対応(市営住宅の期間限定入居等)も併せて充実させつつ、移住者自らが地域に暮らしながら定住したくなる場所や住宅を探せるようにしていくことも大切だ。

農のある暮らしのイメージを、さらに明確なものとしながら、継続した取り組みが期待される。

### 問い合わせ先

- ふるさと遠野定住プラザ で・くらす遠野  
遠野市産業振興部ふるさと定住推進室内  
で・くらす遠野事務局  
〒028-0592 岩手県遠野市東館町8番12号  
TEL.0198-62-2111 (内138)  
<http://www.dekurasu.com/>



## 1. 国の関連施策

### ■ 関連の交付金

交付金名称	交付金の概要	特徴
<p><b>地域住宅交付金</b></p>	<p>地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など、地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方の自主性・裁量性                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の補助事業をメニュー化し、地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき弾力的に実施可能</li> <li>・地方公共団体独自の提案による従来補助対象外の事業も交付対象として支援</li> </ul> </li> <li>● 地方の使い勝手                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業への交付金の充当率を地方公共団体が自由に決定</li> <li>・事業間流用、年度間流用が自由</li> </ul> </li> <li>● 事前審査から事後評価へ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が自ら設定した目標等をもとにした事後評価を実施して公表</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>広域連携共生・対流等対策交付金</b></p>	<p>都市と農村の多様な主体が参加して行う共生・対流に資する広域連携プロジェクト等や都市農業振興を国が直接支援</p>	<p>(政府目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市農村交流施設の年間宿泊者を5年間で110万人拡大 770万人(平成16年)⇒880万人(平成21年)</li> <li>● 都市農地の保全と活用を図り、新鮮で安全な農産物の供給や体験・交流の場の提供を求める都市住民の期待に対応</li> <li>● 市民農園区画数を6年間で3万区画増加 約12万区画(平成15年度)⇒約15万区画(平成21年度)</li> </ul>
<p><b>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</b></p>	<p>地方公共団体が地域の自主性と創造工夫により、定住者や滞在者の増加などに通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取り組みを交付金により支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」において、市町村等が作成する活性化計画の目標達成の重要な手段として位置づけ</li> <li>● 農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取り組みを総合的かつ機動的に支援。</li> <li>● 都道府県に加え、市町村への直接補助が可能となり、市町村の自立性・主体性が発揮</li> <li>● 対象施設間の予算流用や年度間融通により、地域の実情に合わせた整備が可能</li> <li>● ワンストップ窓口による手続き事務の簡素化</li> <li>● 地域の創造工夫による独自の提案メニューも支援</li> </ul>

内 容	事業実施主体	交 付 率	問 合 せ 先
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基幹事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅・地域優良賃貸住宅の整備、既設公営住宅の改善、不良住宅地区の改良、密集住宅市街地の整備、関連公共施設の整備など</li> </ul> </li> <li>● 提案事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体独自の提案による地域の住宅政策実施に必要な事業等</li> </ul> </li> </ul> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間住宅の耐震改修、建替え</li> <li>・ 公営住宅等と社会福祉施設等の一体的整備</li> <li>・ 住宅相談、住情報提供</li> </ul>	地方公共団体	交付金算定対象事業費の概ね45%を助成	国交省住宅局 住宅総合整備課  TEL.03-5253-8506
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市と農村の広域連携プロジェクト等の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域連携支援事業</li> <li>・ 情報発信機能強化支援事業</li> <li>・ 都市農村交流技術的支援事業</li> <li>・ 都市農地活用・保全モデル事業</li> </ul> </li> <li>● 共生・対流の一層の推進と都市農業振興のための条件整備(ハード) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的な連携の先導的な取り組みを実現するために必要な施設等の整備を支援</li> <li>・ 農産物直売所の支援対象地域の拡大や援農ボランティア養成施設等、都市部での農業振興に必要な施設等の整備を支援</li> </ul> </li> </ul>	民間団体	補助率 定額 実施期間 平成19年度～平成23年度	農水省農村振興局 企画部農村政策課  TEL.03-3502-0030
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農村漁村の振興、その他就業機会の増大</li> <li>2. 定住等促進のための良好な生活環境の確保</li> <li>3. 都市等との地域間交流の促進</li> <li>4. その他施策の目標を達成するために地方が提案する事業等</li> </ol> <p>(活性化計画の事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二地域間居住推進プロジェクト</li> <li>・ 豊かな自然活用プロジェクト</li> <li>・ UJIターン推進プロジェクト</li> </ul>	都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、NPO等	交付率 定額 ただし、国における交付限度額算定のための交付率は1/2、5.5/10、4.5/10、4/10以内	農水省農村振興局 整備部農村整備官農山漁村地域活性化支援室  TEL.03-3501-0814

## ■ 関連の制度

制度等の名称	関係法等	内容
市民農園制度	<p>① 市民農園整備促進法 (平成二年六月二十二日法律第四十四号)</p> <p>② 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (平成元年六月二十八日法律第五十八号)</p>	<p>1. 目的 主として都市住民のレクリエーション等の利用に供する市民農園の整備と良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的とする</p> <p>2. 市民農園の形態 市民農園の開設の形態は、① 市民農園整備促進法によるもの、② 特定農地貸付け法によるもの、③ 農園利用方式の3形態がある</p>
農住組合制度	<p>農住組合法 (昭和五十五年十一月二十一日法律第八十六号)</p>	<p>1. 目的 農住組合法に基づき、市街化区域内の農地の所有者等の主体的な取り組みにより、必要に応じ当面の営農の継続を図りつつ、協同で住宅等の供給促進を推進することを目的とする</p> <p>2. 設立要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概ね0.5ha以上の一団の市街化区域内農地等を含むものであること</li> <li>・ 市街化区域内農地等の面積が地区面積の概ね1/2以上を占めること等</li> <li>・ 組合員は土地所有者3人以上(ただし農地所有者3人以上を含む)</li> </ul>
優良田園住宅制度	<p>優良田園住宅の建設の促進に関する法律 (平成十年四月十七日法律第四十一号)</p>	<p>1. 目的 多様な生活様式に対応し、かつ、潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅が求められている状況にかんがみ、農山村地域等における優良な住宅の建設を促進することにより健康的でゆとりのある国民生活の確保を図る。</p> <p>2. 概要 農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅で、以下の基準を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 敷地面積の最低規模 300m<sup>2</sup></li> <li>② 建ぺい率の最高限度 3/10</li> <li>③ 容積率の最高限度 5/10</li> <li>④ 階数の最高限度 3階</li> </ul>

	実施主体	補助事業等	問合せ先
<p><b>3. 開設状況</b></p> <p>① 地方公共団体 2,342</p> <p>② 農協組合 494</p> <p>③ 農業者 283</p> <p>④ 構造改革特区 111</p> <p>⑤ その他(NPO等) 16</p> <p>合計 3,246</p> <p>(平成19年3月末 農村振興局農村政策課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体</li> <li>・農業協同組合</li> <li>・農家(農地所有者)</li> <li>・NPO、企業(農地を所有していない者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</li> <li>・広域連携共生・対流等対策交付金</li> <li>・中山間地域総合整備事業</li> <li>・村づくり交付金</li> <li>・田園空間整備事業</li> <li>・農村振興総合整備事業</li> </ul>	<p>農水省農村振興局 農村政策課</p> <p>TEL.03-3502-0033</p>
<p><b>3. 組合の事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる事業 土地の区画形質の変更及び住宅の建設・管理</li> <li>・その他の事業 店舗等の便利施設及び市民農園等のレクリエーション施設の建設・管理</li> </ul> <p><b>4. 設立状況</b> 83地区 (平成20年3月末)</p>	<p>農住組合(3人以上の市街化区域内農地の所有者が発起人になり、知事の認可を得て設立)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業としての補助</li> <li>・住宅宅地関連公共施設等総合整備事業の補助</li> </ul>	<p>国交省土地・水資源局土地政策課</p> <p>TEL.03-5253-8292</p>
	<p>【優良田園住宅の建設計画の認定】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市町村が、基本方針を作成・公表</li> <li>2) 住宅を建設しようとする者が、建設計画を市町村へ申請</li> <li>3) 市町村が、都道府県と協議の上、建設計画を認定</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地法、都市計画法等の許可手続きの円滑化</li> <li>● 税制上の措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・週末用郊外型住宅等について、新築住宅に係る固定資産税の減額措置(3年間1/2等)及び不動産取得税の特例措置(1200万円控除)を適用</li> </ul> </li> <li>● 住宅ローン <ul style="list-style-type: none"> <li>・2戸目の住宅を取得する際にもフラット35を利用可能</li> </ul> </li> <li>● 住環境の整備に係る支援措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住宅交付金(交付金算定対象事業費のおおむね45%を交付)</li> <li>・住宅市街地基盤整備事業の団地規模要件の緩和(300戸又は16ha→おおむね100戸又は7ha)</li> </ul> </li> </ul>	<p>国交省住宅局 住環境整備室</p> <p>TEL.03-5253-8508</p>

## 2. 農地制度の概要——一般市民が農地を利用する際の制約——

### (1) 農地と農地制度

#### ① 農地の定義

「農地」は農地法で定義されており、耕作の目的に供される土地をいう。

基本的には土地登記簿の地目が田・畑であるものが農地であるが、土地登記簿の地目が田・畑でなくても現況が農地と判断されれば、農地とみなされ農地法が適用される。(手続き上は農業委員会の判断にゆだねられる)

この場合の農地には、休耕地や耕作放棄地であっても、耕作しようと思えばいつでも耕作できる状態にある土地が含まれる。

農地になれば、以下(2)で示すように権利移動や転用について農地法に基づく許可が必要となり、逆にこの農地法の許可が無ければ地目変更や権利移転の登記を行うことができない。

なお、わが国の税制においては、農業生産維持の観点から、農地について固定資産税の課税および相続税の課税について特別の取り扱いがなされているが、この場合の農地は農地法の農地と重なる部分が多く、その判断は税務当局にゆだねられることとなる。

#### ② 農地制度

いわゆる農地制度を構成する主要な法律は以下の4つである。

ア. 農地法(1952年制定)

イ. 農業経営基盤強化促進法(1980年制定)

ウ. 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)(1969年制定)

エ. 土地改良法(1949年制定)

中心となる農地法は戦前の大地主制への反省に基づき、「農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認め、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護……」することを目的に制定されたものである。

その後、農産物輸入自由化等の流れの中で、農業生産性の向上・農地の規模拡大等の必要性を踏まえ、農業に打ち込む意欲と能力のある人々(および法人)にまとまった土地を多く集めることを目的として、権利移動の特例法というべき農業経営基盤強化促進法が制定された。

農振法は農業振興のための地域計画を樹立・推進することを目的として都市計画法と同時期に制定された法律であり、土地改良法は圃場整備や農業用施設整備を行う土地改良事業の実施組織・手続きを定めた法律である。

### (2) 農地法

#### ① 農地の権利移動の制限

農地法は、耕作者主義による農業の発展にとって好ましくない農地の権利移動や土地利用(転用等)を制限し、他方耕作者の権利保護を定めている法律である。

農地について新たに耕作する権利を得ようとしたとき、その者が農地法で保護する「耕作者」に該当するかどうか、以下の5要件について農業委員会が厳しいチェックを行うこととされている。

ア. 権利取得後の農地等(採草放牧地を含む)の全てについて農業を行う

イ. 法人の場合は農業生産法人に限る(農業生産法人については農業者以外からの出資が25%以下等、別途厳しい構成要件等が定められている)

ウ. 個人の場合は農作業に常時従事(原則年150日以上)

エ. 権利取得後の経営面積が都府県で50a以上、北海道で2ha以上

オ. 農業経営の状況や居住地から農地までの距離などから見て、その農地を効率的に利用して農業を行うことができる

このうち、エ.については、遊休農地の多い地域については都道府県知事の定めにより10aまで下げることができるようになったが、この全体を満たすということは言い換えればプロの農業者ということである。

すなわち、農地法本法では、新規で本格的に就農する者を除き、UJIターンや二地域居住、グリーン・ツーリズム等によりアマチュア、セミプロが農地を利用することを認めていないのである。特例法については以下(3)で述べる。

#### ② 農地転用

農地法のもう一方の柱は、農地転用許可制度であり、市街化区域内の農地(転用の届出でよい)を除き、農地をそれ以外の土

地利用に転用する場合は、都道府県知事（大規模のものは農水大臣）の許可（農業委員会経由）を義務付けている。

この制度の目的は、優良農地の保全であり、そのため次の2つの基準を設けている。

#### ア. 立地基準

農地の優良性や周辺土地利用状況により農地を区分し転用を農業上の支障のない農地に誘導する  
（農用地＞甲種農地＞第一種農地＞第二種農地＞第三種農地）

#### イ. 一般基準

具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での転用は認めない。また、その目的からして、その目的達成に必要な最低限の面積に絞ることとされており、宅地面積については500m<sup>2</sup>未満（農家の場合は1000m<sup>2</sup>）等の制限がある。

### (3) 一般市民が農地を利用するための特別法

#### ① 宅地内での菜園

これまで述べたように、農地は原則として「耕作者」、すなわちプロフェッショナルである農民以外は利用が許されていない。アマチュアやセミプロ等の都市住民がいろいろな規模・レベルで農業を楽しむことが認められているのは、農地でなく宅地・雑種地等の敷地内でのいわゆる家庭菜園のみである。（当然のことながら、この場合は宅地等としての高い固定資産税等を納税しなければならない）

なお、もともと、宅地・雑種地等であるものは問題ないが、地方都市や郊外部の遊休農地等を敷地内で家庭菜園が楽しめるゆったりした住宅地に整備しようとする場合、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」を活用することが考えられるが、その場合でも500m<sup>2</sup>を超える敷地のものは許されないという制約は外れない。

#### ② 特定農地貸付法

こうした状況において、本格的に農業を行うのではない一般市民が、家庭菜園の延長で趣味として野菜栽培等を行うことに対応するため、1989年に「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」が制定された。

これは、農家から市町村または農協が市民農園向きの農地を一括して借り、農業委員会の承認を得た「市民農園貸付規定」に基づいて都市住民に貸し付けるというものである。

ただし、都市住民一人が借りられる市民農園の面積は1000m<sup>2</sup>未満、期間は5年を超えてはならない。（更新も可）

近年の法改正により、市町村および農協以外の者（農家自ら設置も含む）も、農業委員会の承認が取り消された後の農地利用を担保するため、市町村との協定を締結することにより同法による貸し付けを行うことができることとなった。

実態としては、三大都市圏の特定市における宅地化農地を市民農園に供するケースが多くなっており、市町村が借り上げる場合は賃料を固定資産税と同程度にする等の措置を講じる場合が多い。

生産緑地等の場合、現行税制では貸し付けにより相続税の納税猶予措置を受けるための自作要件が消滅したこととされることから、この制度が十分に活用されていない。

#### ③ 体験農園（農園利用方式）

特定農地貸付法による市民農園の、相続税との関係のネックを克服するべく、都市部の農家の工夫により考え出されたのがこの方式であり、特別な根拠法がある訳ではない。

体験農園においては、一般の市民農園のような区画貸しではなく、あくまで耕作・経営の主体は農園主であり、入園者（利用者）は農園主の指示に従って農作業を行う。

一般の市民農園の場合、収穫物は利用者に帰属するが、体験農園においては農園主に帰属し、入園者は指導料と収穫物代金の合計として入園料を支払うこととなる。

この体験農園は税務署との協議により、自作の実態があり相当数の利用者を対象として定型的な条件で継続的に営まれるものだと認められれば、相続税の納税猶予措置が中断しないこととなる。

この体験農園方式はそのいきさつ上、大都市の生産緑地やその他都市の市街化区域内農地で用いられるケースが大半である。

#### ④ 市民農園法

市民農園整備促進法は1990年、当時の建設省と農水省の共管の法律として制定されたが、農機具収納施設や休憩施設も備えた、より優良な市民農園の整備促進を図ることがその目的となっている。

都市計画上の市街化調整区域では農地転用や開発許可の厳しい制約があるが、この法律による市民農園の場合、農機具収納

施設等については許可に当たっての特例が認められている。

また、都市と農村の交流促進につながる施設等には農水省の補助制度が適用されるというメリットがある。

農山村での地域交流・活性化施設として整備されている「○○クラインガルテン」という、いわゆるラウベ（居住棟）付きの市民農園は大半がこの法律に基づき設置されている。

#### (4) 農地税制(参考)

わが国においては農地は次に述べるように固定資産税等および相続税に関し、宅地・雑種地等のほかの地目と異なった優遇措置が講じられており、先に述べたように農地活用をめぐる農家の行動に大きな影響を与えている。

##### ① 固定資産税等

固定資産税は課税標準額の1.4%、都市計画区域内ではそれに加えて都市計画税（0.3%以下で市町村が決定）がかかる。

一般の市町村では農地は宅地と異なり、その生産性に基づく極めて低い評価額となっている。（ただし、三大都市圏特定市の市街化区域では生産緑地を除き宅地並み課税、そのほかの市街化区域でもそれに近い評価がなされている）

従って、可能な限り農地としての存続を図る事が税金との関係では有利である。

##### ② 相続税

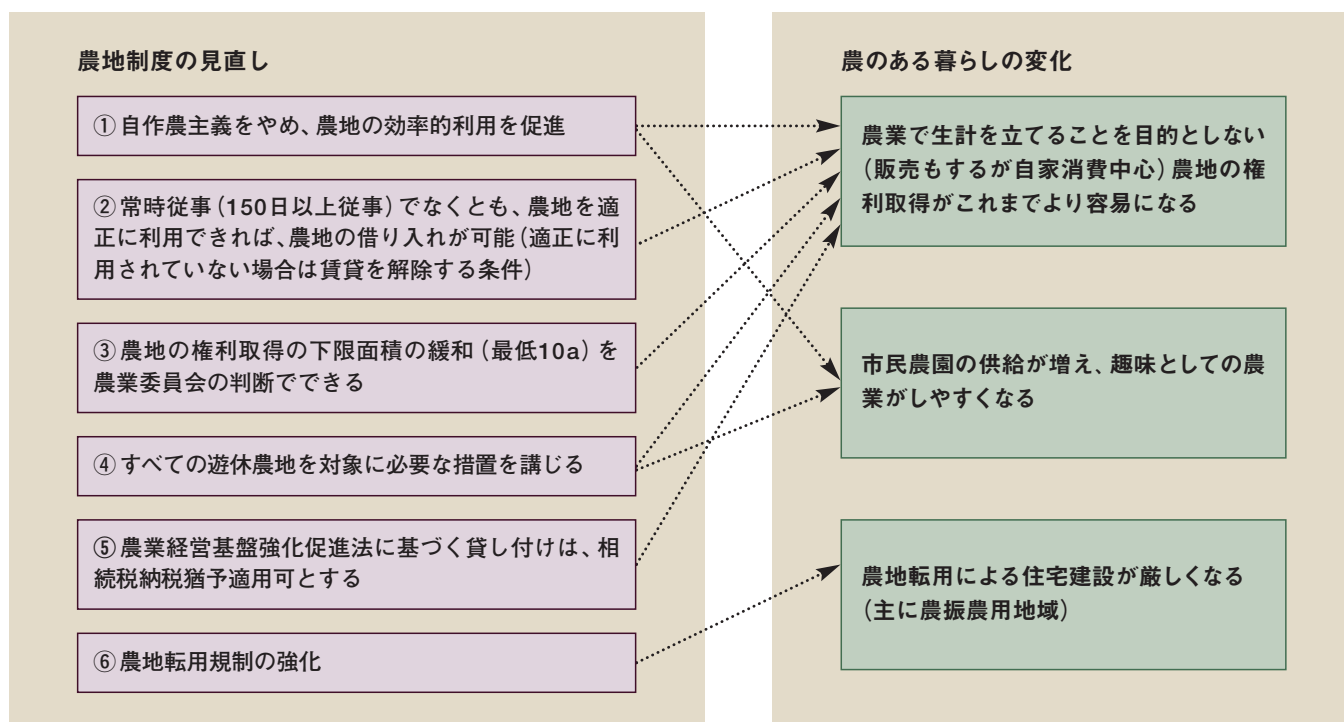
世代交代により必ず発生する相続税対策は、特に都市部の農家にとっては資産評価額が高くなるため固定資産税以上に重要な課題となっている。

三大都市圏以外の農地では20年営農継続を条件として、申し出により農地生産性に基づく価格（極めて低い）を超える額の納税が猶予される。

なお、三大都市圏の生産緑地では終身営農を条件に同様の猶予措置が講じられている。

補足：現在、農地法の見直しが、下記のような内容で進められており、その改正の方向が注目される。大きな流れとしては、個人の常時従事要件や農地の権利取得後の下限面積の緩和の運用が柔軟になることで、都市住民が農地を利用しながら農業にかかわることがより容易になる方向といえる。

#### 【図】 農地等の権利取得要件の見直しの方向



### 3. 小規模経営の試算——農のある生活の収益性——

#### (1) 目的

農のある暮らしにおいては多様なタイプが考えられるが、まったくの自己消費だけでなく、余剰分を販売することや、新規就農ではないにせよ相当規模の耕作による収穫物の販売で一定程度の現金収入を得ようとする「本格農」のようなタイプを希望するニーズもあることが考えられる。

ここでは、そのようなニーズへの参考情報として、下記のような条件で小規模経営をした場合の現金収入の目安を示すこととする。

各都道府県で営農類型別の農業経営指標が示されているほか、簡便な試算が可能なシステムがホームページ上に用意されている場合もある。

#### (2) 作物別経営等の目安

##### ① 稲作

米の需要減少や米の流通が原則自由となっていることもあり、米価は下がり続け、小規模経営での収益確保は困難な状況といえる。

ただし、長期間の貯蔵も可能なので自家消費中心の場合には、作業時間がほかの作物に比べて短くてすむこともあり、ほかの仕事に就きながら農のある暮らしが可能となる。

ポイントは下記のような点である。

- ・極力機械は購入しないで、小道具の手作業か、レンタル、作業委託などでまかなう
- ・育苗についても、購入が可能な場合には購入苗を利用する
- ・目安として1000m<sup>2</sup>で約500kgの収穫

##### ② 野菜栽培

野菜栽培には、大きく露地栽培と施設栽培とがある。

露地栽培は、収穫時期が短く、また旬の時期には出荷量が多くなり価格も下がる。ただ自家消費中心の場合には、設備投資が必要となる施設栽培よりは小規模経営向きといえる。

季節に合った旬の野菜を自ら栽培し楽しむことができ、近くに農産物販売所があれば、余剰分については出荷・販売することも可能となる。

ポイントは下記のような点である。

- ・露地栽培で少量多品目栽培が基本
- ・育苗用のミニハウスや雨よけのトンネルなどは必要
- ・小道具の手作業や小型機械、中古等の対応で投資は抑える

##### ③ その他

果樹は、果実を収穫できるようになるまでに数年を要することが一般的で、品種によっては剪定などの技術が求められる。

花き栽培は、販売を考える場合には施設栽培となり、初期投資が必要で、高度な栽培技術や市場の情報収集も求められる。

畜産は、大半は大規模経営が主であり、養鶏くらいが自家消費中心の小規模経営で可能といえる。ただし、鶏糞処理等の対策が必要となる場合もあり、適切な対応策も併せて求められる。

#### (3) 関連事項

##### ① 有機農業

近年、食の安全・安心志向により、有機農業への関心が高くなっている。これに関連して、農業については、農業取締法による「登録農業制度」と食品衛生法による「ポジティブリスト制度」があり、これらの法令を遵守することが求められる。

無農薬・有機栽培によって販売する場合にも、「有機〇〇」と表記するためにはJAS法で「有機農産物のJAS規格」として定められた生産方法の基準を満たして、認定を受けることが必要となる。そのほか、JAS法には「無農薬」「減農薬」等の表記に関するガイドラインが定められている。

##### ② 農産物加工

農産物加工は、付加価値をつけることができ、販売期間を延ばすことも可能となる。

このような農産物加工を行い販売する場合には、住居とは別の専用施設を設置し、食品関係営業の許可が必要であることや、JAS法、食品衛生法に基く表示が義務付けられているなど、多くの規制がかかってくる。

##### ③ 農産物販売

農産物を販売するのは、農協を通じて市場に出荷する方法が一般的であり、就農者の場合には組合員となれば出荷することが可能となる。

最近は農産物販売所（ファーマーズマーケット）が増えており、このような施設が近くにある場合には、価格を自分で決められる農産物販売所に出荷することで高い収益性が期待できる。

ただし、これらの施設での販売は販売委託方式が一般的であり、売れた分の収益しかないことや、ほかの出荷者と競合して売れるような品質も求められてくる。

#### (4) 試算例

下記のような設定条件で試算した結果、農産物販売収入（年間）は約82万円、自家消費分を含む収入は約96万円程度となった。自家消費による農産物購入費を削減できる分を見込むと、稲作では約6万円程度の赤字、野菜栽培で約31万円の所得となった。農産物購入費削減分を除いた所得は約10万円である。

##### 試算の設定条件

- ・耕作面積は2000m<sup>2</sup>（稲作1000m<sup>2</sup>、畑1000m<sup>2</sup>）
- ・畑では、ダイコン・タマネギ各300m<sup>2</sup>、ミニトマト・キュウリ各100m<sup>2</sup>、キャベツ200m<sup>2</sup>
- ・露地栽培を基本とし、機械（軽トラック、小型耕運機）への投資額は最小限（100万円）
- ・収穫物は自家消費を優先し、超える分は近隣の農産物販売所等で販売（小売単価の8割、販売手数料は販売価格の15%）
- ・支払い地代は15000円/1000m<sup>2</sup>
- ・労働力は基本的に1人で、収穫時等繁忙期のみ家族の手伝いを得る



# 農を活かした町おこし・村おこし

この小冊子の作成に当たっては、『農を活かした町おこし・村おこし』編集委員会において、構成・事例収集・事例選定・執筆の分担を行いました。

## ❖ 編集委員会メンバー

内海 宏 (株式会社地域計画研究所代表取締役、都市農地活用アドバイザー)

大橋南海子 (株式会社まちづくり工房代表取締役、都市農地活用アドバイザー)

本文執筆：P. 40-43、P. 48-51

司波 寛 (株式会社総合計画取締役、都市農地活用アドバイザー)

本文執筆：P. 44-47

佐藤啓二 (財団法人都市農地活用支援センター理事)

本文執筆：P. 4-7、P. 24-29、P. 52、53

本文聞き手：P. 12-15

## ❖ 執筆協力者等

佐藤 滋 (早稲田大学教授)

本文執筆：P. 8-11

森 民夫 (新潟県長岡市長)

本文語り手：P. 12-15

財団法人都市農地活用支援センター

本文執筆：P. 30-39、P. 52-79

フォンテルノ

本文執筆：P. 18-23

## ❖ 撮影協力

白石ちえこ

P. 12-15、P. 18-23、P. 30-35、P. 48-51

発行日 平成21年10月1日

発行 財団法人都市農地活用支援センター  
〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目26番6号  
電話：03-3225-4423  
FAX：03-3225-5423  
URL：<http://www.tosinouti.or.jp/>

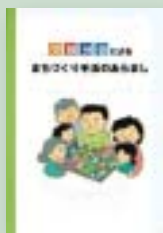
編集 フォンテルノ (〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿4-5-25 電話：03-5789-3746)

デザイン 盛田尚弘

印刷 東京コロニー 東京都大田福祉工場

## 主な出版物のご案内

財団法人 都市農地活用支援センターでは、以下の出版物を発行し、まちづくりに関する情報提供に努めております。書店では販売しておりません。下記の「お申込み方法」をご一読のうえ、当センター宛に直接お申込みください。



### 『交換分合によるまちづくり手法のあらまし』(200円/送料別途)

複数の地権者が抱える開発の困難な地区を、まちづくりの一手法である「交換分合」によって開発した事例を紹介しながら、分かり易く解説したパンフレット



### 『定期借地権制度のあらまし—土地は所有から利用へ』(300円/送料別途)

定期借地権制度のわかりやすい解説と最新の供給事例等を盛り込み、地方自治体向けパンフレット



### 『都市農地とまちづくり』(500円/送料込)

都市農地を活用したまちづくりに関する情報をタイムリーに集約し提供する刊行物



### 『農住組合のめざすまちづくり事例集』(2,800円/送料別途)

農住組合によるまちづくりの考え方について、まちづくりのテーマ毎に写真や図表をもり込みながら分かりやすく解説した事例集



### 『都市農地のための税制Q&A(平成21年度版)』(1,500円/送料別途)

平成21年度税制改正概要。相続税・固定資産税・都市計画税・譲渡税などをコンパクトにまとめた携帯参考書。「都市農地のための税制Q&A」の書名変更版



### 『農住組合の手引 2006』(2,100円/送料別途)

農住組合制度の具体的運用、手段を解説した公共団体及びJA等の担当マニュアル



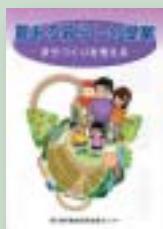
### 『農住組合資料集』(10,000円/送料別途)

農住組合制度のさらなる普及啓発を図ることを目的として、農住組合制度の創設移行、これまでに成立された77組合(昭和55年～平成16年度)によるまちづくり等の動向に関する基礎資料の収集・整理・分析を実施して、農住組合事業に関する資料集としてまとめたもの(オールカラー)



### 『都市農地の有効活用—魅力あるまちづくりのために』(在庫僅か/送料のみ)

市街化区域内農地を有効活用したまちづくりについて、住環境の向上をテーマとした農住組合制度を中心に、事例紹介をはじめ、当センターの支援内容の紹介したパンフレット



### 『農ある暮らしの提案—まちづくりを考える』(在庫僅か/送料のみ)

都市農地を活用したまちづくり参考となる各種の取り組みをとりまとめたパンフレット



### 『農を生かした都市づくり』(1,500円/送料別途)

新しい時代の都市農地のあり方に関する有識者からの提案や都市農地の利活用の実践事例を幅広くとりまとめた事例集

\*定価には消費税を含みます



### 『定期借地権の新たな活用に向けて—再開発からマンション定借の最新情報—』(1,500円/送料別途)

最新の定期借地権制度の解説、最新事例を紹介

## お申込み方法

### FAXまたは郵送でお申し込みの場合

F A X → 03-3225-5423

郵送先 → 財団法人 都市農地活用支援センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目26番6号 新宿加藤ビル6F

### Eメールでお申し込みの場合

→ moushikomi@tosinouti.or.jp

大きな夢をみるってステキ、宝くじ。

Dream 夢



宝くじの収益金は、  
身近な街づくりに役立っています。

財団法人 **日本宝くじ協会**

当せんはしっかり調べて、しっかり換金。

<http://www.jla-takarakuji.or.jp>

●外国発行の宝くじを、日本国内において購入することは、法律で禁止されています。

